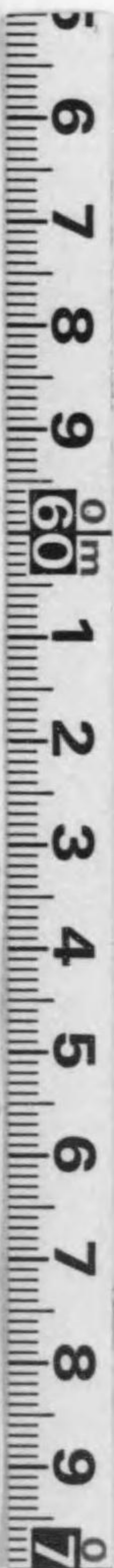


349

431



始







一日本橋區史

參部

右

天皇

皇后兩陛下

皇太子殿下  
獻納被

致候二付

御前へ差上候此段

申入候也

大正五年十月四日

天皇

皇后兩陛下

皇太子殿下獻納被

致候二付

御前へ差上候此段

申入候也

大正五年十月四日

富内大臣男爵波多野敬直

東京市日本橋區長正位勲章新居友三郎殿



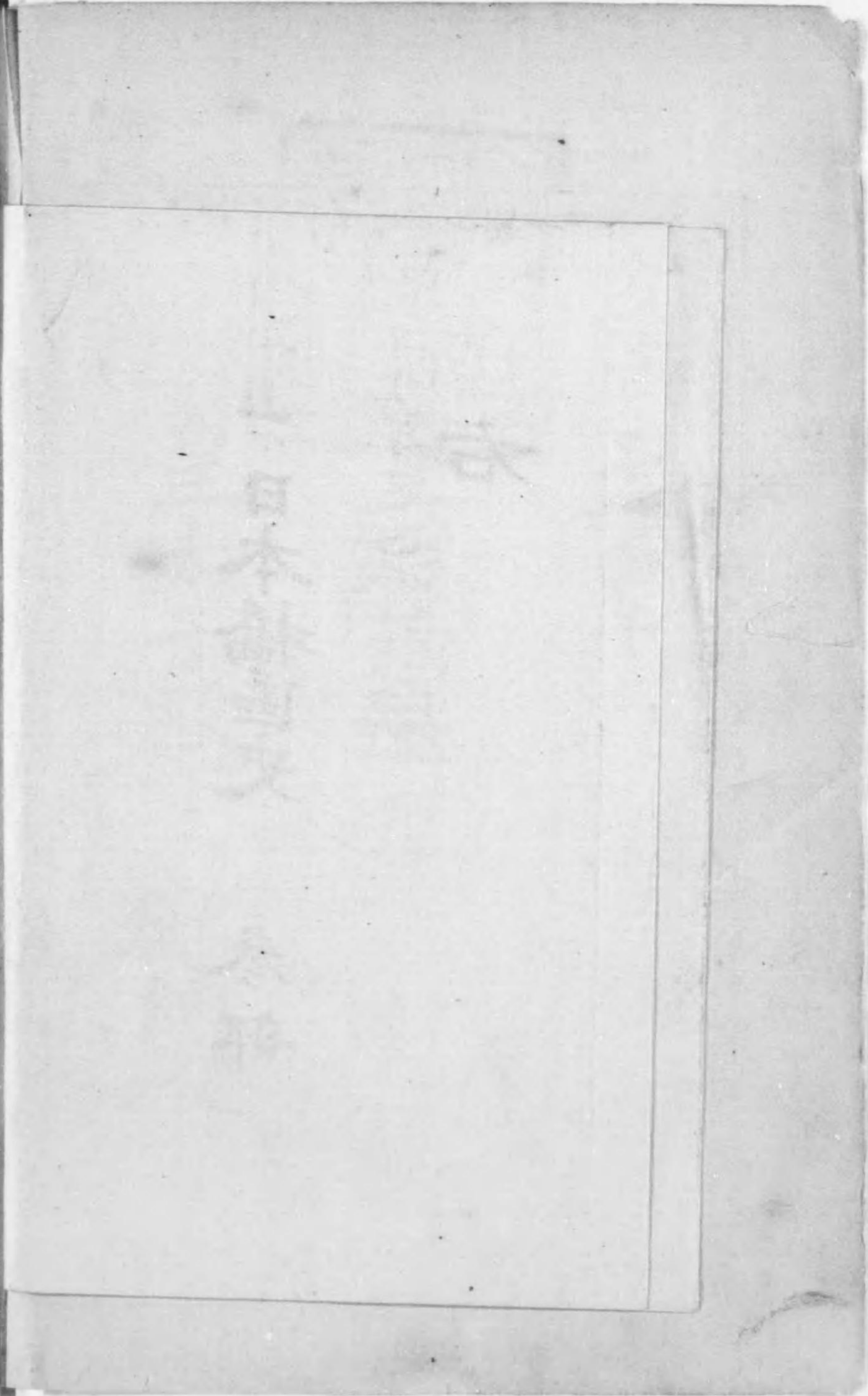
# 日本橋區史

第一冊

東京市日本橋區役所編纂

所寄

大正  
5. 12. 18  
寄贈



349-431

### 日本橋區史編纂に就て

日本橋區史編纂の業成り、茲に之を印行するに當り、其の經過の  
大要を叙述せん。とす。

本區曩に區史編纂の必要を認め、資料蒐集の舉あり。即ち明治四  
十四年六月二十一日、區會議員高木益太郎君始め左記議員諸君  
の建議に依り、區會に於て區史編纂の件を議決したり。

#### 區會議員

高木益太郎君	白澤武平君	西澤善七君
澁谷正吉君	稻延利兵衛君	平塚有君
清水米藏君	南川福藏君	市原求君
故神崎三郎兵衛君	小倉久兵衛君	高木與兵衛君
小西安兵衛君	水谷市郎右衛門君	渡邊對三君

序文 日本橋區史編纂に就て

成島菊次良君

石井彦治君

近藤朝吉君

野本傳七君

大内重兵衛君

林九兵衛君

白石甚兵衛君

樋口芳太郎君

同年七月七日、議長柿沼谷藏君の名を以て、中野程之助君に該事務を囑託し、仁杉英君及び大庭知榮君に顧問を囑託したり。而して明治維新以降明治四十四年に亙り、本區に於ける行政の沿革并に公共事業に關する事實を類別し、之を年次によりて纂輯する所ありしと雖、區史を大成せんとするには、更に廣く其の他の資料を蒐集し、以て編纂の業を進めざるべからず。

惟ふに我が日本橋區の地たる、奈良朝時代に於て既に奥州街道の要衝となり、爾來關東地方の商港として、商業上、重要なる地位を占め、徳川氏の治世に至りて更に急激なる發達を遂げ、以て現

代に至れり。

抑我が日本橋區今日の繁榮發達を致したるは、其の由て來る所最も廣く且遠きものあり。随つて過去の事績にして世に傳ふべきもの、元より尠なからず。今是を詮索研究して本區繁榮の因由を繹ね、行政上を始め、諸般の沿革を明らかにせば、今後一層本區の發達を期する上に於て裨益する所少なからざるべく、自治制の運用上に於ても亦一の參考資料となるべし。乃ち既集の材料の外、更に往時に遡りて、幾多の史蹟を辿り、可及的多方面より材料を蒐めて正確なるものを抜き、一貫したる日本橋區史を編纂せんと欲し、大正二年十月十一日、左の諸君に對し日本橋區史編纂評議員を囑託し、爾後編纂の方針其の他の評議を求むる爲、數次の會同を煩はしたり。



柿沼谷 藏君	市原 求君	高木益太郎君
清水米 藏君	西澤 善七君	津村重 舍君
星野 錫君	小倉久兵衛君	南川 福藏君

斯くて大正二年十月十五日、區會議員諸君の協議を煩はし、次で同年十一月二十日、區會に於て區史編纂費壹千圓の議決を經、同年十二月一日、其の編纂を東京市本郷區湯島切通坂町畫報社木澤孚氏に囑託し、大正三年十一月三十日を限り、金壹千圓を以て原稿の作成及び寫眞の蒐集筆耕料等に至るまで一切の事を處辨するの契約を締結したり。而して編纂主任の選定は、之を同氏に委し、本職の承認を得せしむることとなせり。即ち、戸川安宅君其の他知名の諸士、其の任に當りて編纂に従事したり。元より脱

稿の日に於て、別に斯道大家の校閲を經るの豫定なりき。

爾來月を重ね、豫定の期日に至るも脱稿を見るに至らず。大正四年八月に至りて、原稿三千三百頁、寫眞七百個を木澤氏より提出したり。該原稿の作成并に寫眞の蒐集等に關しては、多大の熱心努力を以てせられたるは、深く之を諒さす。然りと雖、元來史料の蒐集選擇の業たる、最も至難の事に屬し、殊に區の事業として區史を編纂せんこと、其の任や重し。故に出來得る限りの努力を以て之が完全を期せざるべからず。即ち改めて之を郷土史編纂の經驗を有する専門家に委し、更に蒐集すべき史料は之を集め、又削除すべきものは之を削らば、以て完璧を得るに庶幾かるべし。と信じ、曾て淺草區史編纂の事に當り、又秋田縣史編纂の事に従ひたる史學專攻岡久毅三郎氏をして、斯道の大家文學博士喜田

貞吉氏の指導の下に、大正四年九月より該事務に専従せしめ、八箇月の日子を費やし、將に改修補正の業を完了せんとするに當り、大正五年四月、區史目次稿を具して區内名譽職諸君并に斯道有識の士の閱覽批評を求め、更に評議員會の審査を経、其の決議に基づき、同年五月之を東京印刷株式會社に委して印刷に附せり。而して先之大正五年二月二十五日、區會に於て、爾後の編纂費として金五百圓の豫算の議決を経たり。

斯の如く、本區史編纂に關しては、最初より十分なる注意を以て精密なる調査研究を重ね、萬遺算なきを期したり。雖、或は遺漏誤謬之なきを保せず。特に讀者の寛恕を乞はん。とす。

終りに臨み、本區史編纂を建議せられ、及び之に贊同せられたる諸君、并に編纂に關する經費支出の議に參與せられたる諸君に

對し、感謝の誠意を表し、謹みて當時の區會議員諸君の芳名を録す。而して本事業の爲、特に屢會同審査、援助の勞を惜まれざりし評議員諸君、及び諸般の資料を提供して本事業を佐けられたる諸君に對しては、茲に重ねて感謝の意を表す。又、資料の蒐集、其の他に關し力を盡されたる中野君、仁杉君、大庭君、編纂の任に當られたる戸川君、及び木澤君、始め關係諸君、并に、公務多忙の間指導校閱の任に當られたる喜田文學博士、及び補修改訂の勞に服せられたる岡久氏に對して、深厚なる謝意を表す。と云爾。

現任區會議員

前田 兼 七君

大内重兵衛君

津村 重 舍君

菊池 晋 二君

高木與兵衛君

石井 彦 治君

成島菊次良君

石川 甚 作君

森友徳兵衛君

序文 日本橋區史編纂に就て

八

- |        |         |        |
|--------|---------|--------|
| 柿沼谷藏君  | 大橋新太郎君  | 佐久間藤吉君 |
| 野本傳七君  | 前川太兵衛君  | 中島伊平君  |
| 澁谷正吉君  | 遠山市郎兵衛君 | 平塚有君   |
| 岡本宏君   | 小西安兵衛君  | 橋本直一君  |
| 稻延利兵衛君 | 西澤善七君   | 渡邊對三君  |
| 渡邊大治郎君 | 近藤達兒君   | 宮田哲雄君  |
| 小倉久兵衛君 | 須原大助君   | 頓宮雄藏君  |
| 高木益太郎君 | 清水米藏君   | 市原求君   |
| 指田傳助君  | 白澤武平君   | 山口八郎君  |
| 星野錫君   | 秋山朗君    | 田村貞馬君  |
- 前任區會議員（現任者を除く）
- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 故濱口吉右衛門君 | 故室伏治郎兵衛君 | 森岡平右衛門君  |
| 安田源藏君    | 南川福藏君    | 故神崎三郎兵衛君 |
| 菊池長四郎君   | 水谷市郎右衛門君 | 近藤朝吉君    |

- |        |        |        |
|--------|--------|--------|
| 鈴木宗兵衛君 | 朝夷眞三君  | 林九兵衛君  |
| 田中榮次郎君 | 白石甚兵衛君 | 樋口芳太郎君 |

大正五年六月

日本橋區長 新居友三郎

庶務掛長森岡保喜氏の、本區史編纂事業に關し終始盡力せられ  
たるは、本職の謝するところなり。

序文 日本橋區史編纂に就て

九

### 日本橋區史の補修及び校閲に就て

大正四年九月の交なりき。日本橋區長新居友三郎君、區史編纂囑託岡久毅三郎君をして、區史稿本を齎して之が補修改訂に關し、余の指導并に校閲を求めしむ。蓋、余、曩に新居君が淺草區に長たりし際、其委囑により、同區史編纂者として岡久君を推薦し、其稿本を校閲せるの關係を追へるなり。然れども、近時、余、公私極めて多忙にして、多く時日を之に割く能はざるの事情あり。殊に同區史の稿本に至りては、既に幾多編纂者の手を経て成就せしものにして、毫も余の關與せざりし所なれば、今區が之を補修改訂せんとするに當りて、忽ち局外より入り之が指導校閲を爲すが如きは、もご余が任にあらず。乃ち辭するに此の故を以てす。而も彼

の因縁あり、岡久君の懇請強ちに拒むべからず、終に君が手腕に信頼して之を承諾する事と成れり。

こゝに於て先づ其稿本を閲するに、全編三十三章約三千三百頁、彪然たる大冊にして、事の日本橋區に關するもの、殆ど悉く收めて本書に在るの觀あり。前編纂者の勞多とすべきなり。即ち之に基づき、新に任に補訂の事に當れる岡久君と數回の討議を重ね、ほゞ其要項を定め、綱目を整へ、若干の新資料と研究とを加へ、以て之を君に委す。爾來、君熱心事に従ひ、新に研鑽の功を積み、繁を削り簡を補ひ、章節を分合し、誤謬を訂正し、同年末に至りてほゞ其功を竣へたり。

斯くて補修改訂を経たる新稿本は、約三千六百頁、二十有三章、分ちて四冊とす。第一冊には地理に關するもの六章、第二冊には行

政に關するもの亦六章、第三冊には教育商工業に關するもの三章、第四冊には雜纂八章を收め、別に附するに參考畫帖及び地圖を以てす。中にも其寛保沽券圖の如きは、岡久君の新に發見する所にして、江戸の町割及び江戸時代の土地測量の沿革を知る上に絶好の資料たり。

更に其内容を閲するに、全編殆ど舊稿を改削して遺す所なく、編纂頗る其體を得たるが如し。而も岡久君の、之が爲に費せし所僅に半歳、よく勉めよく果したりと謂ふべし。固より此大冊子、其包含する所極めて廣く、中には尙繁簡宜しきを得ずと思はるゝもの、更に研究を重ねるの要を認むるもの、進んで廣く材料を求むべしとするもの等、是れなきにあらず、誤謬遺漏亦必ず多かるべし。然れども、公廳の事、期日の遷延すべからざるものあり。短少の

時日を以て、岡久君よく之を成す。尙さらに其以上を之に求めんは、徒らに難きを責むるものにして、所謂蜀望の類ならんのみ。乃ち一閲中に心付きたる箇所を指示し、聊か之が再考を求め、大正五年四月、一と先づ稿を返付したり。而して今や上梓功成り、冠するに余が校閲の名を以てす。顧みて忸怩たるものなき能はざるも、もご是れ時日の許さざる所、蓋己むを得ざるなり。こゝに顛末を卷首に記して余が責任を明にす。本書採るべき所は、専ら原編纂者、岡久君この功なり。注意到らざるの譏は、余之を甘受せざるべからず。識者、幸に是正を賜ひ、他日更に本書を本として完全なる一大區史を編纂するの期あらんには、是れ望外の僥倖なり。

大正五年九月

文學博士 喜田貞吉識

例言

一、本書は、筆を地理の變遷に起して地理關係の事項を修し、次に行政關係事項に及び、商工業金融の移推を叙し、雜纂に至りて筆を擱くを以て、別に篇次を設けず、分冊によりて之を明らかにせしむ。即ち第一冊は地理篇として地理關係の六章を收め、第二冊は行政篇として行政關係の六章を收め、第三冊は教育商工篇として其の三章を收め、第四冊は雜纂篇として其の八章を收む。全篇通じて二十三章。其の分冊各章の排列左の如し。

第一冊		第六章	
第一章	地理	公園並びに名所古蹟	
第二章	河川橋梁		
第三章	街衢		
第四章	戸口		
第五章	交通及び通信		
第二冊			
第七章	行政		
第八章	財政		
第九章	兵事		
第十章	衛生		

例言

第十一章	舊時の刑政	第十七章	諸式典
第十二章	警察	第十八章	非常天災
第三册		第十九章	消火水防並びに救済
第十三章	教育	第二十章	風俗
第十四章	商工業附瓦斯電燈	第二十一章	遺聞雜纂
第十五章	金融機關	第二十二章	人物志
第四册		第二十三章	年表
第十六章	社寺附布教所教會		

一、第十三章教育は、之を第二册に收むべきものなれども、今之を第三册に收めたるは、一に分册の便宜によるものなり。

一、大正五年四月印刷の目次稿、同年六月發行の趣意書中に収録したる章節にして、本書と合せざるものあるは、其の後調査研究を加へ、又有識者の示教を參酌して以て改訂をなしたるによれり。別册參考書帖亦同じ。

一、本書の編纂に關しては、二三編纂主任に異動ありたるを以て、前編纂者の研究に

成れるものは努めて之を保存し、統一上止むを得ざるもののみを改削するの方針を取れり。

- 一、本書中所引の材料は、原本に従ひ、字義通せざるものは、二三の別本によりて校訂し、原本名は一々之を録したり。
- 一、本書中所引の文に○を附して割註を加へたるものは、原文と區別せんが爲に編纂者の記入したるものにかゝる。又行を別にして記したる書名には( )を加へて同書より引用したるを示したり。
- 一、本書には、參考書帖として木版、寫真版、鉛凸版等を本文によりて分類掲載し、添ふるに、舊幕府引繼書類たる御府内沿革圖書日本橋之部を以てし、之を別册として繙讀に便じたり。
- 一、御府内沿革圖書日本橋之部は、之を原色刷となし、原本と大差なからしむるに努めたり。尙同書の凡例を參照せらるべし。
- 一、參考書帖の中に、寛保活券圖十五葉を縮寫原色刷となして別册に收めたり。中に就て、蠹餘亂離なるものあれども、圖中記載の文字に就いては妄りに修補を加へ

す。これ一に古圖を尊重し、其の價値を江湖に問はんとするに外ならず。  
 一、日本橋區史全篇通じて五函六冊記載の事項中、誤謬遺漏ありとすれば、其の罪主として改訂補修者にあり、其の採るべきものあるの功は、一に前編纂者にあり。茲に印行に際し、例言を記するに當りて一言を附すと云爾。

大正五年六月

日本橋區史編纂補修囑託

岡久 穀三 郎 識

# 日本橋區史第一冊目次

## 第一章 地理

### 第一節 序説

- 日本橋區の位置(一) 沖積層に屬す(一)
- 原始時代の一寒村(三) 貝塚村(三)
- 當時の住民コロボツクル(三) 三千年前の住民(三)
- 江戶橋の舊象の白齒(一)
- 魚介の供給地(三)

### 第二節 江戸時代以前の地理

- 武藏の建置(三) 豊島郡の建置(三)
- 當時山道の不便(四) 海道の變遷(四)
- 山海兩道(五) 各驛の所在(五)
- 豊島驛は中里村也(六) 井上・浮島・河曲三驛の所在(六)
- 豊島驛の所在(七) 豊島村又は中里村歟(七)
- 地理上の不合理(七) 豊島驛は後の平河村也(七)
- 江戸の名義(二〇) 江戸は在所に非ずして江所也(二〇)
- 初め山道に屬す(三)
- 海道轉屬の太政官符(五)
- 豊島驛は豊島村也(六)
- 當時の官道(六)
- 果して豊島村王子の地歟(七)
- 豊島の名義(七)
- 平川の入江(二)



江戸稱呼の起因(三)  
 前島森木の所在(二六)  
 茅場町四日市邊歟(二七)  
 文明中海運橋附近の状況(二八)  
 常盤橋附近といふ説(二九)  
 日本橋川は新川に非ず(三〇)  
 文明中の江戸の港は本區にあり(三一)

平川と日本橋川(三)  
 圓覺寺文書(二六)  
 前島森木は區内に渉る(二七)  
 高橋と海運橋(二八)  
 大手橋附近といふ説(二九)  
 江戸河口の落標(三〇)  
 入國前後の事蹟(三一)

### 第三節 江戸時代の地理

橋梁の新架(二七)  
 日本橋川の改修(二八)  
 寺院の移轉(二九)  
 濱町以南の修填(三〇)  
 吉原の開設(三一)  
 兩國橋新大橋永代橋相ついで創架す(三二)  
 龍閑川の新鑿(三三)  
 日本橋附近(三四)  
 永代橋(三五)

橋の役所(二五)  
 本町の町割(二六)  
 江戸最初の大火(二八)  
 江戸湊口の開設(三〇)  
 新堀の開鑿(三一)  
 寶永中の有様(三四)  
 柳原堤(三五)

### 第四節 現時の地理

中洲町の建設(二七)  
 面積(二八)  
 土地の高低(二九)  
 濱町の低下最も甚し(三〇)

市區の大改正(二八)  
 他區との比較(二九)  
 水準測量(三〇)  
 水準點眞高表(三一)

永代橋の架換(二七)  
 土地の類別(二八)  
 土地の低下(二九)

## 第二章 河川橋梁

### 第一節 河川

概説(四一)  
 濱町川(四二)  
 箱崎川(四三)  
 楓川(四四)

隅田川(四二)  
 東堀留川(四三)  
 日本橋川(四四)

龍閑川(四二)  
 西堀留川(四三)  
 龜島川(四四)

### 第二節 橋梁

十五年の橋梁(四五)  
 慶長八年の創架(四六)  
 明治五年架換の橋(四七)  
 新橋設計(四五)  
 一石橋(四五)

日本橋(四七)  
 當初の構造(四八)  
 明治以後の修葺(四九)  
 新橋の構造(五〇)  
 寛永圖之を載す(五一)

新架修葺二十八回(五〇)  
 橋名起因(五一)  
 新橋の架設(五二)  
 使用材料(五三)  
 西河岸橋(五六)

江戸橋(五)	鎧橋(五)	吳服橋(五)
常盤橋(五)	海運橋(五)	文明中の繁榮(五)
親父橋(五)	靈岸橋(五)	龍閑橋(五)
今川橋(五)	土州橋(六)	兩國橋(六)
寛文元年の創架(六)	破損架換の歴史(六)	兩國橋の古記録(六)
元祿九年の修葺(六)	享保修葺の覺(六)	享保出水修繕(六)
修繕入札(六)	渡錢の議(七)	兩國新大橋渡錢の沿革(七)
新大橋(七)	元祿六年の創架(七)	架換及修葺工事(七)
新大橋の古記録(七)	享保四年架換の覺(七)	柳橋(八)
淺草橋(八)	湊橋(八)	豊海橋(八)
兜橋(八)	千代田橋(八)	新場橋(八)
荒布橋(八)	中之橋(八)	思案橋(八)
萬橋(八)	新龜島橋(八)	九道橋(八)
甚兵衛橋(八)	鞍掛橋(八)	綠橋(八)
川口橋(八)	左衛門橋(八)	現在橋梁表(八)

### 第三章 街衢

### 第一節 概説

前島森木の所在(九)

文明中の江戸の湊(九)

江戸時代前の記録傳説(九)

### 第二節 天正の本町町割

本町町割着手(九)	本町本兩替町名主の祖(九)	移住の獎勵(九)
町割四十丈の制(九)	平城京の制(九)	各坊の丈尺(九)
京間田舎間(九)	一町四十丈(九)	一町の區分各種(九)
奥行は京間二十間也(九)	間口六間制(九)	屋敷割の種類(九)
閑地の滅亡(九)	京間制は必しも天正以前に限る べからず(九)	享保以降に殆ど京間の町割なし(十)
寛保沽券圖の發見(十)	沽券面の文句(十)	天保沽券圖(十)
沽券圖十五葉(十)	享保尺と曲尺(十)	田所町の丈尺(十)
表通四十丈(十)	新道は田舎間也(十)	長谷川町は田舎間也(十)
大傳馬町の丈尺(十)	鐵砲町の實例(十)	大傳馬鹽町の事實(十)
拜領屋敷は多く京間也(十)	拜領屋敷京間の理由(十)	九寸七分五厘を使用の事實(十)
公役賦課と丈尺の關係(十)	安永小間附町鑑(十)	一番組(十)
二番組(十)	四番組(十)	

### 第三節 天正以後の狀況

寺院多く移轉し來る(四)

瓦葺の嚆矢(四)

馬喰町の馬市と高札(四)

慶長の大土工(四)

本區の町數(四)

江戸の發達と區の繁榮(四)

第四節 町の起立と官私の関係

一四四

- 坂本町の起立(一四四)
- 町奉行支配となる(一四四)
- 名主を定む(一四九)
- 坂本町の命名(一五三)
- 上水引用手續(一五三)
- 吳服師八人(一四九)
- 名主を定むべき指令(一四九)
- 町名の豫定(一四九)
- 上水井戸新設(一五三)
- 井戸出来(一五三)
- 地所の内示と地割(一四九)
- 屋敷繪圖(一四九)
- 町年寄名主へ進物(一五三)
- 上水引用圖(一五三)
- 沽券狀(一五三)

第五節 往時町地の種類

一五五

- 沽券地(一五五)
- 拜領地(一五五)
- 上納地(一五七)
- 某屋敷と某所付屋敷(一五五)
- 屋敷の名目(一五九)
- 草創地(一五五)
- 被下地(一五七)
- 拜借地(一五七)
- 會所地(一五九)
- 抱地(一五九)
- 預け地(一五七)
- 助成地(一五八)
- 角屋敷(一五八)

第六節 現在の地域

一五九

- 武家地と町地(一五九)
- 府下六大區の制(一六〇)
- 町數の増減(一六二)
- 河岸地名稱表(一六五)
- 江戸を東京と改む(一六〇)
- 市内六大區の制(一六〇)
- 河岸地の沿革(一六三)
- 五十組に分つ(一六〇)
- 終始一大區に屬す(一六二)
- 七部に分ちたる町名(一六三)

第七節 各町誌

一六九

- 一の部
  - 本銀町(一七〇)
  - 時の鐘(一七〇)
  - 金座の址(一七三)
  - 駿河町(一七三)
  - 品川町裏河岸(一七五)
  - 浮世小路(一七五)
  - 鹽河岸(一七六)
  - 本小田原町(一七七)
  - 二の部
    - 龜井町(一七六)
    - 大傳馬鹽町(一七九)
    - 大傳馬町(一八〇)
    - 通旅籠町(一八三)
    - 元濱町(一八三)
    - 高砂町(一八三)
    - 鹽河岸(一八四)
    - 長谷川町(一八六)
    - 土手藏(一七〇)
    - 本町(一七三)
    - 十軒店町(一七三)
    - 本兩替町(一七五)
    - 室町(一七五)
    - 瀬戸物町(一七五)
    - 長濱町(一七六)
    - 板新路(一七七)
    - 江戸名産の竹籠(一七六)
    - 鐵砲町(一七九)
    - 江戸傳馬役(一八二)
    - 大丸新道(一八三)
    - 彌生町(一八三)
    - 浪花町(一八四)
    - 新和泉町(一八五)
    - ねぎ町(一八六)
    - 本石町(一七〇)
    - 江戸町年寄宅址(一七三)
    - 岩附町(一七三)
    - 北鞘町(一七五)
    - 尼崎町(一七五)
    - 伊勢町(一七六)
    - 安針町(一七七)
    - 本船町(一七八)
    - 本阿彌小路(一七〇)
    - 金吹町(一七三)
    - 本草屋町(一七三)
    - 品川町(一七五)
    - 高砂新道(一七五)
    - 米河岸(一七六)
    - 増上寺址敷(一七六)
    - 魚河岸(一七六)
    - 小傳馬上町(一七九)
    - 小傳馬町(一八〇)
    - 本綿店(一八二)
    - 通油町(一八三)
    - 大門通(一八三)
    - 駕籠屋新道(一八四)
    - 玄治店(一八五)
    - 雪駄町(一八六)
    - 牢屋敷(一七九)
    - 鞍掛橋(一八〇)
    - 肴店(一八二)
    - 新大坂町(一八二)
    - 富澤町(一八三)
    - 住吉町(一八四)
    - 天文の古碑(一八六)
    - 田所町(一八六)

大門通(二八六)  
稻荷前(二八七)  
葺屋町(二八八)  
新葺町(二八九)  
照降町(二九〇)

堀留町(二八七)  
新乗物町(二八八)  
暮路町(二八九)  
芳町(二八九)  
小舟町(二九〇)

莊助屋敷(二八七)  
長五郎屋敷(二八八)  
堺町(二八九)  
元大坂町(二八九)  
あえもの河岸(二九〇)

新材木町(二八七)  
岩代町(二八八)  
人形町(二八九)  
堀江町(二八九)

三の部

小網町(二九一)  
小網仲町(二九二)  
松島町(二九三)  
箱崎町の變遷(二九四)

トツカン堀(二九二)  
蠟穀町(二九三)  
北新堀町(二九四)

思案橋(二九二)  
米屋町(二九三)  
新永代町(二九四)

行徳河岸(二九二)  
土井小路(二九三)  
箱崎町(二九四)

四の部

馬喰町(二九〇)  
通鹽町(二九一)  
東縁河岸(二九二)  
藥研堀町(二九三)  
吉川町(二九四)

初音の馬場(二九〇)  
横山町(二九一)  
若松町(二九二)  
醫師町(二九三)  
元柳町(二九四)

雲光院址(二九〇)  
肴店(二九一)  
矢ノ倉町(二九二)  
米澤町(二九三)  
淺草見附門(二九四)

郡代屋敷(二九〇)  
橘町(二九一)  
間部河岸(二九二)  
兩國廣小路(二九三)  
新柳町(二九四)

五の部

村松町(二九一)  
菖蒲河岸(二九二)  
三又(二九三)

久松町(二九一)  
中洲町(二九二)

濱町(二九一)  
明和の埋築(二九二)

武家地(二九一)  
寛政の毀撤(二九二)

六の部

通四个町(二九四)  
地藏堂(二九四)  
數寄屋町(二九四)  
下槇町(二九七)  
新右衛門町(二九八)  
青物町(二九九)  
土手藏(二九九)

木原店(二九四)  
吳服町(二九四)  
檜物町(二九四)  
箔屋町(二九七)  
川瀬石町(二九八)  
鹽物河岸(二九九)  
本材木町(二九九)

式部小路(二九五)  
樽新路(二九六)  
上槇町(二九七)  
岩倉町(二九七)  
平松町(二九九)  
萬町(二九九)  
紅葉川(二九九)

西河岸町(二九四)  
元大工町(二九四)  
五輪町(二九四)  
樽正町(二九九)  
佐内町(二九九)  
元四日市町(二九九)  
高橋(二九九)

七の部

南茅場町(三〇一)  
三代町(三〇三)  
龜島町(三〇三)  
備考第一表區  
畫町名沿革表(三〇四)

八丁堀(三〇一)  
神田三代町(三〇三)  
矢場(三〇三)  
備考第二表  
各町里俗小名大概(三〇五)

兜町(三〇一)  
北島町(三〇三)  
代官屋敷(三〇四)

坂本町(三〇一)  
七軒店(三〇三)

第八節 街衢の整理

第一 市區改正沿革

維新の打撃(三三七)  
市區改正事業の沿革(三三九)  
新設計(三三九)  
改正事業の成績(三三九)

市區改正の必要(三三六)  
十七年の計劃(三三九)  
改正特別税(三三九)  
區民の負擔額(三三九)

防火線路(三三六)  
市區改正條例(三三九)  
速成案(三三九)

第二 整理の状況.....二三七

- 舊設計の路線(二三七)
  - 一 道路の幅員(二三八)
  - 二 道路の幅員(二三八)
  - 三 道路の幅員(二三八)
  - 四 道路の幅員(二三八)
  - 五 道路の幅員(二三八)
- 新設計と道路(二三七)
  - 一 道路(二三八)
  - 二 道路(二三八)
  - 三 道路(二三八)
  - 四 道路(二三八)
  - 五 道路(二三八)
- 馬喰町の新道開設(二三九)
- 龍閑川筋の開設(二三九)
- 市區改正の結果(二三九)
  - 一 二類線(二三九)
  - 二 三類線(二三九)
  - 三 四類線(二三九)
  - 四 五類線(二三九)
  - 五 六類線(二三九)
- 改正路線(二三九)
  - 一 十四年分(二三九)
  - 二 二十一年分(二三九)
  - 三 二十四年分(二三九)
  - 四 三十年分(二三九)
  - 五 三十六年分(二三九)
  - 六 四十年分(二三九)
  - 七 四十四年分(二三九)
- 土地の類別(二三九)
- 濱山吉川元柳三代町の道路擴張(二三九)
- 濱町川筋の開設(二三九)
- 土地收用一覽(二三九)
  - 一 十八年分(二三九)
  - 二 二十三年分(二三九)
  - 三 二十九年分(二三九)
  - 四 三十三年分(二三九)
  - 五 三十九年分(二三九)
  - 六 四十二年分(二三九)

第九節 街衢の繁榮附各町土地臺帳.....二七五

- 天正の地價(二七五)
- 明治初年の地價(二七五)
- 全市の對照表(二七五)
- 元祿の地價(二七五)
- 地價の修正(二七五)
- 宅地價調査委員(二七五)
- 寛保の地價(二七五)
- 舊地價の六倍(二七五)
- 地價の變動(二七五)

附錄 各町土地臺帳.....二八三

- 坪三百六十九圓(二八三)
- 土地賣買價格(二八三)
- 家屋賣買價格(二八三)
- 一の部各町(二八三)
- 二の部各町(二八三)
- 三の部各町(二八三)
- 四の部各町(二八三)
- 五の部各町(二八三)
- 六の部各町(二八三)
- 七の部各町(二八三)

第四章 戶口.....三九三

第一節 戶口の消長.....三九三

- 江戸の戶口と日本橋(三九三)
- 維新後の戶口(三九三)
- 地價の騰貴と戶口の減少(三九三)
- 戶口の増減數(三九三)
- 江戸時代日本橋の戶口(三九三)
- 土地と人口(三九三)
- 建物の變化(三九三)
- 全市との戶口比較(三九三)
- 天明中十五萬人(三九三)
- 戶數と人口(三九三)
- 交通機關と戶口の減少(三九三)

第二節 家屋.....三九九

- 江戸最初の瓦葺(三九九)
- 大傳馬町の家作(三九九)
- 横の觀察(三九九)
- 二階建以上の家屋の増加(三九九)
- 明曆以前の家屋(三九九)
- 家屋構造制限(三九九)
- 棟數の減少と坪の増加(三九九)
- 面積と戶數(三九九)
- 壯麗眼を驚かす(三九九)
- 防火線路(三九九)
- 縦の觀察(三九九)
- 家屋に関する統計(三九九)

### 第三節 人口

- 密度約三倍(四一九)
- 本籍人口(四二七)
- 本籍人と寄留者表(四二八)
- 寄留人超過の區(四三〇)
- 本籍人員生年別表(四三三)
- 現住人口生産死亡(四三三)
- 十五年以降の人口(四三九)
- 入寄留者(四三八)
- 全市の本籍人と寄留者(四三〇)
- 本籍人扶養關係(四三三)
- 本籍人の婚姻關係(四三三)
- 現住百人につき生産死亡(四三五)
- 明治十六年と大正二年の戸口比較(四二二)
- 出寄留者(四二八)
- 本籍人超過の區(四三〇)
- 族稱別本籍人口(四三三)
- 婚姻離婚月別表(四三三)
- 生産死産月別表(四三三)

### 第四節 人口の調査

- 市勢調査の實行(四三三)
- 男女の比較と市況(四三三)
- 人口出生地別(四三三)
- 所謂働盛の人員(四三三)
- 縁組關係所帶主(四三三)
- 商業交通業者六割四分(四三九)
- 縦の觀察(四三五)
- 所帶別現在人口表(四三五)
- 扶養關係(四三五)
- 現在人口と常住人口(四三三)
- 現在常住并其百分比(四三九)
- 人口本籍地別(四三三)
- 年齢階級による現在人口(四三三)
- 職業別常住人口(四三九)
- 物品販賣業者は全市中第一位(四三九)
- 職業別常住人口表(四三三)
- 本所帶(四三五)
- 共同生産(四三五)
- 現在人口男百人につき女(四三三)
- 所帶別人口(四三三)
- 本籍現在年齢別人口(四三三)
- 年齢と婚姻關係(四三三)
- 横の觀察(四三五)
- 所帶の觀察(四三五)
- 準所帶(四三五)
- 人口密度の比較(四三五)

## 第五章 交通及び通信

### 第一節 江戸時代以前の概要

奈良朝の交通(四四七)

王朝時代以降の交通(四四七)

### 第二節 江戸時代の交通制度

- 江戸時代の進歩(四四七)
- 日本橋と元標(四四七)
- 驛 傳(四四七)
- 寛文中(四四七)
- 元禄年中(四四七)
- 享保年中(四四七)
- 安永年中(四四七)
- 寛永の改定(四四七)
- 正徳の駄賃附(四四七)
- 飾馬と小室節(四四七)
- 傳馬所勤方(四四七)
- 町駕籠乗用の制(四四七)
- 正徳の町觸(四四七)
- 職 司(四四九)
- 一里塚(四四九)
- 大傳馬町(四四九)
- 延寶年中(四四九)
- 寶永年中(四四九)
- 元文中(四四九)
- 街道賃錢(四四九)
- 驛場の特典(四四九)
- 享保の駄賃附(四四九)
- 助郷の制(四四九)
- 大傳馬町勤方一例(四四九)
- 辻駕籠運上(四四九)
- 五街道と脇往還(四五〇)
- 舊時の道幅(四五〇)
- 傳馬町所出の人馬(四五〇)
- 天和年中(四五〇)
- 正徳年中(四五〇)
- 寶曆年中(四五〇)
- 東海道駄賃附(四五〇)
- 日本橋の高札(四五〇)
- 江戸めぐり道程(四五〇)
- 定賃錢の制(四五〇)
- 駕 籠(四五〇)
- 辻駕籠の制限(四五〇)

第三節 江戸時代の水運

四八三

江戸湊口の濬標建設(四八三)  
江戸初期の水運(四八四)  
菱垣船と樽船(四八七)

日本橋川口は湊口也(四八四)  
奥羽北海航路(四八五)  
番船の開航(四八七)

第四節 明治以後の交通

四八八

第一 元標と街道

四八八

第二 道路

四九〇

主要の道路(四九〇)  
東西の道路(四九二)  
三等道路(四九三)  
道路の等級(四九四)  
路面の改良(四九七)  
道路の植樹(四九九)  
現在区内の道路別(五〇〇)

改正の道路(四九二)  
一等道路(四九三)  
道路の整理(四九三)  
改正前の道路擴張(四九五)  
歩車道の改良(四九六)  
並木の制限(四九九)  
元標間里程(五〇〇)

第三 交通機關

五〇四

一 人力車

五〇四

明治三年の發明(五〇四)  
人力車仕法(五〇六)

市に行はる(五〇四)  
營業指令(五〇六)

營業願書(五〇五)  
加盟者について(五〇七)

製造營業特許權(五〇八)  
加入者との契約(五〇九)  
積金を以て冥加とす(五二〇)  
人力車に關する統計(五二五)

營業規定(五〇八)  
出場所の制限(五二〇)  
人力車と掟(五二五)

賃錢規定(五〇九)  
車體製造は幸助持分(五二二)  
二人乗の増減(五二五)

二 諸車

五一六

馬車(五一六)  
自働車(五二七)

荷車(五一六)  
諸車輛數(五二七)

自轉車(五二七)  
諸車に關する統計(五二八)

三 鐵道馬車

五一九

圓太郎馬車(五二九)

鐵道馬車創始(五二九)

動力の變更(五二九)

四 市街鐵道  
電氣鐵道の沿革(五三〇)  
電車鐵道會社の設立(五三二)  
軌道の延長(五三三)  
軌道車輛の改良(五三三)

市營の議(五三二)  
電氣鐵道會社の設立(五三二)  
乗客數(五三三)  
区内軌道の延長(五三三)

市街鐵道會社の設立(五三三)  
三社合併及市有(五三三)  
收入(五三三)  
区内の電車線路(五三四)

五 汽船  
東京大阪間定期航路(五三五)  
内國通運會社(五三六)

回漕取扱所(五三五)  
市内航路の三會社(五三七)

日本郵船會社(五三六)  
乗降客と貨物(五三六)

六 渡船  
中洲の渡(五三八)

千歳の渡(五三八)

日本郵船會社(五三六)  
乗降客と貨物(五三六)

早 船(五九) 賃 錢(五九)

區内の船舶(五九)

第五節 江戸時代の通信運輸

五三一

- 飛 脚(五三)
- 三度飛脚(五三)
- 民間郵便の祖(五三)
- 獨立營業(五三)
- 金 飛 脚(五三)
- 定飛脚問屋(五三)
- 問屋制令(五三)
- 業務取扱方(五三)
- 安政年中の問屋(五三)
- 支 配(五三)
- 營業法(五三)
- 遞送法(五三)
- 江戸町飛脚(五三)
- 芳町の立花屋(五三)
- 町飛脚直段(五三)
- 町飛脚の扮装(五三)

第六節 明治初年の四日切及び遞送費

五三九

- 和泉屋の創始(五九)
- 解繩の種類(五九)
- 幸便と急便(五九)
- 遞送費(五九)

第七節 新式郵便及び舊飛脚業の滅亡

五四一

- 舊傳馬所と公文書(五四)
- 新式郵便布告(五四)
- 傳馬所と陸運元會社の差違(五四)
- 新制と飛脚の交渉(五四)
- 轉業の運命(五四)
- 三都郵便開始(五四)
- 飛脚問屋の熟練(五四)
- 和泉屋の斡旋(五四)
- 陸運元會社の設立(五四)
- 飛脚業の滅亡(五四)
- 傳馬所助郷の廢止(五四)
- 吉村甚兵衛(五四)
- 官私の競争(五四)
- 政府の勸説(五四)

第八節 区内郵便・電信・電話局の開設

五四八

- 四日市郵便役所(五四)
- 書狀差出方(五四)
- 郵便規則の實施(五四)
- 實施前後の事情(五四)
- 郵便事務梗概(五四)
- 集配と管區(五三)
- 新聞發行(五四)
- 集配區劃(五三)
- 東京中央郵便局(五三)
- 区内二等郵便局(五四)
- 区内三等郵便局(五四)
- 電信局の開設(五五)
- 東京中央電信局(五五)
- 電信取扱局(五五)
- 電 話(五五)
- 自働電話(五五)
- 加入者七千人(五五)
- 一日通話十五萬回(五五)

第九節 通信狀況

五五八

- 通常郵便の發信數(五五)
- 郵便函と切手賣捌所(五五)
- 私書函(五五)
- 通常郵便の着信數(五五)
- 累年通常郵便物數(五五)
- 集金郵便口數(五五)
- 年賀郵便の沿革(五五)
- 集配度數(五五)
- 年賀郵便數(五五)
- 累年年賀郵便物數(五五)
- 小包郵便(五五)
- 年賀小包郵便數(五五)
- 電信發着數(五五)
- 前後六箇年の比較(五五)

第六章 公園并に名所古蹟

五六五

第一節 公園

五六五



坂本公園(五五)

兩國公園(五五)

蠣殻町公園(五六)

第二節 名所古蹟

- 一 豐島驛と平川村(五六)
- 二 千代田村址(五六)
- 三 福田村舊蹟(五六)
- 四 日本橋通と人形町通(五九)
- 五 大門通(五九)
- 六 日本橋(五七)
- 慶長八年創架(五七)
- 慶長中の有様(五七)
- 寛政前後の有様(五七)
- 茶山鷗齋の邂逅(五七)
- 七 柳橋(五九)
- 兩國の名稱由來(五九)
- 天保頃の有様(五九)
- 廣小路の位置(五九)
- 天和前後舟遊の有様(五九)
- 三又の地理(五九)
- 中洲の埋立(五九)
- 態暮橋址(五九)
- さらく橋址(五九)
- 元柳橋址(五九)
- 創架年代と橋名由來(五九)
- 取拂問題再考(五九)
- 八 兩國の名稱并兩國廣小路(五九)
- 寛政頃の状況(五九)
- 廣小路の名稱(五九)
- 九 兩國の川開と納涼(五九)
- 一〇 三又中洲の繁榮(五九)
- 寛文中の有様(五九)
- 一一 海賊橋(五九)
- 一二 高札場址(五九)
- 一三 八つ見橋(五九)
- 一四 道場橋址(五九)
- 一五 きらく橋址(五九)
- 一六 舊新大橋址(五九)
- 一七 乙が淵(五九)
- 一八 元柳橋址(五九)
- 一九 尼が橋址(五九)
- 二〇 舊永代橋址(五九)
- 町橋となる(五九)

- 渡場二箇所(六〇)
- 享保十九年修復(六〇)
- 文化四年の斷落一件(六〇)
- 一 楓川(六〇)
- 二 高札場址(六〇)
- 三 晒し場址(六〇)
- 二 才藏市(六一)
- 三 べつたら市(六一)
- 四 照降町(六一)
- 三 魚市場(六一)
- 四 新場址(六一)
- 五 銀座址(六一)
- 六 金座址(六一)
- 七 銀座址(六一)
- 八 秤座址(六一)
- 三 本銀町封疆と土手藏(六一)
- 土手に關する書上(六一)
- 土手前床店(六一)
- 一丁日土手藏焼失新設(六一)
- 神田八丁堀(六一)
- 四 柳原と封疆(六一)
- 享保初年植樹(六一)
- 五 四日市土手藏址(六一)
- 寛永の樹形構築と御門の普請(六一)
- 六 淺草見附門址(六一)
- 明暦大火と淺草門(六一)
- 七 賀茂眞淵閑居の址(六一)
- 三 護國徂徠宅址(六一)
- 四 文七元結宅址(六一)
- 一 清水如水宅址(六一)
- 二 本阿彌小路(六一)
- 三 竹馬床址(六一)
- 享保の再興(六一)
- 四 時の鐘址(六一)
- 鐘役源七書上(六一)
- 五 寶永の時鐘は現存す(六一)
- 六 最初の時鐘(六一)
- 七 鐘樓(六一)
- 八 赤穂義士の寓居と唐人宿(六一)
- 義士の宿泊(六一)
- 高札に關する俗傳(六一)

日本橋區史第一冊目次

義士子息等の揚屋入(六三九)

シーボルト一件(六四〇)

四六 十軒店(六三〇)

四九 尼店(六四二)

五〇 穢多村址(六四三)

五三 本船町(六四四)

五六 鳶澤町古着市場(六四六)

五九 吉原町舊址(六四七)

六二 定火消屋鋪址(六四八)

六五 船藏と船見番所址(六五〇)

六六 博勞町と馬場址(六五〇)

六七 關東郡代屋鋪址(六五三)

七〇 雲光院址(六五五)

七三 式部小路(六五五)

七六 山王神社御旅所(六五七)

七九 鎧の渡(六六〇)

八二 西郷南洲遺愛の海棠(六六三)

八五 三月月井戸址(六六五)

唐人宿長崎屋(六三九)

四七 梟首場址(六四二)

浮世小路(六四三)

五二 浮世小路(六四三)

五四 牢屋敷址(六四五)

五七 竈河岸(六四六)

六〇 歌舞伎芝居址(六四七)

六三 杉村氏庭園(六四八)

馬場の繪圖(六五〇)

本誓寺(六五三)

六八 矢の倉址(六五三)

七一 門跡址(六五六)

七四 迷子のしるべ(六五七)

七七 禿池址(六六〇)

八〇 茅場町(六六一)

八三 白木屋の井戸(六六三)

紅毛人來朝(六四〇)

四八 釘店(六四二)

又右衛門由緒書(六四二)

五二 安針町(六四三)

五五 祇園會御旅所(六四六)

五八 玄冶店(六四六)

六一 芳町(六四七)

六四 長岡子爵邸園(六四九)

馬市と籠馬(六五二)

初音の馬場と稻荷(六五三)

六九 材木藏と竹藏址(六五五)

七二 木原店(六五七)

七五 四日市町(六六〇)

七八 兜塚(六六〇)

八一 藥研堀址(六六二)

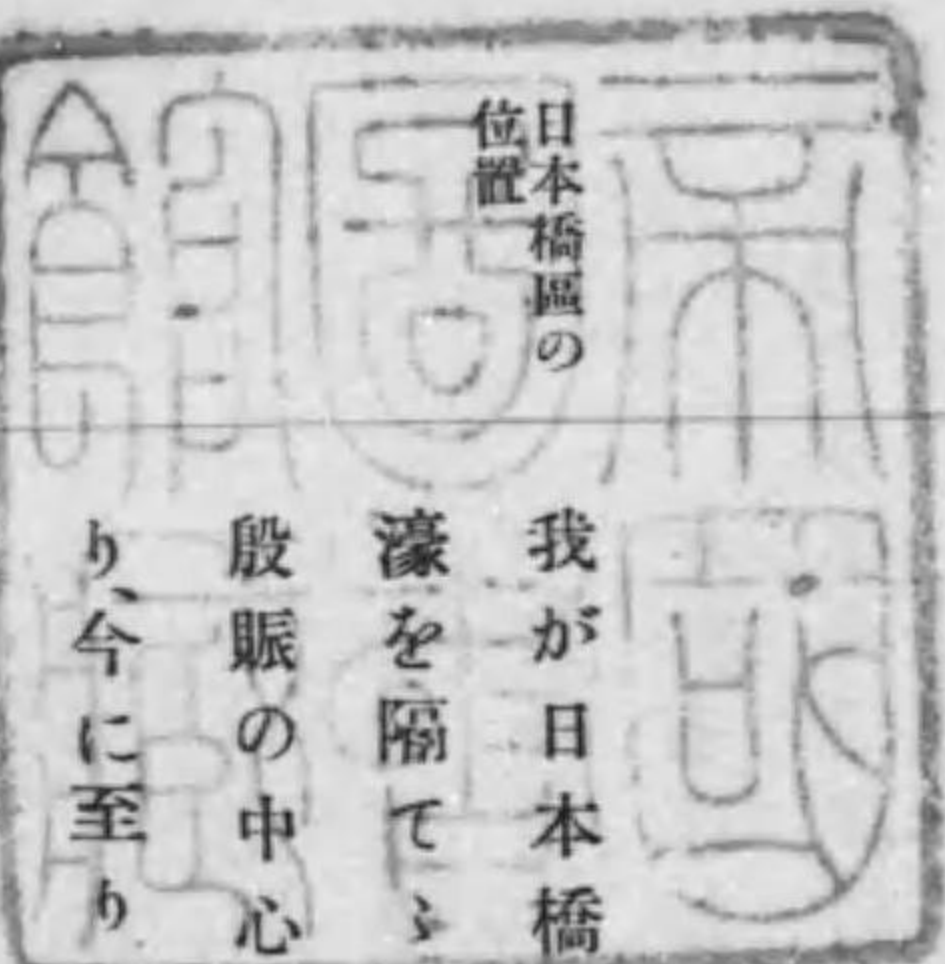
八四 山伏井戸址(六六四)

日本橋區史第一冊目次畢

日本橋區史 第一冊

第一章 地理

第一節 序說



日本橋區の位置

沖積層に屬す

江戸橋の舊象の白齒

我が日本橋區は、その位置、ほど東京市の中央にあり。東は隅田川に接し、西は外濠を隔て、麴町區に對し、南は京橋區に接し、北は神田區、淺草區に隣りし、市内般賑の中心たり。さればその日本橋は、江戸時代以來我が邦交通路の起點となり、今に至りて尙帝國交通路元標の起點たり。

遠く我が日本橋區地方の往時を尋ぬるに、他の下町諸地方と同じく、地質學上の所謂沖積層に屬し、其の以前は東京灣の一部として、常に海波の洗ふ所たりき。然れども、其の下層には、比較的淺所に於いて、更に古き地層の潜在せるあり。彼の江戸橋際より發見せられたる舊象の白齒之を證す。蓋、洪積期に屬する山

原始時代の  
一寒村

の手高臺の麓は、海波の洗ふ所となりて水面下に没し、其の後汀線の昇昂土砂の堆積・沈澱によりてこゝに高臺下の砂洲を生じ、蘆荻叢生して、遂に漁夫・農民の茅屋の點々散在する寒村を生ずるに至りしものと如し。

貝塚村

今は麴町區の一部たる櫻田の北より、同區紀尾井町隼町邊に當りて、もと貝塚村ありき。俗傳には、之を以て青松甲斐と稱する人の墓ありしが爲なりと云ひ、或は甲斐國に通ずる街道の一里塚ありし地なりと稱するも、もとより共に採るに足らず。蓋、石器時代住民が、此の沿海の臺地上にありて、海濱に魚介を捕獲し、食料に供したる記念として、今なほ各地に存する貝墟の一の、嘗て此の地に存在せしことを語れるものに外ならず。彼の山の手の高臺には、此の外にも貝塚の遺跡を存する所、決して二三に止まらず。而して我が日本橋區地方の如きは、實に彼等の恰當なる食料供給場たりしを疑はず。

魚介の供給地

當時の住民  
ルコロボツク

當時の住民は、嘗てコロボツクル族として世に喧稱せられたりしものにして、現に北海道に住するアイヌと同族なるべし。其の當地に住せし時期は、貝塚と汀線の距離、遺物包含層の厚薄、遺物貝殻と現存貝殻との相違等によりて、其の

三千年前の  
住民

盛時を凡そ三千年前なりと觀測せらる。坪井理學博士(正五郎)説固より往時は茫漠たり、尋ぬべからず。現時の状態を以て之を往古に推さんに、其の變動や當に桑滄の變のみに非ざる也。

### 第二節 江戸時代以前の地理

武藏の建置

我が日本橋區は、もと武藏國豊島郡の中にあり。武藏國の建置、其の年次明らかならず。もと知々夫、无邪志の二國、横滄橘樹、多氷倉棟の四屯倉あり。是等を併合して一國を建てたるは、大化改新の際にあるべく、其の无邪志を修して武藏の文字を用ふるに至れるは、恐らくは和銅六年、諸國郡郷名著、好字の制令ありしによるものなるべし。

豊島郡の建置

豊島郡の建置、亦明徴なし。新篇武藏風土記稿には、仁徳紀に、其の名初見すとあれども採るに足らず。大化の改新に當りて其の制を立てられたりと見るべし。是を古史に徴するに、武藏はもと東山道に屬し、東海道は、相模國三浦半島より東京灣を横斷して、海路直ちに房總半島に通ず。灣内時に風浪の難あり、航海の

初め山道に  
屬す

當時山道の不便

術末だ開けざりし古代にありては、此の一小灣口の横斷も、尙且つ、困難なりしこと、日本武尊の走水遭難の傳説によるも、其の一斑を知るべきなり。又東山道の武藏國に通ずる、上野國より迂廻して南行し、更に西轉して武藏國府に至り、逆行北に向ひて初めて下野國に達するの不便ありき。而もこの不便を忍びて、武藏が山道に屬したりけんこと、武總の間、海灣遠く灣入して、所謂埼玉の海に至り、之を越えて更に南下、安房に至るの一層不便なるものありしが爲のみ。海灣漸く變じて洲渚沮洳の地となるや、武總の間初めて通ずべし。固より利根の大江の、來りてこゝに海に朝するありて、未だ全く行路の難無きに非ざりしも、之を走水横斷の海路に比すれば、利便頗る多きものあり。即ち東海道は何時しか舊路を變じて、相模國より武藏國を經、下野國に通ずるに至り、爲に武藏は山海兩路を承くる事となれり。

海道の變遷

豐島驛が山海兩路を承けしことは、稱徳天皇神護景雲二年三月、東海道按察使紀廣名等の奏言に見ゆ、曰く、

下總國井上浮島、河曲三驛、武藏國乘漕豐島二驛、承山海兩路、使命繁多、乞准中

路置馬十四匹。〔續日本記〕

乃ち勅して之を許せしが、其の後光仁天皇寶龜二年十月に至り、更に山道迂廻の煩を省きて、武藏を東海道に轉屬せしむ。

海道轉屬の太政官符

太政官奏、武藏國雖屬東山道、兼承海道、公使繁多、祇供難堪、其東山驛路、從上野國新田驛、達下野國足利驛、此便道也。而枉從上野國邑樂郡、經五箇驛、到武藏國、事畢去日、又取同道、向下野國。今東海道者、從相模國夷參驛、達下總國、其間四驛、往還便近、而去此就彼、損害極多、臣等商量、改東山道屬東海道、公私得所、人馬有息、奏可。〔續日本記〕

海道に轉屬後の豐島驛が依然として人馬の往來繁多なりしこと、彼の仁明天皇承和二年に、隅田川に渡船二艘を増して四艘となせる三代格の記事によりて推察すべし。東京市史稿は曰く、

山海兩道

當時の山海兩道の通過地、今之を詳にせずと雖、試に先づ謂ふ所の武藏に於ける海道四驛が那邊に在りたる乎を察するに、延喜兵部式武藏國驛馬店屋、大井、豐島、傳馬、豐島、各五匹、原と見え、倭名類聚鈔、武藏國都築橋樹在原、豐島四各十四匹、

各驛の所在

郡に驛家有り、略店屋驛の都築郡武藏國に在り、小高驛の橘樹郡武藏國に在り、大井驛の荏原郡武藏國に在り、豊島驛の豊島郡武藏國に在りたるを知る。新篇武藏風土記稿は曰く、

店屋驛は橘樹郡三枚橋村てんや、小高驛は橘樹郡小田村若くは小田中村、大井驛は荏原郡荒井宿、豊島驛は豊島郡豊島村なる可し。

又日本地理志料は、

店屋驛は多摩郡鶴間村町屋、小高驛は橘樹郡小田中村、大井驛は荏原郡新井宿、豊島驛は豊島郡豊島村なり。

といひ、武藏通志は豊島驛を豊島郡中里村武藏國なるべしといふ。蓋、延喜式時代の海道は、東京灣西岸地方より、舊利根川の灌域に亘りたるをいふものなり。而して下總に於ける井上浮島、河曲の三驛につきては、下總舊事考は、井上驛を松戸宿、浮島驛を栗橋宿附近、河曲驛を杉戸東葛飾郡の邊とし、官道を舊利根川の東岸となし、日本地理志料は、井上驛を松戸、河曲驛を下河邊莊葛飾郡、浮島驛を隅田村東葛飾郡とし、官道の一は下總國府より上總安房に至り、一を下總相馬郡於

豊島驛は豊島村也

豊島驛は中里村也

井上浮島河曲三驛の所在

當時の官道

豊島驛の所在

賦驛地方を経て常陸に赴くものとし、又一を豊島郡乗漕より河曲を経て下野に入るものとし、海道を利根川の西岸沿道となす。

惟ふに豊島驛を以て、豊島郡王子の豊島村附近の地となすが爲に、其の地理南行北走、相交錯するが如し。先に記するが如く、新篇武藏風土記稿、日本地理史料等は、今の豊島郡王子の豊島村即ち大井村北行四里半を以て其の所なりとす。東京市史稿は、

此の説一考の餘地なきに非ず。豊島村の名は現存し、村内小名に豊島領家等と稱する處有り。又豊島權守清光館趾と傳ふる地も有り。以て推して今の豊島村武藏國を豊島驛武藏國と爲す可きが如く然り。然れども一面豊島系圖、清光豊島數世の祖秩父別當武基の弟二男武常、初めて豊島氏と稱し、子近義豊島、豊島武藏國に在城すと傳ふ。而して謂ふ所の豊島城武藏國は、今の上中里村平塚城武藏國、其處なる可しとは、新篇武藏風土記稿、其他の主張する所に係り、地勢上より見て首肯し得可き所なるのみならず、豊島氏創建の平塚明神現に其地に在り。清光豊島前、豊島氏の據りて稱號としたる豊島武藏國は

寧ろ彼に在らずして、此に在るやも知る可からず。  
と。同書又曰く、

郡村誌には、中里村武藏國豊島郡田端武藏國豊島郡を往昔豊島郷と稱すと見ゆと云ひ、又延喜式豊島驛あり、即餘戸郷武藏國豊島郡に屬し、中里の地ならむ。同村武藏國中里村古へ豊島氏之に居り、此邊を總稱して豊島と云。今の豊島村武藏國豊島郡は、偏して北隅にあり、驛家を置くの地にあらず。且道路の便を以て之を推すに、荏原郡より今の宮城の西を過ぎ湯島郷市内を経て餘戸郷即中里武藏國豊島郡の地に至り一路は足立郡武藏國を過ぎ上野に赴き官道は東に折れて石濱市内一部より隅田川を渡り、下總井上驛即市川の邊に達せしなり。  
といひ、更に、

吾妻鏡を案するに、武藏國豊島莊犬食の名見え、豊島武藏國豊島郡に莊園在りたること明かなると同時に、其の境域必ずしも狭少ならざりしを推すに足る。従つて豊島驛の所在も之を確知するに由なきなり。唯其の豊島村乃至中里村邊に在りたることを信ず可きのみ。今假に驛趾を豊島村若くは、上中里村に

豊島村又は  
中里村歟

果して豊島  
村王子の地  
か

地理上の不  
合理

在りとせんに、荏原郡荒井宿武藏國の大井驛より此に至る、地勢上、路線は今の東京市の一角に置かれざる能はず。少なくとも其准東京市たる近郊を通過したるは言ふまでもなし。加之類聚三代格、承和二年六月二十九日の太政官符に、住田川隅田川渡船二艘を増して四艘とすること見え、伊勢物語古今和歌集、吾妻鏡、光俊集、源平盛衰記、義經記、一遍上人繪卷、梅花無盡藏、北國紀行の類、隅田渡、隅田宿、乃至浮橋等の事を記し、久しく渡船の橋場、今戸邊に在りたるべしと思はる。奈良朝當時の官道、亦實に市の一角たる橋場、今戸邊に於て、河を渡りしや、略推す可し。

とて、豊島驛の今の王子豊島村なることを疑ふが如しと雖、又以て類推して其の附近となす。

王朝時代に於ける海道驛路の順次は、延喜式によれば、荏原郡大井驛、豊島郡豊島驛、下總國葛飾郡井上驛を輕て、同國國府所在市川に達せしものなれば、此の順路を考索して豊島の所在を求むる事、決して難きに非ざるべし。即ち、大井驛は今品川町南接の地にして村名に存す。これより次驛豊島驛に至らんには、沿海二

豊島驛は後の平河村也

里半にして、此所に中世の平川村あり。これより更に井上驛即ち隅田川の渡津に達し、二里餘にして國府臺なる下總國府に到るべし。若し、之を王子豊島村なる豊島驛に求めんか、大井驛より北行四里餘、次に逆轉東南に行くこと二里餘にして井上驛に達し、更に二里にして下總國府に到るの順路となりて、此の間の地理の自然に合せず。大井驛より井上驛に至る一驛を沿海汀曲の地に求めて、初めて自然に合すべし。沿海の一驛、定めて後の下平川村、即ち我が日本橋區の一部となすこと、決して妄なりとすべからず。

豊島の名義

今豊島の名義如何を考ふるに、和名鈔に「豊島止志末」とあり。今も「としま」にして、武藏風土記考註には、豊島の豊は「ゆたか」の義にして洲島多きによりて名を得たるべしといふ。

江戸の名義

中世以降に江戸あり。その名義或は解して、江の門戸江に臨む所江の湊在の産地、江戸は餘戸蝦夷語なりといふ。遊囊雜記に、江戸とは豊島入江の水門、譬へば、江口江尻などいふが如し。治承の昔より著はるとて源孝範家集の中に武藏國豊島といふ所に住侍りける云々とあるによりて、名義想ふべしとなす。又古

江戸は在所に非ずして江所也

今要覽稿は、江戸は江所の義ならん。戸の字地名に最も多し、水戸・松戸・榎戸・杉戸・河戸など皆所の義なり。南向亭茶話に、江戸の號は江に望める意成るべしと云々。といへる事、江戸の義に合ふ如しとなす。大日本地名辭書吉田東伍に江戸の名義を解き、或は在所にて在原在草など云へる在の好地ならんと説く者あれど、是偽風土記に在士の文あるに拘執する者にして、江所の解釋の妥當なるに如かず。殊に其地理上より、江戸の地點の沿革變遷の跡を追究して、其然るを知る。予輩嘗て江戸橋は江戸の起因地なりとの説あり。此事は太田南畝の武江披沙に創唱せらるる者なるが、予輩は推して釋名索隱上の卓見なりと爲す。武江披沙云、南留別志に「江戸、りうど今戸、花川戸など地名多し、戸によりての名なるべし」と。覃按、此説非なり。沙石集六の下卷に「武藏の江戸」とあり、是江戸のことなり、入江のある所と云ひしなるべし、云々。

平川の入江

地名辭書又曰く、況齋叢書の江戸地名考に、南向亭茶話を引き、江戸は江にのぞめる意なるべし、天正年中御入國以前に、今の雉子橋の外より北の方大沼にて、此より西の

江戸稱呼の起因

方もちの木坂(飯田町)の上まで入江にて有し由也然らば只今の御城内古より江戸の名附る所なるべし、惣名となり候事は、其比近邊の根城たるによりてなり」と述べられしは、其平川ちがひてふ入江に着目して立證せられしこと、頗予輩の意を得たり。然も城内を以て江戸の原名地と爲すは服し難し。何となれば、平川とはもと水名にして、小日向、小石川の諸水の會湊せる入江の名が、村名にも呼ばれし者とす。されば廣き江戸の本據たる江戸城も、猶狭く求むれば城下の平川の村落、是れぞ江戸庄、又は江戸城の名の起らざる以前の江戸なるべく、殊に太田道灌が築城の後は、專江戸を以て、城名もしくは庄領名に係けられれば、村名には江戸と云はず、平川とのみ云ふこととなれるにあらずや。之を要するに江戸を城名に起ると爲すは信じ難し、眞古の江戸は村名にして、江邊に外ならず、云々。

平川と日本橋川

降りて長祿年中、太田道灌江戸に築き、在城すること文明十八年迄前後三十年に及ぶ。其の間江戸の事大いに顯はる。蓋、江戸城の外濠たりし平川は、上流江戸城の北邊の小川、又は小石川の水を集めて、日本橋川となりて隅田川に注ぐも

平川村の區域

のにして、所謂平川の入江をなせしもの、往古村名にして上下二村に分る、城塞築城以前の邑里にして築城以後尙城下の町たりしなり。永祿の北條役帳に、

- 百壹貫八百五拾文 遠山丹波守 江戸廻上平川
- 三拾貫文 會田中務丞 江戸下平河内年貫内に被下
- 拾五貫文 遠山隼人佐 江戸下平川元太田四郎兵衛知行
- 六貫文 杉山 下平川
- 五貫文 市野 下平川内島田分
- 三拾八貫百八拾文 恒岡彈正忠 江戸下平川五分ノ一
- 二拾二貫八拾文 王子領 下平川ニ伏
- 三貫六百文 同 上平川ニ伏

とあり、上下平川の分界、臍氣ながら想察すべし。江戸紀行に、

この地平川も、いにしへは廣きこととみへて、上平川村、下平川村と、古き世の江戸繪圖にみへたり。相山得五が江亭記の内に、江戸の城より東にのぞめば平川、縹渺として長堤はるかにめぐれりなどかけるも、たゞたいらかなる川と



云義にはあらずして、品川に對していへば平川の名目此頃もありしゆへか  
 く云しと見ゆ。北條家分限帳に下平川三拾貫文會田中務丞領せしよし見ゆ。  
 又同書江戸平川拾五貫文遠山隼人正、下平川内島田分五貫目市野、又江戸下  
 平川五分一、二拾八貫百八拾文恒岡彈正忠とのす。これら皆この地を領せり。  
 總てこゝにあらはるゝ所七拾八貫百八拾文なり。この餘いかほど廣さなり  
 や詳にせず。いづれ永祿のころまでも平川御門の邊ことごとく村落なりし  
 と見ゆ。又遠山會田などが家居も、其中にありしとみゆ。今吉祥寺市内本に藏  
 する所の古文書を見しに、寺領八貫六百二拾七文下平川の内に有之。但この  
 内一貫六百二拾七文は辛未の増、古丹波時より寄進の事、三拾貫文は下平川  
 の内會田分買得政景寄進と云々。是天龜二年辛未七月、北條の家人遠山右衛  
 門大夫政景が寄附する所なり。古丹波は政景が、父丹波守が事なり。分限帳は  
 永祿の改なり。しからば遠山家數代この地を領せしと見ゆ。今はわづかに平  
 川の名のこれるのみなり。

とあり。其の所在を明確にせざれども、以て道三堀以南の平川沿岸を稱して、下

平川村と云ひしに遷し、又御府内備考に、

和泉町の久兵衛なる者、穴藏を掘りしに古碑一つを得たり。其の碑に、祐禪尼  
 天文二十一年七月二十九日としるせり。さればこの所には古くは寺などあ  
 りしや、寛永の頃ははやく町屋となりしかば、おもふに御入國より  
 前のことにて、すでに寺ありしならんにも、天正のころは、はやはいせしと見  
 へたり。江戸古圖をみるに、いにしへのこの邊は皆下平川村のうちなりしと見  
 ゆ。北條分限帳によるに、平川は會田中務丞遠山隼人正、恒岡彈正忠市野何某  
 島田分などいひ、これらの領地なりしかば、その人々の内領地にて寺もあり  
 しや、又祐禪尼と云は、それらの一族なりしも知るべからず。

と記す。又永祿北條役帳に、

百七十貫文	太田大膳亮	江戸芝崎一跡
三十五貫文	法林院分	前島森木共
五貫三百文	石井	江戸横山分

と載す。芝崎村は世に定説あり、稍交錯すれども大抵神田臺附近にして、今の神

前島森木の所在

田區たるべく、麴町及び日本橋區の一部又之に入るべきものとす。前島森木は諸説ありて一定せずと雖、これ江戸の名義にとりて共に本區内となすべし。江戸郷前島の事、圓覺寺文書建武四年のものに、

圓覺寺文書

當寺領尾張國篠木庄、富田庄、民分溝口兩村、越前國山本庄、圓泉船津兩郷、武藏國江戸郷内前島、上總國畔蒜南庄内龜山郷、下總國大須賀保内毛成、草毛兩村、上野國玉村御厨内北玉村郷、出羽國北塞河江庄五ヶ郷吉田、堀口、三曹、地頭職事、任去々年建武二年十一月八日官符、并關東安堵等、可令知行給之狀、如件。

建武四年七月十日

(足利直義)  
左馬頭(花押)

謹上 圓覺寺長老

とあり。又同文書永和三年十二月十一日の官符に、江戸郷内前島村森木と記し、應永二十六年の安堵狀には、江戸前島内森木村とあり。太田家記には、梅林寺の天神河神社は、慶長十二年前島の上、服部半藏足輕町之南へ引と有之とあるに見れば、震が關虎之門の附近と推定すべきがごとし。東京地理志料は、今の隼町邊となす。更に御府内備考は、先の圓覺文書を引き、この前島森木などいふ地は、

芝より丸ノ内の間敷

茅場町四日市邊敷

前島森木は區内に渉る

四日市町

いづれの所なりしにや、後世聞えざる地名なり。今姑く前島といふに因て推考するに、恐くは今の芝邊より御城までの中なるべし。といふ。大日本地名辭書は「今前島といふによりて推すに、恐くは江戸(即平川村)の前面なる斥鹵、即平川の南岸、今の茅場町か、通町、四日市邊か、八代洲河岸邊かの一地なるべし」といはんと欲す。彼の靈岸島は近世の堆洲なるが、江戸中島と呼ばれるも、又前島に江戸前の語が大川鰻鱺の名に残るも一奇といふべし。と云ふ。蓋、豊島、荏原の二郡并びに市内に前島森木の名を傳へず。惟ふに、之を本區にかくる、決して所以なしとせざるなり。森木は又、自ら推知するを得べし。江戸横山は即ち今横山町附近の一小村なりしことも既に定説あり。

彼の江戸橋附近が、所謂江戸の名の起因たる事、前に記するが如し。而して其の南岸に元四日市町あり。江戸名所圖會に、江戸橋南の橋詰、巽の角に船宿あり、江戸の内諸方への船場なり。渡海往還の舟此に集ふ故に名とす。昔は四日市場といひし村にて、いにしへは、今の繁華の如きことなけれど、萬の賈街コウケンも市を爲して交易せざれば得がたし。故に所々に某日市を立る區チマキを名づけて某日市ツレヒと云

文明中海運  
橋附近の狀

ふ。中此地も、昔は四の日に市を立てし所なりとぞ。故に今もその遺風にて草物  
又は野菜の類、其餘乾魚などの市あり云々。其の南に萬町青物町あり。慶長見聞  
集已に此等の町あり。此に舟口ありて、江戸五口の一たる由を云ふ。蓋、往古の遺  
稱の残存せるものにして、特に文明中、今の元四日市町を中心とし、海運橋下に  
商帆の輻湊せる狀を記せるものあり。文明八年の記なる僧龍統の江戸城江亭  
記の序に、

高橋と海運  
橋

城之東畔有河、其流曲折而南入海、商旅大小之風帆、漁獵來去之夜簞、隱見出沒  
於竹樹烟雲之際、到高橋下、繫纜閣欄、鱗集蚊合、日々成市。則房之米、常之茶、信之  
銅、越之竹、箭相之旗、旄騎卒、泉之珠、犀異香、至鹽魚、漆、泉、筋、膠、藥、餌之衆、無不彙  
聚區別者人之所賴也。

江亭記の文もと浮華誇張の嫌ありといはる。然れども、其の地理を稽ふるに、大  
要當時の叙景とすべし。文中、城の東畔の川は即ち平河にして、一路洋々として  
南し、日本橋川に入りて海に注ぐもの、其の河海の交衝する所は即ち江戸の名  
の起因地たる江戸橋附近の入江にして、四日市は其の市湊たり。商旅風帆の去

日本橋附近  
と云ふ説

來する高橋は、即ち寛永圖標する如く、後の海賊橋、今の海運橋にして、慶長見聞  
集いふ所の江戸五口の一たり。

江戸紀聞は、日本橋の條に前所引の江亭記文を引き、之によれば、文明の頃しも  
日本橋通の川はありしことなるべしと記し、今の日本橋のあたりは諸國のあ  
き人等つどふ所にて賑ひしと見へたりといふ。其の日本橋川が平川の流入せ  
る所なりとなすは、着眼凡ならずと雖、而も其の下游に及ばざりし憾あり。

常盤橋附近  
といふ説

寛明事跡は、寛永二十年二月二日の條に、江戸外類の御堀にかゝりたる大橋の  
ことに付いて、虚言のことを大橋説といひ、又刀脇指の廉相なるを大橋物とい  
ふ由を記し、後世柳原物夜店物といふ義に同じく、賣物店ありたるに暗合せし  
めんとす。蓋、大橋後の常盤橋附近の、稍榮えたるをいふものなるべし。

大手橋附近  
といふ説

又東京市史稿は、別本慶長江戸圖に、日比谷入江の北岸に舟役所有り、馬場先に  
當る地に物揚場有り、日比谷入江の南岸に町人物揚場有り、和田倉に一の藏地、  
後の大手町に二の藏地、竹橋外に三の藏地有りて、明かに江戸の湊が日比谷入  
江に在ることを證するのみならず、寛永江戸圖、今の大手橋を元大橋、常盤橋を

大橋と記す。乃ち太田氏時代より徳川氏入國頃までの江戸市街の中心は、元大橋、即ち後の大手橋に在りて、關東首府時代の江戸に及び、大橋の名と共に、大橋即ち後の常盤橋に移り、覇都時代に入り、更に日本橋に轉移したる者に非ざる歟。故に、姑く江亭記の高橋を以て、元大橋、即ち後の大手橋に擬し、以て後考を俟つといひ、未だ疑義を存するが如し。

按ずるに、之を地理に考へ、記録に徴するに、先づ大手橋は、寛永圖には「もと大橋」とあり。蓋、慶長見聞集、白石紳書の所謂常盤橋を大橋といふこと、或は誤れるが如しと雖、城郭の擴張と共に、其の名の移りて常盤橋を大橋と稱したりと見れば、大橋の名別に大害なけん。別本慶長圖には、大手橋に標して「御城入口御門」とあり。東に當りて、「二の藏地」と記す。常盤橋は同圖に「藏之御門、士衆通行橋」と標す。而して江戸本町に通じ、大橋と稱すといふが如きは、文明中の風帆商旅去來の所謂江戸の港となすに、何等の徴證となるものに非ず。何となれば、天正日記、十八年八月廿四日の條に、「本町の西にて土橋を板橋にかけ直す」とあり。又九月九日の條に、「本町の橋かけ初る、水深く柱の根入、土俵にてゆり入候」などあるに

大手橋の地理

日本橋川は  
新川に非ず

徴すれば、假令文明以降一百年の星霜は、當時の市場をして荒亡せしめ、天正日記の所謂江戸の町を「縦十二町、横三四町」の衰殘の状況たらしめたりとはいへ、天正中一小土橋たりし常盤橋の上流たり分流たる、平河に架ける大手橋の状況は、決して風帆漁獵去來の港地にあらざりし事、以て推察するに足るべし。翻つて、之を我が日本橋區に察するに、白石紳書、參考落穂集等には、日本橋川を以て慶長の大土工に當り、開鑿せるものゝ如くいふも、之を慶長見聞集に合考すれば、必ずしも慶長中の新鑿にあらずして、其の改修なるを知るべし。同書に曰く、

見しは今江戸河口に洲崎有て、鹽みちぬれば、船道を見うしなひ、舟を洲へのりあげ、波風に損ずる也。瀬戸物町に野地豊前といふ人有。他に施す心ざし、身のためにあらずやとて、天正十九卯の年の事なりしに、洲崎にみをしるしを立る。是を俗にはんぎといふ。舟人見て悦事限りなし。惣じて水の深き處をみをとといふて、しるしに立てる木なり。これをみをつくしと、歌に多くよまれたり。心をつくすといふ心なり。中今ははや野地も死、ほん木も朽て跡なし。然ど

江戸河口の  
落標

も名は朽やらで残りどまり、此洲を野地ほん木と名付て、出入舟おき、舟におゐて是を尋る。河瀬のあらんかぎり氏名立て朽べからず。  
といひ、大日本地名辭書には、

野地ホンキの名は後世に傳へねど瀬戸物町の人の落標建てしと云ふにて、其の町に近接する日本橋川、三俣川なること疑なし、洲崎とは即靈岸島の堆積のみ。又北條五代記には、江戸川と明記して、兵船繋ぐとあるは、寛永圖に見ゆる三俣箱崎の海賊方邸などの事なるべし。江戸川を以て淺草川に混するは、誤解のみ。武藏名所考云北條五代記今は諸國治り、天下四海、遠く浪の上迄も穩にして、靜なる御時なれども、兵船多く江戸川につなぎ置給とある江戸川は、慶長の頃、淺草川をばかくも云へるなり。淺草川に、唐船を繋ぎしことは、慶長見聞集にも載すれど、普通の兵船と唐船とは其物相違なり。日本橋川の便近に、兵船を繋ぎしこと、疑を容れず。其地即江戸河口にして、江戸橋の名も之に因れるのみ。後世靈岸島に、河口町湊町の名起るは亦一變遷のみ。

再按に、江戸川は平川より日本橋川に至るの名にして、大川と混すべきにあら

淺草川と混すべからず

文明中の江戸の港は本區にあり

ざること明瞭なり。之を要するに、別本慶長圖は、日本橋區附近の水脈、燒損して見るべきなしと雖、平川の下游は日本橋川に會し、江戸橋海運橋附近に於いて湊口をなし、元四日市青物町萬町のあるありて、所謂商旅大小之風帆、漁獵去來之籌、高橋下、といひ、房之米、常之茶、信之銅、越之竹、或は、鹽魚、漆、泉、扨、筋、膠、藥、餌、の萬物相交易せる所となすこと、最も妥當なるに似たり。

文明以降一百年にして、徳川家康の入國あり、入府前後の事にして詳細を傳ふるものなしと雖、左に一括して大要を掲げん。

兩替町日本銀行新築に際し、地底一丈二尺の所より正慶四年吉野朝建二年の板

碑を得と云ふ、日本銀行敷地沿革

新和泉町にて天文二十一年の古碑を得たり。蓋古は寺ありしも、天正の頃すでに失せたりと見ゆ。御府内備考

小傳馬町は往時奥州街道にして六本木なる馬繼宿なりしといふ。江戸圖説

新和泉町邊は、古の下平川村にして、小田原役帳所載の會田中務、遠山隼人、恒

岡、彈正忠等の知行所は此の一部なり。江戸紀聞

入國前後の事蹟

四日市は四日市場村と云し村にて、四々の日市の立ちし所と云ひ傳ふ。鑑橋は昔鑑の渡といひ。里諺に往古は此所入江にて、大わたり也。小傳馬町は六本木といひて馬糞の宿也と云。今にその遺風にてはたご屋馬借などあり。江戸砂子

天正十八年七月二十日、矢野のジャウランイン常樂院にあり。後淺草に移るを迎として參らる。同八月八日、タカギといふばくろ、由緒を申出る。天正日記「矢野は即ち矢野倉にて馬喰町邊にもかゝる。タカギは高木にして馬喰町名主高木源兵衛の祖なり、馬喰町に住したり。」

以上は天正以前、本區内の歴史的地理を語るものにして、以て此の各町及び其の附近の地が、入國前既に一事蹟を存したるを知るべく、蓋、奥州街道の宿驛に當りしこと、亦推察するに難からざるなり。

### 第三節 江戸時代の地理

天正十八年八月朔日、所謂御入國あり。未だ二句ならざるに、同月十八日江戸城

#### 橋梁の新架

下橋普請に着手す。當時新架を要する橋梁實に二百七十三橋を數へ、内急架を要するもの百五橋ありと云ふに見るも、城下に大渠・小溝多かりしを知るべし。同月二十六日常盤橋は竣工し、江戸本町に通じ、奥羽街道の要樞こゝに成る。天正日記天正十八年八月に

十八日はれる。御城下はしぶしんはじまる。ふないりぼりふしんはじまる。木はら吉次方すゞき次方、二手にわかる。

二十一日はれる。はしぶしんことはじめ、木はらかた忠兵衛次郎作喜六・三之丞・市介。

二十四日はれる。本町のにしにて、土橋を板橋にかけ直す。忠兵衛善六・五郎右衛門・四郎兵衛、これは木はらかた也。

二十九日はれる。はしかけ可申所、貳百七十三あり。そのうち、さしかゝり急に入用の分百五つあり。

四日○同年九月はれる。中略はしのやくしよ、權右衛門・平右衛門。

九日はれる。本町のはしかけ初る。水ふかく、柱の根入、土俵にしてゆり入候。

#### 橋の役所

十日はれる。本町のはしはしら、ちよぶの木あし、上州にたのこほりより出る木よし。

十九日くもる。本町はし大かた出来る。土俵のこしらへ様、いづのものに申付。當所のものふあんないゆへ、てまばかりかゝる。

二十六日はれ。本町のはし大かた出来る。

五日○同年十一月ふる。新太郎殿より、ちよぶの木、きり出しの敷をうかがひ来る。本町のにし板橋、すへ付の事、喜六申出也。

八月十八日、船入堀普請に着手す。天正日記八月十九日の條に、はれる、ふないりぼりのかたさきにすべし、はしのふしんさき、いづれか正しきと御せんぎあり。はしのかた第一といふことになる。などあるに見れば、一先づ着手したるも橋梁を先にすることとなりたるを知る。而して此の船入堀普請は、落穂集、白石紳書等によれば、日本橋より道三堀河岸に至る流路の新鑿となすが如し。曰く、京橋より本町すぢまでの町いできしに隨て、川筋を堀ひらきて、日本橋、江戸橋など云ふも出来しなるべし。これらは慶長五年關が原の事終りし後のこ

となるべし云々〔落穂集〕

町かた普請の儀は、只今の日本橋筋より、道三河岸通り、堅堀をほられ候が始りにて、夫れより段々、堅堀横堀ともに出て、其揚土を堀端に山の如く積上げ云々〔白石紳書〕

而も、先に述べしが如く、日本橋川は天正の新鑿を待たず、蓋、改修を誤り傳へしものなるべし。

次いで九月朔日、早くも本區本町の町割に着手したり。天正日記に、

九月一日はれ、くもる。本町通り繪圖仰付らる。四十丈づくにわり可申旨。道はば六丈にわり、よこ町の分、四丈より三丈、二丈まで、所によりいろ／＼。

同二十六日はれ。本町のはし大かた出来る。町わり大方きまる。小間、大間と云ふこと、くわんとうの風也。

十月十四日はれる。本町のまちわり、平八郎、平左衛門出る。小田原のもの三人、かれこれいひぶんに付、やしきわりかへる。土藏二間と定る。

同廿六日はれる。本町通りより淺草まで御覽あり。まちまちのもの出る。

京間の町田  
舎間の町田

十一月四日、くもる。本町の地わり、少々なほる。惟ふにこの町割は、本町を中心として東は兩國附近、北は筋邊邊に至りしものなるべし。尙本町の町割の制が、京間キヤウマ（即ち六尺五寸の法）にして王朝都制によりしこと、並びに、其後の町割に京間・田舎間（六尺）の交錯せることは共に街衢の條に詳説したり。蓋此の大土工は、慶長以前の大變にして、市街區劃の成れると共に、前後して橋梁は架せられ、河川は改修せらる。慶長の大土工、明曆の大火と共に三時期を劃するものといふべし。

寺院の移轉

此の間城池附近、即ち、局澤の寺院、上下平川村に跨る十六ヶ寺の移轉を命じ、其の一部今の馬喰町邊に移さるゝものあり。天正日記同年九月五日の條に見ゆる今淺草の地藏院、東光院は、共に當時の小傳馬上町にあり。今赤坂一木の淨土寺は本銀町に移り、今淺草江北山清水寺は同萬年山祝言寺と共に馬喰町に來る。同神田山日輪寺も亦、白銀町に移り來る。皆天正中にかゝる如し。其の他、文祿二年日勝山法禪寺を道三河岸に移し、同三年、小田原より不老山壽松院を鍛冶橋内に、同四年小田原より當知山本誓寺を日比谷獵師町に移し、後又皆馬喰町

江戸最初の  
大火

に移せり。

又慶長六年閏十一月、駿河町より失火、全市焼亡す。江戸最初の大火なり。命じて茅葺を改めて板葺となす。本町二丁目の瀧山某が屋根の半分を瓦葺となし、半瓦彌次兵衛と呼ばれしも此の際にあり。慶長見聞集に曰く、

見しは昔、當君江戸へ御討入より此かた、町繁昌し、家居多く出來たり。され共、皆草ぶきにて、焼亡しげし。然るに慶長六年閏九月○十一日の巳の刻、駿河町かうノのじノやノう一家より火を出す。此大焼亡に江戸町一字ものこらす。御奉行衆仰には、町中草ぶき故、火事絶す、幸なるかな、此序に皆板ぶきになすべきよし、御觸ありければ、町ことごとく板ぶきに作る所に、瀧山彌次兵衛といふ者、諸人に秀で、家を作らんと工み、街道おもてむねより半分、瓦にてふき、うしろ半分を板にてふきたり、皆人沙汰しけるは、本町二丁目の瀧山彌次兵衛は、家を半分瓦にてふきたり、扱もめづらしや、奇特かなと、人褒美して、異名を半瓦彌次兵衛といふ。是江戸瓦ぶきの始なり。

先是慶長五年、關が原の役あり。同八年二月、徳川家康征夷大將軍に拜し、關東の

半瓦彌次兵  
衛



首府はこゝに全國の覇都となりて、江戸市街に大改修を加ふるの必要あるに至る。果然八年大土工の事あり。本區の一部は此に現状と大差なき状態を形成するに至れり。

濱町以南の  
修墳

慶長八年三月三日、結城秀康・前田利長・伊達政宗・池田輝政・上杉景勝・加藤清正・福島正則・松平忠吉・淺野幸長・黒田長政・細川忠興以下全國七十有餘諸侯に命じ、一千石毎に人夫一人を出さしめ、神田山を刻り其の土を以て、濱町より以南京橋區銀座附近に至る海洲を埋立て、溝渠を疏し橋梁を架せしめたり。慶長見聞集に曰く、

見しは昔、當君武州豊島の郡江戸へ御打入よりこのかた町繁昌す。しかれ共地形廣からず。是に依てとしまの洲崎に町をたてんと仰有て、慶長八卯の年、日本六十餘州の人歩をよせ、神田山をひきくづし、南方の海を四方三十餘町うめさせ、陸地となし、其上に在家を立給ふ。此町の外家居つゞき廣大なる事、南は品川、西はたやすの原、北は神田のはし、東は淺草まで町つゞきたり。豊島の名におひ、民ゆたかにさかふ云々。下略

江戸湊口の  
開設

此の大土工にかゝる本區の土地は、其の詳細を傳ふるものなきも、前に記すが如く、古く記録に残れる地は實に區の大半に跨るものにして、事實此の當時に墳修したるは其の一部にすぎず。されば區内に於いては、日本橋川を改修して、其の小舟町堀江町の入堀新鑿と共に、楓川より、今の中橋廣小路に改鑿したる入江と相會し、茲に江戸の中心たる日本橋區に湊口を開設したるものにして、後來此の方面の繁榮せる、或は往古風帆去來の跡と相對照して以て、其の所以あるを推知すべし。江戸橋亦、此の年間の創設にかゝる。

日本橋元標  
となる

此の如く江戸の中心たり、中心たらしむべき設計は、翌慶長九年二月四日、日本橋を以て全國里程の起點たらしむるに至りて、果然實行せられたるなり。同時に五街道のこと亦定めらる。

吉原の開設  
新堀の開鑿

斯くて又元和三年、庄司甚右衛門なるもの、請ふて日本橋以東の地を修し、一區となして遊女屋町を開き、名けて葎原吉と云ふ。同年中日本橋川は箱崎・靈岸島間の新堀開鑿によりて隅田川に通じ、三又變じて四又となる。斯くて江戸の中央市街たる本區の地方は、略ぼ整理せられたり。即ち、寛永江戸圖によれば、楓川

以西及び東堀留川西岸より西北一帯、みな町家なり。楓川岸以東は武家地及び寺地となり、今の蠣殻町附近の海岸は、諸侯の藏屋敷となり、矢之倉附近より神田川南岸一帯は寺地となり、今の馬喰町には未だ馬場の存するあり。今の新和泉町・高砂町・住吉町・浪花町には吉原遊廓あるを見る。斯くて豊島の一小村は、次第に擴大されて江戸の中心市街となるに至れり。

然るに寛永十八年正月廿八日、火災桶町より起りて八千餘戸を焼失す。是は間もなく元形に復し、引續き戸口の數を増し、本區の地は年々繁盛を加へつゝありしが、明暦三年の大火によりて、更に一大打撃を被れり。此の大火は正月十八日日本郷六丁目日蓮宗本妙寺より起りしものにて、折しも北風激しく吹き荒び、黒煙横さまに迸りて數ヶ所に飛火し、神田明神社前より駿河臺に移り、鎌倉河岸に抜け、須田町・鍛冶町を焼き盡して、白銀町・右町・本町・傳馬町・小田原町・小舟町・伊勢町・茅場町等を悉く灰燼となし、八丁堀より靈岸町に移り、鐵砲洲に出で、更に海を越え佃島を焼き鎮火せり。此の時焼け残りしは僅かに一石橋のみ。翌十九日、小石川鷹匠町より出火し、牛込門内に入り、大名屋敷を焼き盡し、竹橋門内

明暦の大火

の紀州邸・水戸邸を焼きて、天守閣に移り、本丸及び二の丸を灰燼となし、神田橋常盤橋・奥服橋・數寄屋橋を焼き拂ひ、八重洲河岸に焼け延びたり。此の日、又も麴町七丁目より出火し、山王の社殿・井伊邸を始め、霞が關・櫻田邊の大名屋敷を焼き、虎之門より愛宕下・増上寺門前より札の辻まで焼亡したり。其の戸數、町家五百餘町、大名小路五百餘町、大名屋敷五百餘戸、矢倉數三十餘、橋六十、土藏九千餘、社寺三百五十餘にして、死傷者十萬八千餘人に及べりといふ。

此の火災は實に江戸市街の一大變事なりき。幕府は之を機として、市區の大改革を斷行し、火除地を作り、寺院の移轉替地を命じ、江東の地を拓きて、本所・深川に屋敷を設けたり。此の時兩國橋は架せられ、同時に道路を擴張し、一町毎に井戸を掘り、築地・芝浦に埋立工事は施されたり。こゝに於いて江戸の擴大は、尙一層を加へ來りぬ。本銀町・元四日市町の土手藏は、火除地より變じて火防の堤となる、共にこの以後にあり。元祿四年神田堀即ち龍閑川は、隅田川と通じ、従つて橋梁は架せられ、元祿六年新大橋、同十一年永代橋は共に本區より對岸深川に架せられ、箱崎町の一部は修填せられ、安永元年中洲は築かれて、寛政元年洪水

兩國橋新大永代橋相創架す

土手藏の設置龍閑川の新

寶永中の有様

の時に、衝激するの故を以て之を撤す。本區の地形こゝに定まり、爾來大變動なく、以て江戸繁昌の中心街衢たるに至りぬ。寶永年間の作なる東都紀行の一節を見れば、以て其の當時の状態を知るべく、別冊御府内沿革圖書と對照すれば、又一段の興趣あるべし。

海運橋附近

略上かくて永澤町を尋ね、其處より打ち續きたる武家漸くに多く、北八丁堀眞福寺より東の河岸昔鳥居左京丞の館の跡、今は本多遠江守、其隣は松平越中守、數代の事は日向守、此兩家軒高く、誠にいかめしき屋敷、其類焼の後は板屋の陣屋同然なる有様すべて此門ならびはるばると見わたしたる家共、主も屋敷も大方かはりにけり。牧野因幡守ばかりぞ數代の回祿類焼を遁れ、昔のまににいよ／＼みやびをつくさるゝとぞ見えし。此所に架れる橋は海賊橋とかいへり。延寶年中までは石の橋なりしが、如何なる故かありけん、天和の後には常の木橋に作り改められにける。されば遠流の輩は、此の橋のほとりより舟にのするといへば、赦にあふ人も亦この橋よりこそよりけめ、いづれに憂喜相交る内に、赦船は稀れに、遠流の船は毎度聞くことなり。

日本橋附近

流れゆく船つなぎてよ橋柱

此の川水の濁りなき世に

かくは申して見たれども、此川筋は随分濁水泥川にして、水上は澄みとはすめども、末はかやうに濁れる事は、此近き川並に鎧の渡とて船渡あり、甲の明神とて牧野因州が屋敷に古來より祝ひ祭る所、皆將門の古き由緒を語り傳ふるにや。今日は此處より歸らばやと日本橋に出でぬ。こゝは又重罪の者さらさるゝ所ときくに、其罪人のなきをもつて、善行の人に倣ひて不孝不忠不義無常のともがらまれなるは、仁化の普く、教令自然に己れおのれを慎む時成べし。是れより永富町に出で、此筋の大小の家共尋ぬる程、雨降り出でたれば、こゝにして今日はやみぬ。

二十日、例のさみだれの空ひねもす降すさみて、何となく霖雨のけしきに、空はたゞ墨をすりたるやうに見ゆるにぞ、六月といひても間もなき事なれば、此月ばかりこそ雨も晴よかしとおもふも、我ながらをかし。

あすよりは此武藏野の野をとを見

よえに降らん五月雨の雲

柳原堤

二十一日、雨のなごり涼しく曇りて、うちそよぐ風もさすが雲吹拂ふけしきなれば、けふをすぎじと谷の藏筋新大橋より、南本所までをもと用意して云々<sup>中略</sup>柳原の堤を通るに、此所昔の柳は影もなく、稻荷の社邊ばかりやふりたる柳は残りにけん。此江城北堀幅ひろくほり通さるゝ時、植わたされたる柳に寄て、此所の名にも呼付て柳原とは云也。我若かりしよりまさに見たるを、今おもひ出すにもろこしの、柳塘湧金門前の面影にやとぞ覺ゆる。只この河の末に、青木の柳二本残り、そこにかゝる橋を柳橋と呼にぞ、たとへ柳はなくとも、此所の彼橋に柳の名残や残るらん。同朋町、薬研堀、竹倉の跡など云所、悉くうちまはして、きのふ見ざりし家共聞盡して、新大橋に出ぬ。此橋かけられしは、元祿の初めかたとよ。兩度類焼にかゝり、改め掛られたる橋の柱も、亦朽傾ぶける故に、垣結切て人の往來をとどむ。兼ては此橋より南本所へ越さばやと、荒増ことの所かはり大河に付て、蠣殻町筋橋町と、弓手、妻手、豎の行衛を尋ねて、此所に多くの隙をついやす積なれども、類焼間もなき故すみかゝ

新大橋

永代橋

れて、屋敷空敷枯草のはびこれるも多し。かくて時を考ふるに、亭午の最中なれば、さらば深川へこそと永代橋へ差かゝるに、此橋又川上の方の真中の柱二・三本折れて、欄干かたぶき、半橋うねりて破れたる虹の如し。此橋柱、そのかわ底を究るほど長き木なかりしとて、鯛をさして水底へゆり込み、そのわくへ柱をたてたること兼て聞及びたる故に、薄氷を踏む心にて、戰兢して差越ぬ。をしをくり船どものいふに、こぎかへるを見て、

松魚船やくそくするそあすの晝 (下略)

以下、街衢の土工改正等幾多の變動ありたれども、之は街衢の條に詳述したるを以て合考すべし。

#### 第四節 現時の地理

明治維新以後、地理上幾多の變遷あり。先づ、十四年濱町川、龍閑川の取擴けあり、十九年蘆洲を修築填埋して中洲町を設け、二十一年住吉町、浪花町と蠣殻町二丁目の地堺入堀の埋立を始めとし、其の前後より現在に連續せる市區改正の

中洲町の建設



し、最近之を發表したり。

其の結果によれば、明治廿五年以降大正三年に至る廿二年間に於いて、馬喰町四丁目濱町三丁目は共に低下を示す。即ち馬喰町四丁目の水準點は、四耗七〇寸一五五二一年平均〇・二一耗〇分〇六九三、低下し、濱町三丁目の如きは六八耗六二寸二六三八一年三耗一二二分二九六の低下を示す。而して東京全市に於いて、麴町區永田町なる水準原點が、〇・二耗即ち一年〇・〇一耗の隆起をなす外、凡て多少の低下を示し、特に隅田川の沙孟より成れる區に於いて、其の低下の甚しきを見る。これ又注意すべき地理上の變化なりとす。左に水準點眞高表を掲げ、低下の有様を示すべし。

水準點眞高表

馬喰町四丁目道路	標石番號	明治廿五年	同廿八年	同卅一年	同卅五年	同四十年	大正三年	二十二年間の低下	平均低下
五	四・六〇五	四・二四九	四・二七〇	四・二七〇	四・二七六	四・二七四	四・二七六	四七	〇・二二四
六	二・〇二六	二・〇〇九	一・九九二	一・九八六	一九七三	一九五〇	六八六	三・二八	

水準點眞高表

濱町の低下最も甚し

## 第二章 河川橋梁

### 第一節 河川

概説

本區の河川は其の地勢上、隣接の各區と相關渉するもの多し。即ち西方麴町區との境界をなせる外濠の水は、一は一石橋下より東流して日本橋川となり、區の南部を貫流し、京橋區との間に於て隅田川に注ぎ、中ごろ分岐流して南し、京橋區に入るものに楓川及び龜島川あり。一は龍閑橋下より、東流して龍閑川となり、北方神田川に連續せる濱町川に合し、南流して箱崎川に注ぐ。又北方淺草との境界を爲せる神田川は、西方より來りて、隅田川に入る。之等諸水を承くる隅田川は、區の東を流れ、本所深川兩區との境界を爲し、中ごろ一部は濱町三丁目地先より分れて日本橋川に合す。之を箱崎川と稱す。又箱崎川支川あり。此の外東堀留川及び西堀留川あり、共に入堀にして日本橋川に通ず。

隅田川

隅田川 荒川及び綾瀬川は、北豊島・南葛飾兩郡堺に於いて合して隅田川となり、淺草區及び本所區の間を横流して兩國橋下に至り、本區濱町河岸を経て京橋區佃島河口に至る。幅員百一間餘、干潮面以下の水深十三尺五寸乃至二十三尺五寸、本區所屬の隅田川面積六萬六百五十二坪餘を占む。

龍閑川

元祿四年の新修

龍閑川 元祿四年の新鑿にして、龍閑橋下に起り、日本橋・神田兩區の間を流れ、本區龜井町と神田區材木町との間に、濱町川に合す。安政中龍閑橋を残し、其の他を埋めて小渠となし、明治十四年に至り、龍閑橋以東兩岸約六間を川敷となし、新川を改鑿し、以て今日に至る。延長六百二十五間、約四千二百坪、幅員七間あり。干潮面以下の水深一尺乃至一尺五寸。

濱町川

明治四年の開鑿

濱町川 寛永圖以下に載せられたる馬喰町邊に及ばず、汐見橋附近に留まる。馬喰町の北に通せしは、元祿四年龍閑川開鑿の時にして、寛保沽券圖にもと廣小路なりしが町人の願により、巾八間に掘り、橋十二箇所に掛渡す云々と見ゆ。明治四年に至り尙北方に通じ、柳原橋を架し、神田川に通ずるに至れり。然れども馬喰町・龜井町間は、安政中の龍閑川埋設の爲に塞がれ、小渠を通せしが、明

東堀留川

治十四年この間を開鑿し、以て今日に至れり。即ち、今は北方神田區柳原橋より來り、濱町三丁目と蠣殻町三丁目との間に於いて箱崎川に入る。延長一千三間餘、面積八千四坪、幅員八間。

東堀留川 慶長八年の新修にして始め六十間川の名あり。北は東萬河岸と西萬河岸との間より南思案橋下に至る入堀なり。延長二百九十四間、面積四千二百六十七坪、幅員最廣十九間、最狹七間。

西堀留川

西堀留川 同じく慶長八年の新修にかゝる。北は小舟河岸と米河岸との間より南荒布橋下に至る入堀なり。延長二百五間、面積三千六百二十五坪、幅員最廣十九間、最狹八間。

箱崎川

箱崎川 東北中洲町と濱町三丁目との間より起り箱崎橋下に於いて日本橋川に合す。安永中の中洲町築填、寛政中の撤廢、并に明治十九年の築填によりて、三度流路に變遷あり。延長五百五十五間、面積一萬三千百五十坪、幅員最廣三十七間、最狹十三間。尙箱崎川支川あり、箱崎川と濱町川との合する所に起り、隅田川に達す、延長五十九間餘。

水流三度變化す

日本橋川 舊平川の下流にして、西は一石橋に起り、西河岸と品川町裏河岸との間を通じ、稍曲折して隅田川に注ぐ。蓋北新堀河岸一帯の流路は元和年中の新修にかゝる。享保十八年二月大浚渫あり。延長九百七十六間、面積三萬百四十五坪、幅員最廣四十七間、最狹十九間。

龜島川 北は南茅場町と京橋區富島町との間に於いて日本橋川に分れ、南は龜島町二丁目と京橋區川口町との間を流れ京橋區に入る。延長五百八十三間、面積一萬五千六十一坪、幅員平均二十六間。

楓川 北は本材木町一丁目と兜町との間に於いて日本橋川に分れ、南は本材木町二丁目と三代町との間より京橋區に入る。もと今の中橋廣小路は本川の流路にして、外濠に通じ、内濠より流れ來りしもの、寛永圖之を證す。明曆火災後の填埋にかゝる。延長六百六十七間、面積九千三百七十九坪、幅員最廣二十間、最狹十一間。楓川のこと、名所古蹟の條に記したり、參照すべし。

### 第二節 橋梁

今區内所管の橋梁五十三。明治十五年府統計所載によれば、五十九橋あり。之を表示して參考とすべし。

十五年の橋

橋名	所屬地名	橋質	長	幅	架設		川名	費用
					年	月		
日本橋	通一丁目ヨリ至町一丁目ヨリ	木	二八、〇 <small>尺</small>	六〇 <small>尺</small>	明治六年五月	一、九六七 <small>円</small>	日本橋川	地方稅
一石橋	北新堀ヨリ西河岸ヨリ	木	一四、〇	三〇	同 六年十月	一、三四〇	同上	同
龍閑橋	本銀町一丁目ヨリ神田區西今川町ヨリ	木	六、〇	四〇	同 六年三月	二、一三二	無名	同
中之橋	伊勢町ヨリ小舟町ヨリ	木	一、二〇	二〇	同 六年七月	六三九	西堀留川	同
道淨橋	伊勢町ヨリ大傳馬町ヨリ	木	四、〇	三〇	安政五年 中	不詳	同上	同
雲母橋	瀬戸物町ヨリ伊勢町ヨリ	木	四、二	四〇	明治十年 一月	六二八	同上	同
思案橋	小網町一丁目ヨリ同二丁目ヨリ	木	九、三	三三	同 六年四月	七〇〇	東堀留川	同
鎧橋	南茅場町ヨリ同二丁目ヨリ	木	三〇、〇	四〇	同 五年十一月	五、七二八	日本橋川	同
新場橋	本材木町二丁目ヨリ坂本町ヨリ	木	一、三	四〇	同 八年四月	一、三四五	楓川	同
江戸橋	本舟町ヨリ錦町ヨリ	石	二、〇	八〇	同 年五月	一、二三四	日本橋川	同



橋名	所屬地名	橋質	長	幅	年架	月	經費	川名	負擔用
荒布橋	小舟町二丁目ヨリ 本舟町へ渡ル	石	九、〇 <small>間尺</small>	六、〇 <small>間尺</small>	明治九年六月		三、四七六 <small>円</small>	西堀留川	地方稅
海運橋	兜町ヨリ本材木町 へ渡ル	石	八、〇	六、〇	同八年九月		三、四二〇	楓川	同
親父橋	新葭町ヨリ堀江町 三丁目へ渡ル	土	一、二〇	四、〇	同六年十二月		一、三二六	東堀留川	同
萬旗橋	新材木町ヨリ堀江 町三丁目へ渡ル	木	八、一	二、三	同	上	六三〇	同上	同
白旗橋	本銀町ヨリ神田區 西今川町へ渡ル	木	六、〇	二、〇	同十六年四月		一、一三二	無名	同
小藏橋	龜島町一丁目ヨリ 二丁目へ渡ル	土	三、〇	二、〇	同六年七月		六九	大下水	同
地藏橋	本銀町ヨリ神田區 西今川町へ渡ル	土	二、〇	三、〇	同十一年十二月		五〇	同上	同
西中ノ橋	神田區西今川町ヨリ 本銀町へ渡ル	木	一、三	二、三	同十六年七月		二、二八〇	無名	同
鞍掛橋	馬喰町一丁目ヨリ 小傳馬町三丁目へ 渡ル	土	一、〇	五、五	不詳		不詳	大下水	同
土念橋	地先ニ架ス	土	一、三	二、三	同十四年四月		二八	同上	同
唯念橋	神田區橋本町一丁目 ヨリ馬喰町一丁目 へ渡ル	石	二、二	五、〇	不詳		不詳	同上	同
土橋	龜井町往還ニ架ス	土	二、〇	五、〇	不詳		不詳	同上	同

橋名	所屬地名	橋質	長	幅	年架	月	經費	川名	負擔用
地藏橋	龜島町一丁目ヨリ 同二丁目へ渡ル	石	四、〇	二、〇	不詳		不詳	無名	同上
東中ノ橋	本銀町二丁目ヨリ 西今川町大通リへ 渡ル	石	二、〇	二、〇	明治十四年五月		二二	大下水	同
吉川橋	吉川町ヨリ元柳町 へ渡ル	木	一、三	四、〇	同十三年十二月		三〇	同上	同
新柳橋	新柳町一番地先ニ 架ス	木	一、三	二、〇	同六年三月		一一五	濱町川	同
沙見橋	元濱町ヨリ橋町一 丁目へ渡ル	木	四、〇	二、〇	同十年四月		八八九	同上	同
築鳥橋	橋町一丁目ヨリ久 松町へ渡ル	木	五、〇	四、〇	同九年二月		四二七	同上	同
千鳥橋	富澤町ヨリ橋町一 丁目へ渡ル	木	六、〇	四、〇	同十年四月		二六七	同上	同
高砂橋	高砂町ヨリ久松町 へ渡ル	木	五、〇	二、〇	同五年十月		不詳	同上	同
小川橋	浪花町ヨリ久松町 へ渡ル	木	六、〇	三、〇	安政五年中		三八二	大下水	同
入江橋	浪花町ヨリ蠣殻町 へ渡ル	木	四、一	三、〇	明治九年九月		六九七	濱町川	同
蠣濱橋	蠣殻町ヨリ濱町二 丁目へ渡ル	木	六、〇	三、〇	同七年六月		三三一	同上	同
中ノ橋	蠣殻町三丁目ヨリ 濱町三丁目へ渡ル	木	六、〇	三、〇	同十三年三月		四五〇	同上	同
川口橋	同	木	六、〇	三、〇	同六年四月		不詳	大下水	同
板橋	濱町一丁目ヨリ同 二丁目へ渡ル	木	一、四	二、三	不詳		不詳	同上	同

第二章 河川橋梁 第二節 橋梁

四七

橋名	所屬地名	橋質	長	幅	架設		川名	費用
					年	月		
元柳橋	米澤町ヨリ矢倉町 へ渡ル	木	五〇	二、三	同	明治五年十一月	入堀	同
沙留橋	小網町三丁目ヨリ 鵜殿町一丁目へ渡ル	木	五〇	三〇	同	同十四年二月	稻荷堀	同
蠣殻橋	同二丁目ヨリ 同三丁目へ渡ル	木	五〇	三、二	同	同七年六月	イタチ堀	同
緑橋	通油町ヨリ同鹽町 へ渡ル	木	六〇	六、三	同	同九年十二月	濱町川	同
火除橋	大傳馬鹽町ヨリ東 今川町へ渡ル	石	一〇	三〇	不詳	不詳	大下水	同
九道橋	今川町上ヨリ東 今川町へ渡ル	土	一、一	二、一	不詳	不詳	同上	同
甚兵衛橋	同上	石	二、二	四、三	不詳	不詳	同上	同
石橋	矢ノ倉町ヨリ薬研 堀へ渡ル	石	二〇	二〇	不詳	不詳	同上	同
鶴橋	小網町四丁目ヨリ 小網町一丁目へ渡ル	石	一、二	二〇	同	明治六年七月	同上	同
箱崎橋	箱崎町一丁目ヨリ 小網町一丁目へ渡ル	木	一、〇	四〇	同	同七月十一月	箱崎川	同
湊橋	箱崎町一丁目ヨリ 南新堀一丁目へ渡ル	木	二、〇	四〇	同	同六月十月	日本橋川	同
豊海橋	南新堀二丁目ヨリ 北新堀へ渡ル	木	二、〇	三〇	同	同六年七月	同上	同

以下重なる橋梁につきて其の歴史を記述すべし。  
 日本橋 南方は通一丁目四日市河岸と西河岸の中間より、北方は室町一丁目魚河岸と品川裏河岸との中間に架設す。本橋は東京市内の中心にして、又本

兩國橋	米澤町ヨリ本所區 元町へ渡ル	木	八九、四	六〇	同	八年十二月	荒川	同
新大橋	葛蒲町ヨリ深川本 町へ渡ル	木	一〇八、〇	三、二	不詳	不詳	同上	同
永代橋	北新堀町ヨリ深川 永代町へ渡ル	木	一〇四、四	六、三	同	明治八年四月	同上	同
左衛門橋	馬喰町四丁目ヨリ 淺草區左衛門町ニ 渡ル	木	一三〇	三〇	同	同八年十月	神田川	同
淺草橋	馬喰町四丁目ヨリ 淺草區茅町へ渡ル	石	一七〇	六〇	同	同七年一月	同上	同
柳橋	元柳町ヨリ淺草區 平右衛門町へ渡ル	木	一四〇	二、三	同	同五年十月	同上	同
永久橋	箱崎町一丁目ヨリ 鵜殿町一丁目へ渡ル	木	一八〇	四〇	同	同七年三月	箱崎川	同
新龜井橋	龜島町ヨリ京橋區 川口町へ渡ル	土	一五〇	三〇	同	同十五年三月	龜島川	同
龜島橋	龜島町ヨリ京橋區 川口町へ渡ル	石	一五、三	三〇	同	同八年七月	同上	同
吳服橋	永樂町ヨリ麴町區 永樂町へ渡ル	石	一〇〇	四、二	同	同十三年三月	皇城外濠	官費
常盤橋	本町一丁目ヨリ麴 町區大手町へ渡ル	木	一八〇	六、三	同	同十年十月	同上	同

新架修葺二  
十八回

區の中心點たるのみならず、我が國里程の元標にして、重要な位置を占め、架橋以來三百有餘年の歴史を有す、此の間前後改築する事十四回に及び、燒失したること六回、朽廢したること七回、大修葺を施したること一回、即ち左の如し。

慶長八年創架 元和四年架換 明曆三年正月燒失 萬治二年新架 元祿十一年十二月燒失 同十三年新架 正徳元年十二月燒失 同二年新架 延享五年正月修葺 寶曆十二年新架、此時千兩十年賦拜借にて出來、安永元年二月燒失 同二年新架、此時材木代金千兩下附、寛政八年新架 文化三年三月燒失 同年新架 弘化二年三月新架 安政五年十一月燒失 同六年三月新架 萬延元年新架 明治四十四年三月新架

日本橋の創架は、或は慶長十七年なりしといふものあれども、慶長十一年極月八日、武州江戸日本橋に高札を立つること、諸書に明徴あれば、慶長八年創架を以て確實となす。其の構造に就いては知るべきものなし。元和元年架換の橋は、川の左右の兩端より石垣を築き出し、橋の長さ三十七間四尺五寸、其の幅四間二尺五寸ありて、當時江戸時代の公道々幅凡そ五間にして、橋幅亦之に應へり。

慶長八年の  
創架  
當初の構造

橋名の起因

(附圖參照)現時の架橋前は、長さ二十八間、幅八間七分あり。近年交通の頻繁を加ふるに隨ひて、川幅は狭小となり、之と反對に道路の漸次擴大せられたるを知る。而して全部木造橋にして舊時幕府の直營に屬し、常に請負普請を以て架設し、用材は如鱗木、白樺等の堅緻なるものを選び、橋欄には黃銅の擬寶珠を置き、橋名の起因に就いては一定の説なく、江戸大普請の時、日本國中の人々集り來りて架けたる橋なるが故に斯く名づくといひ、又は橋上より旭日の昇るを見、氣象雄大なるを以て日本橋と稱すともいひ、諸説一定するところなし。然れども、當時誰いふとなく諸人一同日本橋と呼びて、遂に其の名を得るに至りしこと眞なるが如し。

明治五年架  
換の橋

明治五年架換の橋は、架設費額金一萬二千九百六十七圓二十一錢二厘、此の内金壹千圓、府稅支拂、長さ二十八間、幅六間、橋坪百六十八坪なり。橋畔の南北に建てられし「日本ばし」と題する石標は、高さ五尺餘、萩原秋巖の揮毫、廣瀬群鶴の鐫刻したるものにして、其の裏面には「明治五年十二月二十七日創立、至六年五月三十一日成費皆出於會所、蓄積」とあり。同橋の材料たる木材は、精良なる如鱗質の槻

初めて人車  
道を區別す明治以後の  
修葺

を用ひたり。其の後修繕相次ぎ、馬車鐵道電車鐵道を乘せて三十有餘年の久しきに耐えたり。同七年十二月從來の橋面に車道と人道とを區劃す。此の費額金六百二十六圓七十三錢五厘(府稅)同十一年五月車道修繕費額不詳(同十五年三月車道を修理し、費額金一千三百三十九圓二十六錢七厘(地方稅)其の後又修繕せらる。鐵道馬車會社の負擔なり。同二十一年三月車道修理費額金八百四十二圓、此の内三百二圓五十三錢二厘(地方稅)金五百三十九圓四十六錢九厘(鐵道馬車會社負擔)同二十四年十一月修繕費額金一千六百十四圓四十一錢、同三十四年十二月修繕費額不詳(同三十五年五月車道を修繕し幅を八間七分に擴張す。〔車道四間九分、人道一間四分、橋坪二百十五坪六合、費金額六百八十九圓〕電車線路のため幅四尺を取擴げたり。

此の如く修理常に閑なく、爾も近年人馬の交通頻繁を加へ、殊に市内電車開通以來交通更に激甚となり、姑息の處置を許さざるに至れり。會々三十七八年戰役終りを告げ、民心大に發揚し、從來の橋梁を以てしては良く交通の實際に應じ、兼て帝都の面目を全くする事能はざるが故に、茲に巨費を擲ちて、新たに實

新橋の架設

新橋設計

質美觀完備の橋梁を架することとなれり。

新に架設すべき橋梁は三十九年度より起工し、四十一年度を以て竣工する豫定なりしが、種々の事故を生じ、漸くにして、四十一年十二月十五日起工し得るに至り、第一期工事として、舊橋取拂ひ、橋臺橋脚地堀鑿工事に着手し、第二期工事として、橋臺橋脚基礎の工事を、第三期工事には橋臺橋脚築造拱卷立及び上部構造の一部、その他附帶の工事、第四期工事は高欄廻り一式、橋面敷石その他附屬工事となし、着々豫定の工事を進行して、四十四年三月三十一日に至り一切の工事を竣成せり。

新橋の構造

橋拱は缺圓拱二聯より成り、橋臺は兩岸に各一個、川の中央に一個の橋脚あり。表面に露出する部分は敷石に至るまで全部花崗石を用ふ。橋長二十七間、幅は兩側の高欄の内部に於て十五間、内車道は十間にして歩道は其の左右に各二間半の幅員を有す。面積四百五坪。南北兩端の彎曲形翼壁上には花崗石造の袖壁を廻らし、橋梁の様式は「ルネッサンス」式と稱す。之が裝飾用材は全部青銅を用ひ、橋脚部には二個の裝飾臺ありて對立し、方錐柱を建て上部に數個の「ラン

「プ」を有す、而して道路に面する柱座には獅子を配置し、中央橋臺の兩側裝飾臺上には更に長き方錐柱を建て、尖端には數個の「ランプ」を有し、柱に倚り相背きて麒麟を蹲踞せしめ、柱側には松と榎の葉を彫刻せり。これ全國里程の元標たることを表するものにして、麒麟は聖代の瑞祥を寓意し、又獅子は萬獸の王にして、國家の隆運を期するの意に出づ。兩飾柱の間、更に「ランプ」のみを支持する短柱各四個あり、「ランプ」合計四十二個は皆電燈を裝置し、平時は十二個を點するも、大祭其の他の祝典には全部に點火し、光力四千三百燭光に達す。要するに西洋の建築美術を骨髄として、之に本邦固有の裝飾を施しよく新意を出だしたるものと謂ふを得べし。

## 使用の材料

工事使用の主要材料は、花崗石九萬壹千四百五十九切、セメント九千三百七十二樽、砂五百八十四坪餘、雜石材二萬五千三百十六切餘、煉瓦九十三萬二千六百十四本、砂利九百二十坪餘、木材尺×五千九百三十七本餘、青銅七千四百三十六貫、鐵材六千八百三十六貫餘にして、職工の勞力延人員十萬人、工事費額金五十二萬三千八百餘圓を要せり。

## 一石橋

而して工事主任者は東京市技師工學士米元晉専ら之を擔當し、同技師長工學博士日下部辨二郎之を監督し、裝飾に於いては鑄金家津田信夫、岡崎雪聲及び彫塑家渡邊長男等委嘱を受け、又大藏省臨時建築部技師長妻木賴黃は始終之が顧問の任に當れり。茲に於いて區内の有志は新橋の落成を祝賀するの檄を發し、大に資を醸出し、四月三日神武天皇祭の祭日をとし、盛大なる開通祝賀の式を擧げたり。尙名所古蹟及び式典の條を參考すべし。

寛永圓之を  
載す

一石橋 南は西河岸と北は北鞆町との間に於いて日本橋川に架す。創架年代を詳にせずと雖、古昔本橋の北方には後藤庄三郎の金座あり。又南方には後藤縫殿助の呉服所あり。其の中間に位するを以て、後藤・五斗國音相通じ、兩五斗の意に取りて一石橋の名稱を得しに考へ、尙寛永江戸圖已に之を載せられたれば、其の創架頗る古きを知るべし。又一に八つ見橋の名あり、本橋上より回顧すれば、近傍の橋梁、常盤・錢・瓶・道三・吳服・鍛冶・日本・江戸及び一石の八橋を望見し得らるゝが故なり。橋梁粗なりと雖、名頗る著はる。現架の橋は明治三十七年の改築にかゝり、木鐵混用橋にして長さ十四間、幅七間あり。

西河岸橋

西河岸橋 北は北鞘町と南は西河岸町との間に於いて日本橋川に架す。本橋は交通上の必要より明治二十四年新に架設したる鐵橋にして、長さ二十八間餘、幅六間餘あり。

江戸橋  
寛永八年の  
創架

江戸橋 南は元四日市町より、北は本船町の間に於いて日本橋川に架す。寛永八年の創架にして、江戸の名の起因は、實に此の附近に出でたるに考ふれば、橋の由來する所最も遠しといふべし。或は日本橋に亞ぐの義ならんといふも、そは後に起れる因由にして採るに足らず。舊時改架の詳細得て知るべからず。近く明治八年石橋となり、同三十四年鐵橋に改む。長さ二十一間、幅八間あり。

鎧橋

明治五年の  
新架

鎧橋 西は兜町と東は小網町との間に於いて日本橋川に架す。舊と鎧の渡(俗に一文渡)と稱する渡場なりしが、明治五年木橋を創架し、二十一年更に今の鐵橋に改む。長さ三十一間、幅十三間餘。大正四年大修復を加へたり。

吳服橋

慶長圖に載  
す

吳服橋 東は吳服町より、西は麴町區との間に於いて外濠に架す。創架年代詳ならず、慶長圖には橋名なく、町のもの通ひ橋と標す。寛永圖には後藤橋とあり。寛文圖始めて「ごふくはし」と標したり。萬治前後の命名なるべし。後藤吳服共

新橋を架す

に後藤縫殿助の吳服所によれるや明なり。昔時大手町方面より本區に連絡する要路にして、明治元年江戸を東京と改め、聖駕入城の際之より入御あり、交通上頗る重要な位置を占む。舊橋は明治十三年三月の架換にかゝり、石造拱にして、床部高欄共に全部石造なり。長十間、幅六間、工費金九千參百八拾五圓。舊橋架換前の橋梁は木造にして長十四間、幅四間二尺といふ。而して本橋は元官費橋なりしが三十八年四月市有橋となれり。近年中央停車場の位置を大手町に定められ、市區改正により本橋は本區を経て麴町區に達する要衝となるや、舊橋はよくその發展に伴ふ能はざるが故に、四十五年二月東京市會は之れが改架を決議し、大正二年七月を以て工事に着手し、三年十一月竣成して開通式を舉行せり。新架橋は鋼製二絞共助橋にして、裝飾の様式を復興式ルネッサンスに採り、兼て各種の装置を完備す。長十七間三尺、幅十二間三尺、使用職工延日數三萬六千四百三十六人を要せり。

常盤橋  
天正十八年  
創架

常盤橋 東は本町より、西は麴町區との間に於いて外濠に架す。天正十八年創架するところにして、當時頗る工事に勞せること、天正日記に見えたり。同書

明治初年の架梁

の所謂「本町の西のはし」にして慶長圖には淺草口と標し、寛永圖追手口と記し、慶長見聞集、白石紳書は大橋と記す。寛文圖には「ときわばし、又大橋共」と標すれば、其の橋名の更まりし年代を察すべし。蓋、重要なる大手東方の架梁たり。現在の橋は明治十年十一月の新架にして、双拱式花崗石橋にして、高欄には間に大理石を裝飾し、同年代架設の橋梁中唯一の餘影を留む。長十七間、幅六間餘あり。

海運橋

海運橋 東は兜町西は本材木町一丁目との間に於いて、楓川に架す。文明中、

文明中の繁榮

江亭記の所謂「高橋」は海運橋の古名にして、寛永圖標する所の「たかはし」は又舊名に據りしなるべく、寛文圖の將監橋に相當る。延寶圖には海賊橋と注したれば、更名の年代も寛文、延寶の間にありしを知るべし。明治元年十月海運橋と改む。蓋、四百年の已往たる文明中、江戸五口の一として此の附近の繁榮せし有様は、之を地理の條につきて見るべし。その將監橋といひ、海賊橋といふは、橋畔に海賊奉行向井將監の邸宅ありしに由る。東都紀行に延寶中までは石橋なりしに、天和の後は如何なる故か木の橋に造り改められける云々とあれば、延寶の昔には石橋なりしと見ゆ。現架の石橋は明治八年の架換にして、長九間、幅六間あり。

親父橋

親父橋 東は新葎町、西は堀江町三四丁目との間に於いて東堀留川に架す。相

寛永圖に載

傳ふ、古昔吉原遊廓の主唱者庄司甚右衛門幹旋して之を架し、當時甚右衛門を親父と呼びしに由り、此の橋名ありと。寛永圖橋名を記さず、寛文圖始めて「おやちはし」と標す。現在の橋梁は明治四十四年十二月架換の木鐵混用橋にして、長十四間、幅七間あり。

靈岸橋

靈岸橋 西は南茅場町より、東は京橋區富島町との間に於いて龜島川に架

す。寛永圖已に橋あれども橋名をしるさず、寛文圖に至りて橋名あり。現架の木橋は明治三十二年六月の新架にして、長さ二十四間、幅六間。

龍閑橋

龍閑橋 南は本銀町一丁目と北は神田區との間に於いて龍閑川に架す。蓋、元

祿四年四月、龍閑川新修の時、他の十二橋と同時に創架す。或は井上立閑なる人の創架にかゝるといふ。現橋は明治三十七年架換の鐵橋にして、長五間餘、幅七間あり。

今川橋

今川橋 南は本銀町二・三丁目との間に於いて、北は神田區に連絡し龍閑川に架す。

元祿四年龍閑川を開鑿せし際、今川善右衛門なる者之れを架す。故に此の稱あり。

りといふ。舊橋は明治十六年架換の土橋にして、長幅共に六間あり。市區改正の結果四十五年三月現架の鐵橋に改む。長六間、幅十二間あり。

## 土州橋

**土州橋** 箱崎川に架せられ、明治三十八年侯爵山内氏の私營創架せしものにして、始め木橋たり。明治四十二年之を東京市に寄附せしが、附近市區の改正に伴ひ又橋材の腐朽により、大正三年三月二十八日新橋の架設に着手し、經費十二萬五千百餘圓を以て、同四年五月二十五日落成を告げ、同月三十日開通式を擧げたり。

本橋は其の型式鋼製桁橋、人道下は版橋、車道下は工桁にして、橋臺基礎面積二十八坪、橋脚は六通、一通十一本の鐵筋混凝土土柱を以てし、之に親柱臺石は花崗石とし、上部燈柱は鐵製の閑雅なる手法によりて青銅製ランプ金物を以て卵形瓦斯燈を圍み、路面高十九尺とす。其の他袖高欄其の他の裝飾亦優美にして、橋上高欄上には四个所に二丈餘の電燈柱を建て、各百燭光電燈を裝置す。尙高欄の橋脚に兩側十二個の十二燭光電燈を裝置し、一は通路の危險を保護し、一は橋脚の自衛を兼ねしむ。又一新裝置なり。尙本橋の特色とすべきは、橋床に

## 兩國橋

特種の構造を試み、爲に橋梁の薄きことこれなり。蓋、兩岸低くして橋下の空間を大ならしめんとするにあり。全長三十間、幅十間、人車兩道に分つ。

寛文元年の  
創架

**兩國橋** 現橋は西元柳町より東本所區横網町との間に於いて隅田川に架す。明曆三年正月本郷丸山本妙寺より出火し、延焼太だ廣く、燒死するもの十萬、下町の住民逃れて此に至るも淺草見附に支へられ非命に斃るゝもの多し。幕府茲に見るところあり、將來を慮り、萬治元年を以て本橋の架設を決し、普請奉行芝山權左衛門等に命じ、同二年七月假橋を架し、同三年工を始め、翌寛文元年を以て成就したり。當時は吉川町地先、今兩國公園前より本所元町に架し、大工棟梁助左衛門等事に當り、工程二個年を要せり。初めは大橋と呼びしが、對岸の地もと下總に屬するが故に兩國橋と稱す。

破損架換の  
歴史

天和元年に至り架換の議あり。奉行眞田伊賀守等に命じて工を起す。事錯ちて假橋成らず、伊賀守以下罪せられ、貞享中に至りて假橋を架す。御府内沿革圖書は此の假橋の位置を今矢の倉町濱町一丁目間より本所元町に架すとなし、今の兩町間の新道亦この時の開設となす。元祿九年三月更に奉行川口攝津守以



下に命じ、本橋を架す、九月六日竣工し、以後本所奉行の管理に屬す。同十六年十一月火災により西半部を焼失し、伊奈半左衛門命を受けて之を修理す。享保三年九月、洪水によりて落却し、又修復のことあり、而も幾くならずして、又大破のため修繕を加へ、享保十九年六月出水によりて假橋流失し、之が造修を請ふものあるも許されず、船により之を渡さしめしが、八月又一部の流失あり。寛保二年八月洪水によりて流失せしを以て、五月以降に修覆を加へ、寛延二年八月又小破し、安永九年六月出水によりて落却し、天明七年七月洪水ありて損破し、船渡しとなし、修覆を加へしが、享和二年七月又洪水の爲に落却流失し、又新に架設す。其の後文政十一年六月、天保六年六月同七年八月同十一年九月、弘化三年六月各洪水によりて損破し、又安政二年の大震によりて大破し、修繕に着手して同年竣工す。翌三年八月又破損し、後年改築の年代詳ならず。維新後に於いては明治八年八月新橋架設中の架足數十間流失し、同十二月に至り、長八十九間餘、幅六間の木橋に架換せしが、現在の鐵橋は明治三十七年十一月の新架にして舊橋の位置より少しく上流に架したり。其の構造は「カーブドコードトラス」

兩國橋の古記録

式に法り、長九十間餘、幅十間、坪數九百五坪を有す。  
左に町奉行所書類を抄録して以て舊時に於ける公私の關係を窺ふに便すべし。

向後町奉行支配

右御書附、亥四月四日、井上河内守殿御宅へ、大岡越前守被召呼御渡被成候、此外御口上にて被仰渡候は、本所町奉行相止候に付、本所處々橋々も、町方へ附候分は、町奉行支配成候、兩國橋新大橋之儀は、目立候橋故、御書附にて被仰附、其外は小橋故、御書附には御載せ不被成之旨被仰渡候、兩國橋同東之方新御上り場之間三間半之處、向後本所町奉行支配に相成候間、可被得其意候。右は酉十二月二日、坪内能登守へ大久保佐渡守殿御切紙にて、被仰渡候御書附之寫。

兩國橋

右兩國橋、寛文元丑年、初て新規に出來、其節御普請奉行は、芝山權左衛門、坪内藤右衛門、兩人へ被仰附、二今年相掛、橋出來致し候、町棟梁大工助左衛門、

傳左衛門と申者之由、其以後天和元酉年、橋掛直し、御普請有之、此節御手傳眞田伊賀守、爲奉行松平采女、舟越左衛門被仰附、矢之御藏脇假橋懸り申候、此假橋請之儀、當時元兩國と請人申傳ふ所之よし。然處御材木出方不足にて、橋出來不仕、依之御手傳伊賀守は、奥平大膳太夫へ御預、奉行采女左衛門兩人は閉門被仰付候。其後之御普請、元祿九子年迄、十五年之間、假橋を相用、假橋修復等は伊奈半左衛門方にて申付候よし。

右之趣、米澤丁名主喜左衛門書付差出候に付記置。

元祿九年の  
修復

一、元祿九年子三月、御普請有之、此節御普請之儀、町奉行へ被仰渡。

奉行として川口攝津守組與力長岡金右衛門、植竹傳太夫、下役同心野村彌兵衛、大久保彦右衛門、永澤四兵衛、能勢出雲守組與力勝田八右衛門、平塚伊右衛門、下役同心太田吉衛門、山本兵太夫、早乙女清助、町年寄喜多村彦兵衛、棟梁西井儀平、山村吉兵衛相勤、其節御普請奉行立合候、同年九月六日、橋出來、以後は本所奉行致支配候。

一、元祿十六年末十一月二十九日、橋西之方半分程致燒失、此節伊奈半左衛門

承りにて橋掛候之續き有之候。

一、享保三戌年、御修復有之、此節御作事奉行掛りにて、小細工方より御普請有之候よし。

享保修復の  
覺

覺

先達而申上候、兩國橋惣修復之内高欄廻り之儀、三分新規に取替、三分二者其儘相用置候積にて、代金三百七兩入札、伺之上申付候。然處新規に取替候、分取崩候處、相残り候高欄廻り、笠木地復、繼手之分、殊之外朽損仕候處、私共、罷越見分仕候處、地復たゞ之短貫笠木并に男柱袖共、悉朽損仕候、其分に差置候ては、一兩年之間、又々御修復可有御座候、一向此度一所に右之分不殘取替候積、御入用之義、先達而之落札内譯直段を以、吟味仕候處、金九十五兩貳分増金相掛申候、右之通出來仕候得者、六七年は保可申候間、右直段を以、被仰附、可然奉存候、勿論公役金を以、相拂可申候、則仕様内譯帳壹冊差上申候、以上。

七月

書面之通可申付  
旨被仰渡奉畏候

大岡越前守  
稻生下野守

寅七月二十日

右書付享保十九年寅七月二十日松平左近將監殿へ上ル

覺

此間出水にて兩國橋假橋押流申候、又は假橋掛可申旨願人御座候得共、出水之時節にて、若又假橋押流申候得ば、新大橋へ流懸橋之痛みに罷成候間、假橋は無用に可仕候、隣町の者共御修復中、武士方は相除其外壹人壹錢づつにて船渡し仕度旨相願申候間、願之通渡し可申付候、依之申上候、以上。

八月

大岡越前守  
稻生下野守

右書付享保十九年寅八月十五日松平左近將監殿へ上ル

覺

兩國橋先達て伺相濟御修復段々出來寄り申候處、去る八日同十七日兩度の出水にて、落通三側同橋杭根堀れ杭二本抜候に付、敷板共に三尺程下り申候、依之右三側目之中杭二本新規通し杭に仕、其外ゆがみ候杭を震おこし、材木かいものにて高下を直し、尤三側之筋違放し新木にて取替、大貫貳挺朽損候處、新規に取替候積。

一、同橋西之方六側目より十七側目迄長三十七間半之處、川下之方へ三尺程ゆがみ候に付、梁行桁平均、板鋪板取放、行桁置直し如元取附、尤布板敷置候處、拾間取放し、并、落脇中行桁壹本新規に取替繼合、如元に仕、其外雨覆損し候處、不殘取替有來之通新規仕直候積。  
一、同橋兩度之出水にて、橋杭七十八本根包致し、流失候分は新規に包立、并朽損候分は繕ひ足し木鐵物仕候積。

右今度出水に付、増御普請之分御入用、直段吟味候處、左之通に御座候。

右六百九十三兩

右之通御座候間、此節公役金を以、増御普請申付可然奉存候、依之奉伺候以上。

八月伺之通可申付旨  
被仰渡奉畏候

寅八月二拾二日

大岡越前守  
稻生下野守

直段吟味仕候與有之下ニ下ケ札。

先達て伺相濟候布板御修復御入用金三百十七兩、二度目伺相濟候高欄廻

り新規御入用金九十五兩二分、此度書面之御入用。

都合金千五百貳分

右書付享保十九年酉八月二十二日、松平伊豆守殿へ上ル。

兩國橋掛け足之義に付伺書

覺

兩國橋流失之所、三十二間ゆがみ候所、十四間取崩し、都合四十六間掛け足之義、右流失之古木寄集致吟味候處、不足多御座候、此度新規通し杭八本、新

修繕入札

規繼杭八本相足し、其外仕様帳之通古木を用ひ、御入用致吟味入札申付候處、落札左之通に御座候。

落札

一、金貳千四百七拾五兩

長崎町

白子屋勘七〇下ケ札

元飯田町

菱木屋喜兵衛

貳番札

一、金貳千六百拾八兩

東湊町

白子屋四郎兵衛

參番札

一、金貳千七百六拾七兩

淺草御門前請負屋敷

伏見屋勝右衛門

右之通に御座候、落札之者可申付哉、奉伺候。則、仕様帳壹冊奉掛御目候。右御

第二章 河川橋梁 第二節 橋梁

用金は、町方公役金を以被仰付可然奉存候、以上。

十一月 金にて可落申付旨奉長候

大岡越前守  
諏訪美濃守

申十一月十四日

右書付美濃守方にて相認、申十一月三日水野和泉守殿へ上ル。

同月十四日承書認被上はよしにて、寫し來候付、爲見合留ル。

(下ケ札)

九年以前、御作事方より兩國橋掛り候節、橋杭七十八本之内三十二本は繼杭御座候、此度流失之杭、致吟味候處、水下之繼手折候杭無御座候、繼杭にて御入用大分減し候義故、此度も杭二十六本之内十六本は繼杭之積に入札申付候。

(下ケ札)

兩國新大橋之流木寄集、一緒に兩國橋掛け足に用、新規通之杭八木足し、殘て古木繼杭仕入札申付候處、落札左之通に御座候。

一、金千貳百參拾五兩

白子屋勘七  
菱木屋喜兵衛

右之通御座候。兩國之古木用候得者、用立候古木殘少御座候に付、追て新大橋掛け足被仰付候節、御入用多罷成候。左候得者、同様之義に御座候間、兩國橋之方は、兩國橋計之古木を相用候積り入札爲仕候處、書面之通金貳千四百七拾五兩にて御座候。

渡錢の議

兩國橋之義、三箇年或は四年之内往來之者より渡り錢を取、掛け直可仕旨數多願人共御座候、賃錢差出し候ては、輕き末々之者、殊之外難義仕候義御座候間、御入用を以被仰付可然奉存候。

覺

新大橋御修復中

船 渡

新大橋役船之者  
願人二十人

右新大橋、此度御修復に付、渡船差出し、往來より武士方を相除一人に付二

第二章 河川橋梁 第二節 橋梁

錢づゝ并荷物馬士とも貳錢づゝ、駕籠は壹人に付貳錢づゝ取之、往來無滯可致船渡旨、相願申候。

兩國橋御修復中

兩國橋役船之者

假橋

願人六十人

右兩國橋、此度小修復に付、假橋自分入用を以掛け候て、往來し武士方を除壹人に付貳錢づゝ、并荷物馬士共貳錢づゝ、駕籠は壹人に付貳錢づゝ取之、往來爲致度旨、相願申候。

右之通相願申候、往來之爲に御座候間、兩橋共に御修復船渡し假橋之義申付可然奉存候、依之奉伺候、以上。

四月 何之通可仕旨  
被仰渡奉畏候

大岡 越前守

寅四月晦日

稻生 下野守

往來武士方を相除と有之候下に下ケ札。

新大橋は、近日御修復に取掛り申候。

往來無滯可致と有之候下に下ケ札。

兩國新大橋  
渡錢の沿革

新大橋、兩國橋役船之者と申候義は、兩橋際に平生茶船を附置、船稼仕候者どもに御座候。兩所共船持人數相極め置、出火之節は兩橋を防、出水之節船差出し、流物等取除けさせ候者共に御座候。

假橋自分入用を懸け候と有之下に下ケ札。

兩國橋は、新大橋御修復出來仕候已後、取掛申候。

御修復中舟渡し假橋之義申付可然奉存候と有之下に下ケ札。

一、新大橋十六年以前不殘御掛け替之節、并七年以前申之年流失懸繼候節も、役船之者相願船渡し仕候。

右兩度共に壹人より壹錢づゝ取之渡し候得共、兩國橋と違ひ、新大橋は格別人通り無數壹錢づゝにては請取助成會て無御座候間、此度は貳錢取に相願申候。

一、兩國橋十五年以前御掛替之節、役船之者相願、一人より一錢づゝ取之船渡し仕候。

一、同橋七年以前流失掛け繼之節は、米澤町町人ども相願、壹人より貳錢づ

一、同橋、五年以前橋杭壹本建替御修復之節、役船之者相願、壹人壹錢づゝ取候。

右書付、享保十九年寅四月二十八日、松平左近將監殿へ上る。但し御好有之同二十九日下ヶ札認上る。又候、御好有之、同晦日大き成下ヶ札認上る。

新大橋

元祿六年の  
創架

新大橋 西は濱町三丁目より、東深川區安宅町との間に於て隅田川に架す。本橋は元祿六年十二月の創架に係るといへば、兩國に後るゝ三十四年、永代橋に先だつ五年なり。當時、水戸邸上げ地にして、恰も橋脚に乙が淵と稱する深淵ありしを以て、普請奉行に命じて之が埋立てをなし、後架設せしむ。始め工事は入札工事となし、請負人東湊町一丁目白子屋伊右衛門、晴天八十日の見込みを以て着手し、要用の材木は御藏より出す。此の數九百六十七本、入用金二千三百四十三兩、橋長京間百間、幅員三間七寸。新大橋の名稱は、曩に寛文元年兩國橋架せられ大橋と稱するによりて、本橋を新大橋と稱す。而して請負者精勵事に當りしにより五十二日を以て竣工し、官之を嘉して工事監督の與力同心に褒美

架換及修復  
工事

の事あり、十二月七日を以て渡初を行ふ。元祿十四年六月、正徳三年十月、享保二年四月、同年十月に各修復を加ふ。次に享保四年大破腐朽により六月八日架換の工事に着手し、九月廿五日竣成す。此の間晴天八十二日、諸入用高金六千百二十七兩、請負者靈岸島四日市市川屋藤助等にして、工事監督者へは、先例の如く褒美あり。爾後大川筋洪水の爲に破損すること屢々なり。即ち、享保四年十二月、同十四年三月、同十七年七月、同十九年六月の修復の如き、多くは洪水の爲なり。寛保元年九月架換し、同三年五月、同年十二月、延享元年七月又修復す。ついで延享元年、町人の請負となし、橋錢を徴することを許され、其積立金を以て新規修復の用途に宛てしむ。寶曆十年二月焼失、同年六月修復を加へしが、明和三年假橋を架せしに、六月流失し、十一月に至りて新橋を架す。爾後寛政七年までに流失三回、修復十二回。寛政九年十一月類焼し、翌年五月假橋を架せしが、享和二年七月假橋又一部流失し、八月之を修復し、文化三年十一月本橋の架設まで假橋となす。文化六年橋錢を禁じ、十組問屋の冥加金を以て之が費途に充つ。文化十四年及文政四年修復し、文政七年又架換し、爾後嘉永二年三月の架換に至る迄

修復を加ふると三回、焼失一回、安政の大震に一部破損、慶應三年、明治七年八月修復を加へ、明治十八年四月架換す。これ即ち舊橋にして、長百八間幅員三間二尺あり。其の後此の舊橋に代ふるに長百九間二尺幅四間の新造木橋となし、市内第二の長橋として日本式架橋の最後の餘影を留めたり。現在の鐵橋は市區改正により、位置を變じ、舊位置の上流、即ち濱町二丁目より對岸に架したるものにして、明治四十五年七月の改架にかゝり、カーブトコールドラス式に據り、長九十五間三尺餘、幅十間四尺餘、坪數九百九十六坪七合を有す。茲に本橋に關する古記録を掲げて參考に資すべし。

新大橋の古記録

新大橋架設計畫關係書類

新大橋新規に掛候節之覺

一、元祿六百年、濱町水戸殿上げ地より、深川元町へ新規に大橋被仰付、小普請方より御普請有之筈にて、御材木百七十本之餘、場所迄引付置候處、振り替町奉行方より御普請可申付旨、同月五日月番能勢出雲守へ御老中被仰渡候。

但、御老中名不相知候。

一、水戸殿上げ地之内に、おとが淵と申淵、其外池有之候を埋させ候て、地面を平均させ候様に被仰渡候に付、右御普請奉行として北條安房守組與力安藤小左衛門、蜂屋助太夫、能勢出雲守組與力深澤十太夫、福岡藤左衛門下役同心、安房守組中田平右衛門、並川半兵衛、和田金助、野村彌五郎、大久保彦右衛門、出雲守組間米瀨太夫、小池重右衛門、太田吉右衛門、湯淺半左衛門、山本兵右衛門都合下役十人、内四人は、おとが淵并地面ならさせ候方之下役。

一、橋 長京間百間

高欄之間百八兩

袖之間九尺程

右御入用御材木は、御藏より出、此木數九百六十七本。

御入用金二千三百四拾三兩。但、大工棟梁作科共に、三分銀十三匁四分四厘也。

一、請負人は東湊町一丁目白子屋伊右衛門、證人靈岸島銀町一丁目ひわたや與兵衛、右伊右衛門晴天八十日之請負に有之候處、五十二日に出來致し、同



年十二月七日渡り初有之、橋之名を新大橋と極、御普請中、兩町奉行は、勿論若年寄秋元但馬守殿、出來方見分に御越之よし。同月十五日、安房守事、奥年寄へ御役替跡役川口攝津守被仰付候。

一、同月十六日、出雲守攝津守被爲、召、御老中阿部豊後守殿被仰渡候は、今度深川新大橋、合好能早出來、奉行精出し、勤方宜被思、召、御褒美被下候間、難有可奉存候、御奉公之儀に候間、其分に被差置候ても、の儀に候處、從上御心付御褒美被下置候段、冥加至候。彌勤方宜敷御奉公可精入旨可申渡候。御褒美之品は秋元但馬守殿御承、追て御沙汰可有之旨被仰聞候處、同月十八日、與力四人へ白銀五枚宛、同心十人へ三枚宛被下置候旨、秋元但馬守殿被仰渡にて、同日與力同心申渡候之由、此御銀は御藏より出る。

一、翌成年四月、大橋脇より井上大和守屋敷脇迄、石垣御普請被仰付候に付、爲奉行出雲守組深澤十太夫攝津守組與力蜂屋助太夫下役同心大橋へ掛り候者之内、雙方四人申付候よし。右御入用金七百九拾一兩一分銀七匁八分八厘也。

享保四年架換の覺

一、享保四亥年、新大橋御掛直し、新規御普請有之、此節御普請奉行として、中山出雲守組與力松浦彌次右衛門山上八太夫、大岡越前守組荻野仁兵衛、福島佐太夫申渡候。下役同心、出雲守組青柳儀右衛門鈴木莊右衛門、吉田瀬兵衛、越前守組笹岡善左衛門、町田甚左衛門、岡田彌五郎。

一、御老中御掛り、戸田山城守殿、同年三月十八日、出雲守組内寄合之節、右與力被呼寄申渡、同六月八日初、九月廿五日御普請出來、晴天八十二日、但し御普請出來。

町大工

喜兵衛

清兵衛

但、此節は棟梁遣不申候。

一、享保五年子二月六日、戸田山城守被仰渡、奉行與力并下役同心爲、御褒美與力四人、白銀五枚宛、同心六人、同三枚宛、先例之通被下之候。請負人は、靈岸島四日市市川屋藤助、永島町白子屋勘七、飯田町菱木屋喜兵衛

第二章 河川橋梁 第二節 橋梁

衛町大工桶町清兵衛京橋炭町次郎作南さや町喜右衛門。

覺

一、永代橋新大橋兩國橋共に、見分仕候處、大破にて御修復には難成可有御座候、新規御普請無御座候ては、難成奉存候。

一、永代橋新大橋、惣體大破にて、橋杭は水際よりくさり、其外諸道具共朽損、往來危き程に相見申候。

一、永代橋は、新大橋より橋も高く、木道具丈夫に御座候間、御普請被仰付候節、新大橋よりは御入用過半増可申と奉存候、以上。

享保四年亥三月

中山出雲守

大岡越前守

丸茂美濃守

鈴木伊兵衛

〔以上町奉行書舊記〕

柳橋 南は元柳町より、北は淺草區に通じ神田川に架す。元祿十一年の創架

柳橋

に係り初め川口出口橋とも云ひしが、橋畔に柳樹ありたるより、後に柳橋の稱あるに至れり。享保十一年改架のことあり。現在の鐵橋は明治二十年八月架換へ、三十一年十一月修繕す。長十四間餘、幅四間餘あり。

淺草橋

淺草橋 南、馬喰町四丁目より、北、淺草區に通じ、神田川に架す。別本慶長圖に「淺草口さんやよりせんじゆへ出、奥州道」と標し、橋を書き、寛永圖に「あさくさばし」と記したれば、其の創架の古きを知るべし。舊時江戸城外廓の淺草門外に架したるものにして、此の地奥州街道の要路に當れり。尋で正徳六年改架し、八箇の橋欄には青銅の擬寶珠を頂かしめ美觀を呈せり。寛政十年又改架す。明治六年淺草見附撤廢の際、其の古材を以て本橋を改架し、單拱式石橋を造りしも、幾くもならずして損壞するに至り、十五年鐵橋に改架し、十六年竣工せり。然るに交通頓に繁劇を來し、新成の橋梁は狹隘を告ぐるに至り、二十八年本橋を上流の美倉橋に移し、更に二十九年十月起工し、三十一年七月改架成る、是れ即ち現在の鐵橋にして、長さ十三間餘、幅八間餘あり。

以上は本區主要の橋梁たり。尙元祿十一年以降明治三十年に至るまで深

川區との交通を保ちたる永代橋あれども、今は京橋區に架換せるを以て之を名所古蹟の條に詳記したり。以下其の餘の橋梁につきて大要を記すべし。

湊橋

湊橋 南は京橋區南新堀一丁目より北は箱崎町一丁目との間に於いて日本橋川に架す。創架年代詳ならず。延寶圖に湊橋あり。諸船入港の地なるが故に名づくこと云ふ。現在の鐵橋は明治二十八年の架設にして、長十九間、幅六間餘あり。

豊海橋

豊海橋 南は京橋區南新堀町二丁目より、北は北新堀町との間に於いて日本橋川に架す。一名を乙女橋と稱し、元祿十二年創めて之を架す。現在の鐵橋は明治三十六年の架換に係り、長二十二間、幅四間あり。

兜橋

兜橋 東は兜町、西は本材木町一丁目との間に於いて楓川に架す。明治十八年六月の創架なり。長十七間、幅三間餘。

千代田橋

千代田橋 東は坂本町、西は本材木町一丁目との間に於いて楓川に架す。市區改正の必要に伴ひ、明治四十三年創架せる木橋にして、長十一間、幅十間餘あり。新場橋 東は坂本町、西は本材木町二丁目との間に於いて楓川に架す。創架

新場橋

荒布橋

年代詳ならず。寛文圖に無名の一橋を架す。萬治、寛文の間にあるべし。現在の木橋は明治三十四年六月の架設にして、長十三間半、幅約四間あり。  
荒布橋 東は小舟町三丁目、西は本船町との間に於いて西堀留川に架す。創架年代詳ならずと雖、一説に昔時本橋を思案橋と呼べりといふ。現在の石橋は明治九年架換したるものなり。長九間、幅六間あり。

中之橋

中之橋 東は小舟町、西は伊勢町間に於いて西堀留川に架す。現在の木橋は明治三十八年十一月の架換にして、長十三間、幅三間あり。

思案橋

思案橋 小網町一丁目、二丁目との間に於いて東堀留川に架す。寛永圖已に之を載せられたれば、創架の古きを知るべし。昔時吉原、芝居町などこの附近に有りしにより、自ら此の橋名を得たりと、現在の木橋は明治三十六年四月の架換にして、長九間、幅四間あり。

萬橋

萬橋 新材木町と堀江町との間に於いて東堀留川に架す。寛文圖始めて之を標したり。明治二十八年八月架換の木橋にして、長十間、幅三間あり。

新龜島橋

新龜島橋 西は龜島町二丁目より、東は京橋區との間、龜島川に架す。寶曆圖

九道橋

甚兵衛橋

鞍掛橋

綠橋

川口橋

に橋あり。現架の木橋は明治三十年二月の架換に係り、長十五間、幅三間あり。  
 九道橋 南は小傳馬上町と北神田區との間、龍閑川に架す。昔時近傍に牢獄あり、即ち、十道に近きより橋名を得たりと云ふ。創架は元祿四年にあり。現橋は明治四十四年の架換の鐵橋にして、長六間、幅十間餘あり。

甚兵衛橋 南は小傳馬上町と北は神田區との間、龍閑川に架す。其創架は元祿四年にあり。現在の木橋は明治十八年九月の架換にして、長六間、幅四間あり。  
 鞍掛橋 元祿四年西は小傳馬町三丁目と、東は馬喰町一丁目との間に於て濱町川に架す。現架の鐵橋は明治四十四年の架換にして、長七間、幅十間餘坪數七十三坪餘あり。

綠橋 西は通油町と東は通鹽町との間に於いて濱町川に架す。同じく元祿四年の創架とす。現在の石橋は明治九年の架換にして、長六間、幅六間半あり。  
 川口橋 寛永圖には橋名を記さざれども、橋は之を繪く。以て創架の古きを知るべし。蠣殻町三丁目と濱町三丁目との間、濱町川口に架す。現在の木橋は明治三十五年八月の架換にして、長六間、幅四間あり。

左衛門橋

現在橋梁表

左衛門橋 南は馬喰町四丁目より、北は淺草區左衛門町に通じ、神田川に架するが故に橋名あり、明治初年の新架なり。現在の鐵橋は明治三十四年五月の架設に係り、長十四間、幅四間あり。  
 尙大正四年十二月の調査による橋梁表を附載したれば参考すべし。  
 現在の橋梁

橋名	位 置	橋質	幅 長		新設改架年月	工 費	川 名
			幅	長			
日本橋	自通一丁目 至室町一丁目	石	二七、 <sup>間</sup> 五〇〇	一五、五〇〇	明治四十四年三月	五二、三、八九〇、〇〇〇	日本橋川
江戸橋	自本船町 至元四日市町	鐵	二、〇〇〇	八、〇〇〇	明治三十四年十月	八九、五一六、四一〇	同
鐘橋	自兜町 至小網町二丁目	同	三、一〇〇	一三、〇〇〇	大正四年七月	修復工費未詳	同
西河岸橋	自西河岸町 至北船町	同	二、八〇〇	六、二〇〇	明治二十四年六月	二四、四九〇、九六八	同
一石橋	自北船町 至西河岸町	木	一、四〇〇	七、一〇〇	明治三十七年四月	一三、八三〇、七五〇	同
荒布橋	自本船町 至小舟町三丁目	石	九、〇〇〇	六、〇〇〇	明治九年六月	三、四七六、〇〇〇	西堀留川
中之橋	自伊勢町 至小舟町一丁目	木	一、三〇〇	三、〇〇〇	明治三十八年十一月	三、五二〇、八六五	同

橋名	位	置	橋質	幅	長	架設年月	工費	川名
綠橋	自通油町		石	六、五〇	六、五〇	明治九年十二月	二、二五二、一七八	濱町川
中之橋	自久松町三丁目		木	六、〇〇	六、〇〇	明治三十九年十月	六、二一八、二一九	同
榮橋	自富澤町		木	四、〇〇	四、〇〇	明治三十五年七月	四、五八五、〇〇〇	同
千鳥橋	自橋町一丁目		同	四、五〇	四、五〇	明治十五年十一月	五八五、五五〇	同
高砂橋	自高砂町		同	四、〇〇	四、〇〇	明治二十五年七月	一、六五四、九四〇	同
鞍掛橋	自小傳馬町三丁目		鐵	〇、四七	〇、四七	明治四十四年十二月	四、〇八九、二〇〇	同
小川橋	自浪花町		木	六、〇〇	六、〇〇	明治三十五年四月	六、八九九、〇〇〇	同
川口橋	自蠟燭町三丁目		同	四、一〇	四、一〇	明治三十五年八月	三、七五〇、〇〇〇	同
汐見橋	自橋町一丁目		同	三、八〇	三、八〇	明治三十四年十二月	一、〇六〇、〇〇〇	同
海運橋	自兜町		石	六、〇〇	六、〇〇	明治八年九月	三、四二〇、〇〇〇	楓川
新場橋	自坂本町		木	一、三、八五	一、三、八五	明治三十四年六月	?	同
兜橋	自本材木町一丁目		同	一、七、四〇	一、七、四〇	明治十八年六月	?	同

橋名	位	置	橋質	幅	長	架設年月	工費	川名
永久橋	自箱崎町一丁目		同	四、〇〇	四、〇〇	明治二十三年十二月	一、八九八、五〇〇	箱崎川
箱崎橋	自箱崎町三丁目		同	一、四、〇〇	一、四、〇〇	明治三十四年十二月	一、三六〇、〇〇〇	同
男橋	自中洲町		同	一、八、五〇	一、八、五〇	明治三十五年二月	六、二六〇、〇〇〇	同
女橋	自中洲町三丁目		同	三、一、〇〇	三、一、〇〇	明治三十四年十一月	六、五九五、七〇〇	同
親父橋	自新江町三丁目		同	一、四、〇〇	一、四、〇〇	明治四十四年十二月	一、〇六七、四六〇	東堀留川
萬橋	自新江町一丁目		同	三、〇〇	三、〇〇	明治二十八年八月	二、七八〇、〇〇〇	同
思案橋	自小網町二丁目		同	四、九、〇〇	四、九、〇〇	明治三十六年四月	四、三九三、九九〇	同
今川橋	自本銀町三丁目		鐵	一、二、〇〇	一、二、〇〇	明治四十五年三月	五、三三九、三〇一	龍閑川
龍閑橋	自本銀町一丁目		同	七、五、〇〇	七、五、〇〇	明治三十七年五月	六、八〇九、五九七	同
東中之橋	自本銀町三丁目		木	四、〇〇	四、〇〇	明治三十二年六月	一、〇三〇、〇〇〇	同
白旗橋	自本銀町一丁目		同	二、五、〇〇	二、五、〇〇	明治三十四年七月	一、一一九、〇〇〇	同
地藏橋	自本銀町四丁目		木	四、〇〇	四、〇〇	明治三十一年十月	一、〇七一、六四六	同
西中之橋	自本銀町一丁目		同	四、〇〇	四、〇〇	明治三十三年八月	一、五六九、三〇〇	同
火除橋	自大傳馬町		同	六、〇〇	六、〇〇	明治三十三年十一月	一、五六九、〇〇〇	同

第二章 河川橋梁 第二節 橋梁

八七

橋名	位置	橋質	長		架設年月	工費	川名
			幅	長			
甚兵衛橋	自小傳馬今川町 至神田區東今川町	木	三六〇	八〇	明治十八年九月	二、四八五、四二五	龍閑川
九道橋	自小傳馬上町 至神田區材木町	鐵	一〇六	四三〇	明治四十四年八月	三五、三二四、六六〇	同
玉出橋	自龜井町 至神田區材木町	木	四六〇	〇〇	明治三十五年十二月	一、五一〇、〇〇〇	同
吉川橋	自元吉川町 至元柳町	石	四一七	〇〇	?	?	大下水
豐海橋	自北新堀町 至京橋區南新堀町三丁目	鐵	二二四	〇〇	明治三十六年一月	三四、一九六、二五〇	日本橋川
久松橋	自久松町 至浪花町	木	三七〇	二〇〇	明治三十八年九月	一、〇九六、〇〇〇	濱町川
千代田橋	自本木町一丁目 至坂本町	同	一一〇	三〇〇	明治四十三年三月	一九、六八五、〇七〇	楓川
土州橋	自箱崎町三丁目 至箱崎町三丁目	鐵	三〇〇	〇〇	大正四年五月	一一、二五、一六七、〇〇〇	箱崎川
竹森橋	自龜井町 至神田區橋本町	木	三七〇	〇〇	明治十八年十月	一、八五九、一六七	濱町川
蠣濱橋	自蠣濱町三丁目 至濱町二丁目	同	三六〇	〇〇	明治四十三年三月	一、四一四、六六〇	同
淺草橋	自淺草區茅町 至馬喰町四丁目	同	一三三	七〇〇	明治三十一年七月	三三、二四五、八一	神田川
左衛門橋	自馬喰町四丁目 至馬喰町四丁目	同	一四三	〇〇	明治三十四年五月	二六、一九二、八二一	同

柳橋	自元柳町 至淺草區平右衛門町	同	一四四	三〇〇	明治二十年八月	一一、六二六、四一四	同
兩國橋	自本所區横網町一丁目 至新柳町	同	九〇	五〇〇	明治三十七年十一月	三〇、一五八、一四〇	隅田川
新大橋	自濱町三丁目 至深川區安宅町	同	九五	五〇	明治四十五年七月	五七五、三三七、七一〇	同
湊橋	自京橋區南新堀町二丁目 至箱崎町一丁目	同	一九〇	四〇〇	明治二十八年三月	二三、四六九、八九九	日本橋川
靈岸橋	自京橋區富島町 至南茅場町	木	二四〇	〇〇	明治三十二年六月	五、八九七、〇〇〇	龜島川
新龜島橋	自京橋區川口町 至龜島町二丁目	同	一五〇	〇〇	明治三十年二月	二、一五三、〇〇〇	同
吳服橋	自龜島町永樂町 至吳服町	鐵	一一七	五〇〇	大正三年十月	未詳	外濠
常盤橋	自龜島町大手町の境 至本町一丁目	石	一七六	三〇〇	明治十年十一月	一五、二二六、二五〇	同

右表に依れば、明治十五年以降、市區の改正、入堀の埋立等によりて亡びしもの、西堀留川に架設したる道淨橋、雲母橋の二橋、龜島町、蠣濱町、龜井町の大下水に架設したる土橋三個、神田橋本町より馬喰町に架設したる唯念橋、龜島町一・二丁目間の地藏橋、新柳町一番地先の新柳橋、蠣濱町二丁目、浪花町間の入江橋、米澤町矢の倉町間の元柳橋、小網町三丁目、蠣濱町一丁目間の汐留橋、蠣濱町一・二丁目間の蠣濱橋、蠣濱町一丁目、小網町四丁目間の鶴橋等十三橋に達す。而して

十五年以降創架せられたるもの又、西河岸橋、土州橋、兜橋、男橋、女橋、千代田橋等あり。以て現在に至る。即ち之を河川によりて分てば、日本橋川に七橋、西堀留川に二橋、東堀留川に三橋、濱町川に十二橋、龍閑川に十橋、箱崎川に五橋、神田川に三橋、外濠に二橋、楓川に四橋、龜島川に二橋、隅田川に二橋及び大下水に一橋、合計五十三橋となる。即ち現在の橋梁とす。

### 第三章 街 衢

#### 第一節 概 説

江戸の名あるや久し。而して前島の名も、早く既に建武二年及び永和三年の圓覺寺文書に共に記され、應永二十六年の同文書には、江戸前島内森木あり。降りて永祿二年小田原衆所領役帳にも、前島森木法林院分あり。先人この地を以て不明となし、未だ詳説あるを聞かず。而も之を地理に按ずるに、我が日本橋區は彼の文明年中に於いて、已に江戸の一港津として繁榮を致せること、之を地理の條に述ぶるが如く、實に四百年の往時にあり。さればたとひ文明以降約一百年の星霜が、舊來の江戸をして衰殘の巷と化せしめたりとはいへ、其所に地理上の大變なき以上、之を本區の地に求めて、又難しとなすべからず。殊に況んや、本區の地の斯くの如く歴史あり、江戸前島の名にとりて、或は小田原衆所領役帳に他の地名ありて、獨り本區の地名を載せざるに於いて、おや。以て前島森

前島森木の所在

文明中の江戸の湊

木の地を本區に係れる土地となすこと、推して妄なりといふべからず。而して本兩替町日本銀行敷地内より正慶四年建武二年の銘ある板碑の發見ありしが如き、敷地沿革。或は新和泉町より天文二十一年の銘ある板碑の發見ありしが如き、御府内備考。或は永祿二年小田原衆所領役帳に五貫三百文石井、江戸横山分とありて、横山町の前身を傳ふるが如き、或は本町四丁目の入國以前梟首場なりし故、山王明神の神輿は今に之を渡さずといふ口碑の如き、參考落穂集。小傳馬町を馬繼の宿なりといふが如き、天正十八年八月、本町のはし土ばしを板ばしにかけ直し、同月馬喰町居住の博勞高木某由緒を申出すといふが如き、又同月日本橋より道三河岸に至る流路改鑿の如き、以上三項、天正日記。通觀以て本區の徳川氏入國以前の情況を想察するに足らん。

### 第二節 天正の本町町割

天正十八年八月一日、徳川家康江戸に入る。爾來江戸は一躍して關東の首府たり。我が日本橋區の秩序ある發展は、實に爾後のことに屬す。其の九月朔日、本町

附近の町割あり、實に江戸に於ける最初の試みたり。天正日記十八年條に曰く、九月一日はれ、くもる。本町通り、繪圖仰付らる。四十丈づゝわり可申旨、道はゞ六丈にわり、よこ町の分四丈より三丈二丈まで、所によりいろく。二十六日はれ、中略本町のはし、大かた出来る。町わり大かたきまる。小間大間といふこと、くわんとうの風也。當時開きし町々は、南は日本橋より、北は筋違に至り、西は常盤橋より、東は兩國の邊なるべし。

十二日くもる。大坂より御使きたる。本町にやど申付る。平八郎平右衛門村。二人きもいり、ますだ大つぼ、その外三人ほど。宿ちん、大坂とわり合可申付。十月十四日はれる。本町まちわり、平八郎平右衛門出る。小田原のもの三人、かれはいひぶんに付、やしきわりかへる。土藏二けんと定る。二十三日くもる。一きのことにて、大坂より下る人あるべし。はやく町わり仕廻候へと申事、むりきはまりなし。二十四日はれる。をうしうへ御使たつ。町屋のふしんいそぎ候へと申。市右衛



屋良よび出し、きびしく申付候。

二十六日はれる。本町通りより、淺草まで、御らんあり、まち／＼のもの出る。

十一月四日くもる。本町の地わり、少々なほる。

此の如く本町及び其の附近の町割成り、幕府は頻りに移住を勸奨せりと雖、當時直ちに移住するもの少なかりし狀況は、深谷記に記したり。同書に曰く、

中村高齋等三人、深谷町武藏國に罷在、我儘仕候。其合手に武井内藏助杉田因幡

等五人之者、江戸へ參、波多野若狹と申者之處宿取、茶屋四郎治殿寛永間本町

と標頼入、御訴訟申上候云々。四郎治殿被仰候は、深谷町として江戸に屋敷を取

ぬかと、被仰候に付、内藏助深々敷體任、取申問敷と申候を、因幡申候は、一町被

下候へと申候へば、神谷彌五郎殿と申仁、町へ御出被成、本町一丁目御割被下

候。則木曾のくれ木買わかさいまたて其儘因幡内藏助へ申候は、我等は助三

郎をやがて越可申候内藏助は善四郎を越候へと申候へば、内藏助しきりに

佗言申に付、兩人ながら越不可申、宿之若狹へ永錢十貫文に賣歸申候云々。

固より土着のものは皆無にあらざりしことは、先に引きたる天正日記の條に、

移住の奨励

町割四十丈の制

平城京の制

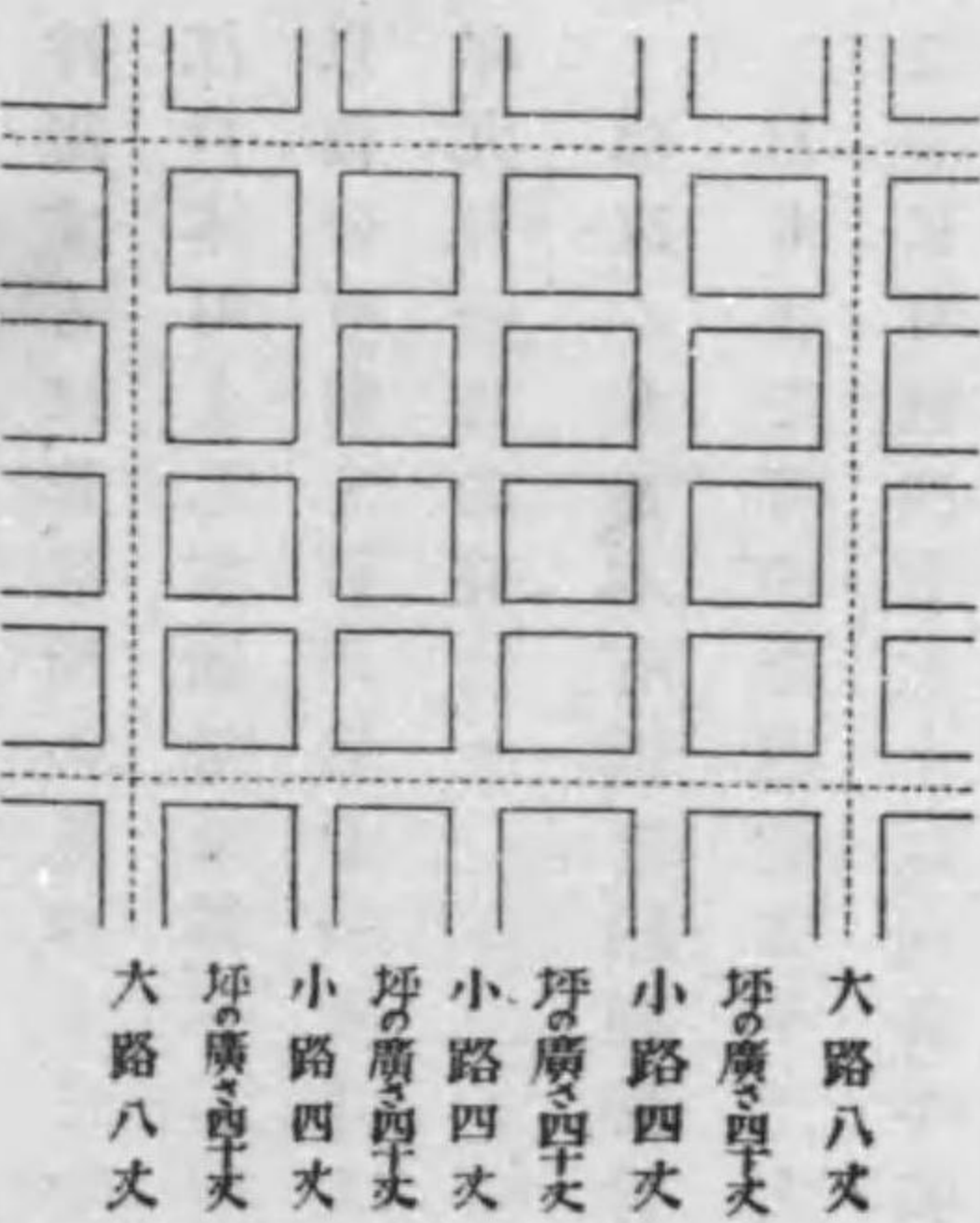
大阪より使者來り、本町の名主文左衛門の祖益田某、本兩替町の名主捨五郎の祖大坪某、其の他兩三人が宿を引き受けたる記事に見て明らかなるべし。右所引天正日記には、已に「本町はし」或は「本町の西のはし」といひて本町の名を特記するは、蓋、據所あるべしといへども、按に、追手の廓門を受くるの故を以て、江戸本町として新地と雖、已に早く指稱せられしならん歟。今この町割と、慶長以後の町割との差異を一考する、亦須要の事なるべし。前所引の天正日記、十八年九月一日の條に、

はれ、くもる。本町通り、繪圖仰付らる。四十丈づゝにわり可申旨、道はど六丈にわり、よこ町の分四丈より三丈二丈まで、所によりいろく。

こゝに町割四十丈とは、奈良・平安兩京の制に従へるものなり。大寶令には地を量るに大尺五尺を一步後世のとし、三百歩を一里とす。令の大尺一尺は和銅改定後の一尺二寸にして、其の一步は六尺となる。後世六尺を以て一間といふもの是由る。即ち一里は百八十丈なり。平城京の制、條坊を劃するに當り、此の令制の方一里を以て基準とす。即ち百八十丈四方なり。之を界するに幅八丈の大

路を以てし、更に各坊を幅四丈宛の小路によりて十六個の坪に分つが故に、各坪は四十丈四方となる。之を町といふ。京内の町が四十丈宛に分たれたるは是がためなり。圖の如し。

各坊の丈尺



大路の中心より内にて百八十丈

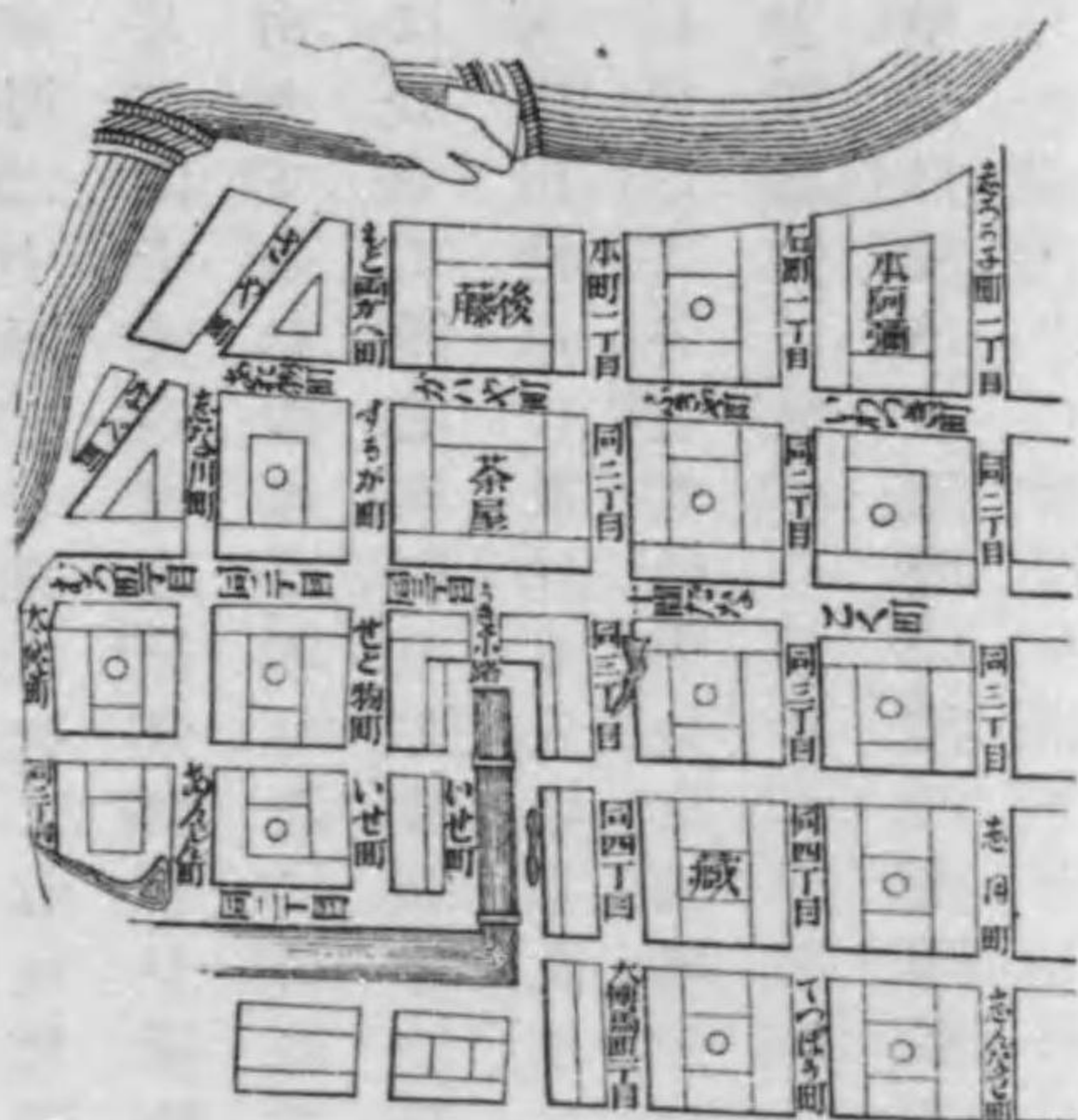
一町四十丈

六尺五寸となる。京間六尺五寸といふは即ち是なり。天正の檢地すべて京間による。随つて此江戸の町割の如きも、往世帝都の制に準じ、四十丈を以て一町と

此の京内の一町四十丈なるものに對して、田舎の田地は三十六丈を以て一町とす。即ち六尺一步の六十歩なり。此の一步を後世一間と稱し、京間に對して田舎間といふ。京間は四十丈を六十除したるもの、即ち六尺三分の二を以て一間とすべきものなれども、和銅の尺度之を曲尺に比して稍短かく、其の一尺は曲尺の九寸七分五厘に當るが故に、其の六尺三分の二は、曲尺に於て正に

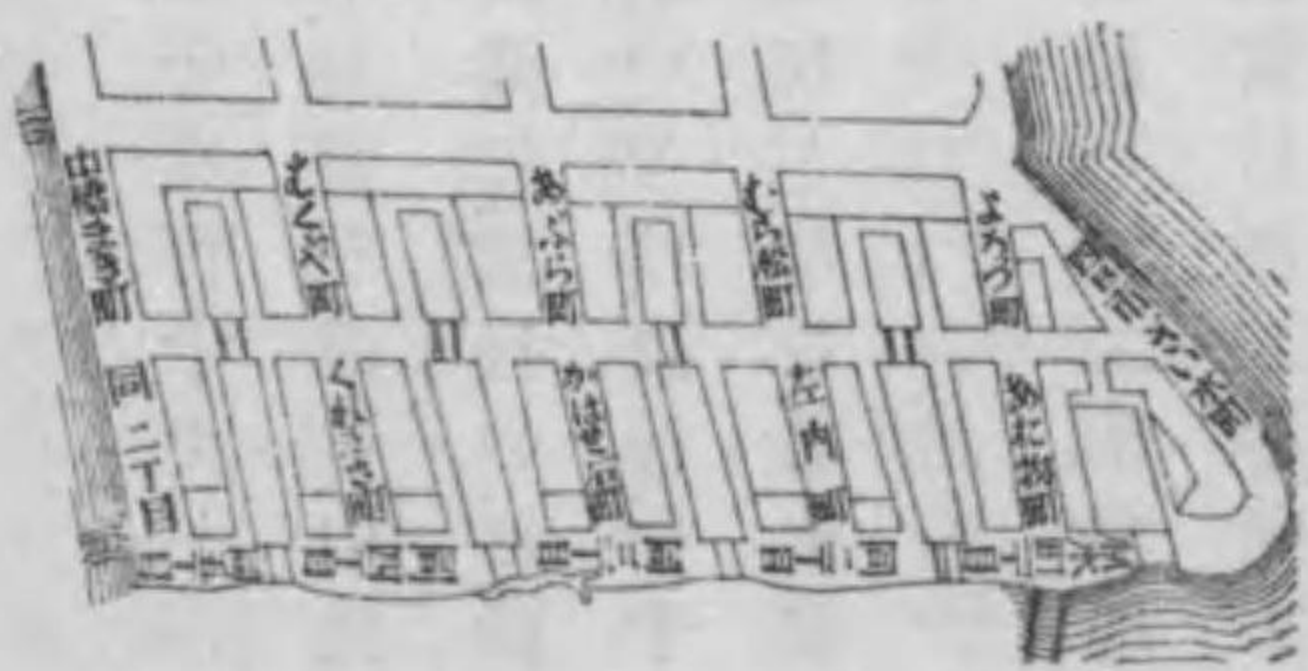
一町の區分  
各種

寫抄圖永寛



共に周圍の四區三區は之を町家となし、中央の一區は用達商人幕府醫師其他由緒ある者の賜邸地とし、寛永圖に墨填して分ち、或は通町以南の如き之を入堀とし、町家は皆道路に面するの利を受くるを得たり。蓋、江戸の町割は一宅地、其の廣さに定限なく、長さ(奥行)を京間二十間とする

寫抄圖永寛



第三章 街衢 第二節 天正の本町町割

九七

奥行は京間二十間也

せしものなるべし。

今寛永圖によりて按ずるに、本町本石町本銀町の如きは一町を五區に分ち、中央は拜領地とし、本兩替町品川町の如きは四區に分ち、通町以南楓川に至る各町の如きは三區に分ち、

こと、他に疑義なし。

但し、この奥行京間二十間といふは平安京の一户主の表口五丈奥行十丈といふものより三丈即ち五間の延あり、これ明に舊都制を應用し、創意を施し、中央に閑地を設けたるの結果、一户主に同じき土地を割與へんが爲に、裏行の延長を表口に於いて相殺したるものと知るべし。されば江戸に於いては、奥行を十三丈、京間二十間とし、表口を三丈八尺四寸六分、京間約五間六尺となし、之を基準として四十丈の一邊を分割し、十屋敷となしたるが如し。

之に由りて是を觀れば、本町邊に於ける屋敷割は、表裏兩通に於いて二十宅地、横町に於いて四宅地を、中央閑地として方十四丈の屋敷地を劃したるを知るべく、又楓川沿岸に於ける入堀を設けし所にありては、表通にて十宅地と、左右横町に於いて各七宅地、中央を入堀とし、裏通りに河岸地三个所を割り出したること、亦想像に難からざるべし。

さて中央に於ける閑地は、其の後町屋の繁榮に伴ひて全く附近町人に分割併合せられ、或は之に新道を開き、大下水の用地となす等、漸次に其の形を失ひた

間口六間制

屋敷割の種

閑地の滅亡

ること、玉露叢の寛文中新道を設くる云々の記事、又は後出寛保の沽券圖に照し、乃至は明暦大火等による新道新設の事實に徴し、并びに延寶圖以下閑地を存せざることを等によりて之を立證することを得べく、尙人口増加し町屋繁榮して町地の必要となり、遂に閑地の滅亡を來したるものなるべし。又自然の數のみ。

惟ふに、天正の町割が、平城京平安京の舊都制により、四十丈を以て劃したりけんこと、最早疑ふべからざるものにして、彼の豊臣秀吉が平安京の市區復舊設計も、乃至は其の伏見市街の經營も、共に京間により、徳川家康が江戸に試みたる此の町割の、同じく舊都制によりたること、又自然の理なり。然れども人或は説をなして、天正慶長以前の町割は、所謂京間制にして、その以後に成りたるものは總て田舎間による。これ蓋家康の政治的分野によりて然るものなりと。これは總て條理に合へるが如きも、而も皮相の見解にして、元祿中に下賜せられたる坂本町の京間なりしが如き、或は明暦大火の後に表通を新に設けて、其の一町の京間なりし故を以て之を田舎間に改めざりしが如き、本所・深川の古町の多

京間制は必しも天正以前に限るべからず

享保以降に  
町割無しの

寛保沽券圖  
の發見

く京間なる實例に見れば、慶長以後幕府の初期には、尙、兩者を併せ用ひしを知  
るべし。享保尺制定以後には大略この事なし。  
左に寛保圖を解きて、四十丈制の事實并びに田舎間使用の事實に及ぶべし。

此に謂ふ寛保の沽券圖とは、大正四年十月、本區役所の發見所藏にかゝり、寛  
保四年甲子二月、各町より録上せしものにして、維新後地券發行に際し、東京  
府より新調の沽券圖と共に下附せられ、爾來倉庫の圖書堆裡にあり、爲に盡  
餘亂離、七十九枚と朱書したるものゝ内、現存のもの僅に十五枚を出でず、散  
逸遺憾といふべし。由來、江戸各町の沽券圖は、その今に傳ふもの稀有にして  
偶これ有るものも極めて一小部に屬し、時代又幕末のものに係る。本沽券圖  
の如く四十个町に跨るもの未だこれあらざる也。其の大傳馬鹽町沽券圖に、  
此度書上申候繪圖面沽券之儀、凡當時、町並の賣買の積を以、平均書上申候。  
銘々地主共所持仕候沽券證文金高者、慶長金・元祿金・乾金・享保金・文金入交  
有之、時々賣主買主の相對に而高下御座候に付、繪圖面金高與者少々相違  
御座候、以上。

沽券面の文  
句賣面の文

寛保四甲子年二月

大傳馬鹽町

月行事 治 右衛門 ④

同 久 右衛門 ④

名 主 勘 解 由 ④

とあり。又中に一葉、天保の沽券圖あり。新乗物町の分とす。其餘白に、

寛保四甲子年二月二十八日、沽券繪圖面相認め、館市右衛門殿へ差出候掟  
を、文政六未年八月中引寫に致候由にて、前書寛保年中の古繪圖面は、燒失  
致、當時無之、然る處、猶又此節地所取調、新規相改、且、沽券金高の儀は、當時の  
振合に有之候。

天保十三寅年五月改之

とあり。此の一葉又寛保圖によれるを知るべし。尙、同沽券圖表紙に、延享繪圖  
面と朱書したるを見れば、尙一層寛保沽券圖なるを確かむべし。寛保四年二  
月改元して延享といふ。その繪圖十五葉、町名左の如し。

天保沽券圖

第三章 街衢 第二節 天正の本町町割

- 一、大傳馬鹽町(寛保の年號あるもの)
- 一、田所町
- 一、長谷川町
- 一、鐵砲町
- 一、大傳馬町一丁目 同二丁目 堀江町一丁目 同二丁目 通旅籠町(寛保の年號あるもの)
- 一、小傳馬町三个町 同上町 通油町 通鹽町
- 一、松島町(同上)
- 一、小網町三个町 同一丁目横町後仲町と改む 甚左衛門町後新設町(同上)と改む
- 一、小舟町三个町(同上)
- 一、堀江町四个町 新材木町片側
- 一、富澤町
- 一、葺屋町(寛保の年號あるもの)
- 一、新乗物町 長五郎屋敷新乗物町に合併 (天保の年號あるもの)

- 一、堺町 同横町(芳町) 新和泉町北側 岩代町 堀江六軒町新道甚左衛門町と改む
- 一、高砂町 難波町後浪花町と改む 同裏河岸 住吉町 同裏河岸 元大坂町新和泉町南側(同上)

此の如く、寛保四年甲子二月と記したるものは十五葉中八葉、一葉は天保の年月あるものにして其の他の六葉は年月を記さざるもの、中には幕末の事に屬するが如きものありと雖、其の形式其の墨色、又寛保以上なるものあり、今、之を假稱して寛保沽券圖と名づけ後考を俟つといふのみ。

而して右各沽券圖は、拜領地町地往還下水等を色分とし、中には十色に別てあり、町内引用の上水路萬年樋より各戸の樋引用圖に及び、各寸尺を現はせるあり、其大き五尺に七尺に餘るあり、小なるものも方三尺を超ゆ、又其の形式區々なりと雖、一は表通東西横町、新道の丈尺、各戸の丈尺坪數、并びに沽券金高を記すものにして、寛保の年次あるものは即ち之に屬し、一は金高を記さざるものにして、年次なきもの之に屬す、その地主家守家持名を記載

享保尺と曲尺

按ずるに、享保中享保尺の採用あり。紀伊熊野の神庫に保存せられたる古尺に準じたるものにして、現行の曲尺はメートル法實施によりて、微弱なる相違を來したれども、大要之に同じ。又同年中小間割の法を定め、表口五間、奥行二十間とし、同十一年には新田檢地條目を頒ち間竿を更定す。是等の關係上、曲尺の實施に伴ひて、沽券圖の錄上を命じたること、又想像に難からず。而して六尺三分の二を六尺五寸と爲すも、實に享保尺採用以後の換算に外ならずと知るべし。

田所町の丈尺

今寛保の沽券圖の内、田所町の間數を見るに、同町の北側は、表間口京間四間のもの一屋敷、五間のもの四屋敷、五間一寸二分五厘のもの一屋敷、六間のもの一屋敷、六間半のもの一屋敷、七間のもの一屋敷、十二間のもの一屋敷、合計十屋敷、京間六十間半と一寸二分五厘即ち三十九丈と三尺三寸七分五厘にして、之に東西の犬走り各三尺を加ふる時は、三十九丈と九尺三寸七分五厘となり、四丈に缺くる六寸二分五厘に過ぎず。南側も各京間にして八屋敷六十間四尺五

表通四十丈

新道は田舎間なり

寸、即ち三十九丈四尺一寸、之に東西の犬走り各三尺を加ふれば、正に四十丈一寸となり、僅かに一寸を剩すに過ぎず。而して裏通りに四屋敷、田舎間二十一間四尺一寸八分あり。これは其の開設、延寶圖に見ゆれば、夫れより以前のことにして、沽券圖にも「新道」とあり。この新道は閑地の變形せるものにして、是等新に開かれたる所には多く田舎間を用ふるの例を知るべし。即ち裏通り(東西)の丈尺には、舊來大變動なきを以て、増減僅に五寸内外に過ぎざれども、横町(南北)の丈尺は後世の新道乃至下水の工事によりて、東横町(大通)にては四十一丈二尺二寸餘を算し、西横町(堀留二丁目)にては四十四丈を示す。これ蓋し止むを得ざるものなると共に、新道、下水の新設と共に、四十丈の制の破壊せられたる反證として見るを得べし。次に南隣の長谷川町を見るに、同町は惣間數百九十九間二尺二寸五分の内、京間は僅かに二十八間四尺五寸に過ぎずして、他は皆田舎間たり。而して表通り北側は、田舎間四間口のもの四屋敷、同六間口のもの一、同八間口のもの二、同九間口のもの一、同十間口のもの一、同五間と京間五間のもの一、合計十屋敷六十

長谷川町は田舎間なり

京間を田舎  
間に割替し  
か

七間三尺、内京間五間あり。即ち四十丈四尺五寸あり。南側にては十屋敷田舎間六十七間二尺四寸即ち四十丈四尺四寸にして、南北兩側共に四尺四五寸の剩餘を見る。蓋、本町は裏通新道にも京間を存するによりて按ずれば、正に後世田舎間に割替へたるものにして、全然之を新町となす能はざるが如し。要するに、四尺四五寸位の剩餘は往々見る所にして、四十丈制なりしといふに背反するものに非ず。

大傳馬町の  
丈尺

次に大傳馬町一丁目同二丁目通旅籠町の三个町を見るに、大通は凡て京間にして、大傳馬町一丁目北側は三十九丈七尺二寸三分、南側は四十丈四尺五寸五分、同二丁目北側は五十二丈に達し、更に南側は五十五丈九尺を算す。蓋、同二丁目は大通斜めにして表裏相殺するを以て、未だ制となすに足らず。通旅籠町北側は三十九丈六尺、南側は三十九丈九尺二寸五分あり。共に四十丈の制なり。但し、三个町の北に新設したる新道は、貞享中に差塞ぎ、又寶永中新に開きたるものにして、町屋は凡て田舎間たり。是又後年割替へたるものと知るべし。

鐵砲町の實  
例

鐵砲町は表通兩側とも京間六十間にして、三十九丈あり。同町の内田舎間は、大

大傳馬鹽町  
の事實

傳馬鹽町に交錯せる二屋敷表口十二間二尺七寸あるのみ。大傳馬鹽町に面白き例あり。同町大通は京間六十一間半と一尺、即ち四十丈と七寸五分なるに、元文中住居藏地となせし、所謂裏通の土手藏は田舎間六十間にして、三十六丈なり。是等は享保尺採用後の最も新らしき例として見るを得べし。

拜領屋敷は  
多く京間也

尙先に記せしが如く、元祿中に下賜せられたる坂本町の京間なるに、寛永中開設したる芝居町の遺址たる堺町葺屋町の田舎間なるも、亦奇異なる一例にして、而も前者が四十丈制に庶幾くして、後者が一は二十九丈二尺五寸、一は三十五丈七尺五寸なること、其の間、割替其の他所有主轉々せしが爲に用尺に改變ありしに似たり。

又元和中下賜せられたる玄治屋敷新和泉町の内寶永元年下賜せられたる樽屋藤左衛門屋敷岩代町の内の京間なること、延寶以前に下賜せられたる庄助屋敷堀留町三丁目の享保中下賜せられたる長五郎屋敷新乗物の内の皆京間なるは、恰も拜領地のみに慶長以後に於いても尙京間を使用せられたる如しと雖、寶永二年に堀江六

拜領屋敷京  
間の理由

九寸七分五  
厘を使用の  
事實

軒町に於いて下賜せられたる奥御坊主衆の八屋敷が、凡て田舎間なるが如き、又一考の要あるべし。

蓋、坂本町は彼の向井將監土地跡にして、既に京間の屋敷たりしにより、元祿中下賜に當りて、此の繩墨を使用せしなるべし、堺町は其の横町に於いて京間の五屋敷を存するより見れば、後年割替へたるものと見るべし、田舎間の新乗物町の内に、京間の長五郎屋敷あるは、田舎間の堀留町三丁目の内に京間の庄助屋敷あると等しく、町屋敷の變替多きによりて、割替へられたるものと見るべく、其の他は之によりて考察し得べきが如し。

要之、寛保圖は其の表通に於いては多く四十丈の制を傳ふるも、横町・新道・拜領屋敷に至りては往々丈尺の増減あり、一に後世の變改によるといふのみ。

更に之を前記京内京外の尺度の相違、即六尺三分の二は六尺五寸、之に對して田舎間の一尺は九寸七分五厘なりといふ嚴密意義に於ける曲尺の、果して江戸の町割にも保存使用せられたるやの問題は、亦興味あるものなるべし、寛保沽券圖長谷川町表通北側二軒目の一屋敷は、表口京間五間、田舎間五間都合十

公役賦課と  
丈尺の關係

安永小間附  
町鑑

間三尺、裏行二十一間三尺、二百二十五坪七合七勺とあり。若し京間を六尺五寸とし、田舎間を六尺とすれば、都合十間二尺五寸となり、坪數は二百十九坪三合九勺ならざるべからず、今一尺を九寸七分五厘として換算する時は、十間四尺、二百二十一坪五合二勺となるべし、彼此の相違、尺に於て一尺、坪に於て二坪一合三勺に過ぎずと雖、而も記載の計數より考ふる時は、尺度に於て乃至坪數に於て、共に之を單に六尺として定算せるに非ざることを窺ふ事を得べし、是れ嚴密意義の九寸七分五厘の兎も角も使用せられたる一證とすべし、若し夫れ、公役金割付に當り、田舎間は之を京間に換算して課徴せる事實町法改正積金起立書町年寄書上の内に想到すれば、各町に於ける京間を田舎間に割替へたるの一事は、他に重大なる原因ありと知るべく、又後世永く京間を使用したる町屋の、或は之をその町屋の特權とも見るを得べし、記して後考を俟つ。

左に安永三年の町鑑より、本區の各町小間附を抄録したり、就て京間・田舎間の町を觀察すべく、并びに、各町の國役・公役賦課の事實を知るべし、尙行政の章に名主支配附を載せられたれば、互見すべし。



安永小間附町鑑

一番組

壹 番 組

一、本町壹町目 名主傳 右衛門

京間百貳拾七間

但公役金相勤申候

同貳町目

京間百貳拾間半

但同斷

本草屋町

京間五拾四間半

但公役金相勤申候

金吹町

京間四拾壹間

但同斷

本石町壹町目

京間貳百四間五尺三寸

但同斷

同貳町目

京間百六拾間半

内十軒店西側間數貳拾間半共

但同斷

本石町三町目

京間百六拾間半

内十軒店東側間數貳拾間半共

但同斷

本石町三町目

京間百六拾間半

内十軒店東側間數貳拾間半共

但公役金相勤申候

同十軒店

右町内の儀、西側を本石町貳丁目

東側は同三町目へ相加り認、出銀

差出、月行事、火之番等は、十軒店一

名にて相勤申候

同四町目

京間貳百六間六尺貳寸五分

但公役金相勤申候

一、本町三町目 名主文 左衛門

京間百貳拾間

但公役金相勤申候

同四町目

京間百三拾間

但同斷

岩附町

京間五拾間四尺

但公役金相勤申候

一、大傳馬町壹町目

名主勘 解 由

京間百六拾九間半貳尺九寸

同貳町目

京間貳百拾六間四尺八寸五

分

但同斷

同鹽町

京間百五拾間半

但御傳馬役相勤申候

通旅籠町

京間貳百拾壹間三尺九寸五分

但公役金相勤申候

堀留町壹町目

京間六拾壹間

但公役金相勤申候

同貳町目

京間百貳拾間

但同斷

伊勢町

京間百八拾九間貳尺七寸五分

但公役金相勤申候

一本銀町壹町目名主惣次郎

京間百貳拾三間九寸

但公役金相勤申候

同貳町目

京間八拾四間三尺九寸五分

但同斷

同三町目

京間八拾間

但公役金相勤申候

同四町目

京間九拾五間半

但同斷

本銀町四丁目

同所北側住居藏地

京間貳百八拾貳間

但公役金相勤不申、牢御屋鋪脇

土手石垣御修復、土手上並木植

直し、月々に草刈人足差出、并大

下水落口樹新規・修復共、御役相

勤申候。

同會所屋鋪住居藏地

田舎間八間七分五厘

但、柳原新し橋新規掛け直し修

復とも、神田佐柄木町・紺屋町貳

町目横町并右町内三个所住居

藏地、一同に引請罷在候上、明和

八卯年より、又候新規に上納金

右地所へ被仰付候

小間百拾九間

京間百拾五間

田舎間四間

但古來より無役に御座候

右町内の儀は、御入國の砌、隅田川

御成の節、御鐵砲師共拜借仕町屋

に被立候様被仰付候地所故、國役

金、御鐵砲師共請被來、公役金相勤

不申候。

一本兩替町 名主八郎右衛門

京間百八間四尺五寸

但公役金相勤申候

北鞘町

京間百貳拾五間三尺五寸

一室町壹町目 主名助右衛門

一、鐵砲町

名主 捨藏

第三章 街衢 第二節 天正の本町町割

京間百壹間壹尺五寸  
但公役金相勤申候

同貳町目

京間八拾間

但同斷

同三町目

京間九拾六間

但同斷

駿河町

京間八拾間

但同斷

瀬戸物町

京間百四拾五間

但同斷

瀬戸物町

京間百四拾五間

本小田原町壹丁目

京間百貳拾壹間貳尺六寸五分

分

但同斷

同貳町目

京間四拾六間半

但公役金相勤申候

本町三町目裏河岸

京間貳拾六間

但同斷

一本船町

京間百五拾四間五寸

名主太郎兵衛

但公役金相勤申候

小舟町壹町目

京間六拾壹間貳尺七寸

但同斷

同貳町目

京間六拾間三尺七寸五分

但公役金相勤申候

同三町目

京間六拾間四尺壹寸

但同斷

長濱町壹町目

京間三十九間壹尺五寸

但同斷

同貳町目

京間四拾九間五寸

但同斷

一品川町

京間七拾五間

但公役金相勤申候

同裏河岸

京間九拾壹間半

但同斷

一萬町

京間六拾貳間半

但公役金相勤申候

一元四日市町

京間拾七間半

但同斷

一、日本橋藏屋敷

田舎間二十一間一尺五寸

但公役金相勤申候

一、安針町 名主吉 右衛門

京間四拾貳間壹尺六寸

但公役金相勤申候

一、箱崎町壹町目名主又 右衛門

京間貳拾八間六尺三寸

但公役金相勤申候

同貳町目

田舎間七拾四間四尺

但右町内を埋立地にて上

納金差上申候

同所裏河岸埋立地

北新堀町

京間百參拾四間壹尺

但公役金相勤申候

同所大川端町

京間七拾六間

但同斷

一、小網町壹町目名主伊 兵衛

小間六拾貳間半

京間貳拾貳間半

内 田舎間四拾間

但、中川御書御用船、并、御成御前

日船拂御用船相勤申候

同横町

小間三拾七間

甚左衛門町

京間五拾四間

但公役金相勤申候

右公役金は、京間五拾三間三尺

四寸にて、古來より相納申候。尤

公役金間數違の儀、古來より古

の通納候儀にて、何故と申儀、書

留并覺候者無御座候。

一、新材木町 名主吉 左衛門

京間百三拾五間五尺七寸

堀江町一丁目

京間六拾參間

但同斷

同二丁目

内 京間三拾壹間半

田舎間五間半

但同斷

同貳町目

小間九拾八間半

京間六拾四間

内 田舎間參拾四間半

但、中川御書御用船、并、御成御前

日船拂御用船相勤申候

同參町目

小間百七拾七間半

内 京間拾八間

田舎間百五拾九間半

但同斷

京間六拾參間

但公役金相勤申候

同三丁目

京間六拾八間

但同斷

同四丁目

京間三拾八間

外に、右町内木戸際に割殘り三角屋鋪、表京間貳間裏行三間の場所、享保十八巴年中、長兵衛と申者へ御買上地に被仰付候に付、町内町數の外に公役金相勤申候。

但同斷

同六軒町

京間貳拾三間半

但同斷

壹番組

町數合九十四町

是は代地の分も、一町に相立候町數にて御座候。右代地并住居藏地の分、一町に相立不申候得ば、

町數七拾七町

小間合七千四百七拾八間半

四尺九分五厘

内京間六千四拾八間半壹尺七寸七分

田合間千四百三拾間貳尺三寸貳分五厘

二番組

名主人數拾五人 外に後見壹人

右再應相調候處、相違無御座候以上。

安永三年十一月

去巳年番

葺屋町

名主庄 右衛門 門 ⑩

堺町

同 松 五 郎 ⑩

田所町

同 平 藏 ⑩

村松町

同 源 六 ⑩

橋町名主平助

後見小 兵 衛 ⑩

貳番組

一、葺屋町 名主庄 左衛門

京間九拾四間半

但御公役金相勤申候

岩代町の内

京間拾貳間

但公役金相勤申候

右町内の儀は、惣間數京間四拾壹間の内、右間數は私支配にて、殘貳拾九間は松五郎支配に御座候。尤、公役金共外諸出銀等の儀は、一體に相勤申候。

河岸買受地町屋敷

附札

右別段に一町に相立候哉、銘目別段に無之候。

一、新乗物町 名主善 兵衛

京間百壹間三尺貳寸八分

但公役金相勤申候

庄助屋鋪

京間三拾四間壹尺

但公役金相勤申候

長五郎屋鋪

京間拾八間壹尺五分

但公役金相勤申候

一、堺町 名主松 五郎

田舎間百拾間五尺貳寸五分

但公役金相勤申候

堺町横町

京間貳拾四間三尺五寸

但公役金相勤申候

岩代町の内

京間貳拾九間

但公役金相勤申候

右町内の儀は、惣間數京間四拾壹間の内、右間數は私支配にて残り拾貳間は庄左衛門支配にて御座候。尤、公役金其外出銀等の儀は、一體に相勤申候。

新和泉町北側

京間六拾壹間

但公役金相勤申候

右町内の儀は、北側は私支配、南側は庄左衛門支配にて、貳口に相分有之候得ども、全體は一町にて御座候。

松島町

田舎間三百六間四尺七分五厘

但公役金相勤申候

堀江六軒町新道

田舎間九拾五間壹尺八寸

但公役金相勤申候

一、住吉町 名主庄 左衛門

京間百貳拾貳間六尺三寸

但公役金相勤申候

住吉町裏河岸

京間六拾間貳寸

但公役金相勤申候

難波町

京間百貳拾九間三尺七寸

内 京間百間三尺貳寸三分

田舎間三拾壹間五寸

此京間貳拾九間四寸七分但公役金相勤申候

難波町裏河岸

京間七拾四間四寸

内 京間五拾貳間五尺四寸

田舎間貳拾三間 此京間貳拾貳間壹尺五寸但公役金相勤申候

高砂町

京間百貳拾七間

但公役金相勤申候

元大坂町

京間百貳拾六間貳尺壹寸

但公役金相勤申候

新和泉町南側

京間六拾間

但公役金相勤申候

右町内の儀、南側は私支配、北側は松五郎支配にて、貳口に相分有之候得共、全體は壹町にて御座候。

一、田所町

名主平

藏

小間百六拾貳間貳尺九寸七分五厘

内京間百五拾八間貳尺九寸七分

五厘

田舎間百六間

但公役金相勤申候

同町新道

田舎間貳拾壹間四尺壹寸八分

但公役金相勤申候

彌兵衛町

京間拾八間壹尺六寸

但公役金相勤申候

同所新道

田舎間拾六間貳尺三寸

但公役金相勤申候

長谷川町

小傳馬町貳町目

京間百貳拾間

但御傳馬役相勤申候

小傳馬町三町目

京間百貳拾間

但御傳馬役相勤申候

同町河岸

京間百四拾間

但上納金相勤申候

右は、河岸藏地に候處、川中埋立住居御上納地に被仰付被下置候様、明和二酉年七月三日御願申上、同月十九日、願の通被仰付、龜井町河岸・馬喰町河岸・橋本町壹町目河岸一同、翌戊年より上納金相勤申候。元來は一町にて

小間百九拾七間壹尺壹寸

内京間貳拾八間三尺四寸五分

田舎間百六拾八間三尺六寸五分

但公役金相勤申候

橋町四町目

京間八拾九間貳尺七寸貳分

但公役金相勤申候

一、小傳馬町壹町目

名主又

四

郎

後見庄 左衛門

京間百貳拾貳間

内南側京間六拾壹間半

御傳馬役相勤申候

北側京間六拾間半

拜領屋敷にて、公役金相勤申候

御座候。

小傳馬上町

京間百貳拾五間

但牢屋敷御傳馬人足相勤

申候

同所北側住居藏地

京間三拾貳間半

但牢屋敷御傳馬人足相勤

申候

右北側町内の儀は、先年御用地被召上、其後御願申上、住居藏地に被仰付、牢屋敷御傳馬人足は、元地同様相勤候得共、其外の儀は諸事別段に相勤申候。

小傳馬上町代地

京間貳拾貳間

但牢屋敷御傳馬人足相勤

申候

右代地の儀は、先年切地被召上、柳原土手下にて代地被下置、牢屋敷御傳馬人足は、元地同様相勤候得共、地所隔有之候に付、諸事別段相勤申候、元來一町にて御座候。

通鹽町

京間九拾五間五尺八寸

但牢屋敷御傳馬人足相勤

申候

通油町

田舎間百五拾間三尺五寸

京間八拾五間

但公役金相勤申候

同町河岸上納地

京間拾壹間

但上納金相納申候

右地所の儀は、御堀浚除土を以川中埋立、住居御上納地被仰付被下置候様、明和二酉年七月三日奉願上、同月十九日願の通被仰付、橋本町壱町目河岸、小傳馬町三町目河岸、龜井町河岸、一町、翌戌年より上納金指上申候。

馬喰町貳町目

小間百四拾貳間半

京間百四拾間

田舎間貳間半

但公役金相勤申候

龜井町

京間百三拾間

但公役金相勤申候

右の河岸、藏地に候處、川中埋立、住居御上納地に被仰付被下置、同様右の内五拾九間五尺餘は、明和酉年三月二十四日御願申上、同七月十六日願の通被仰付、五拾四間は、同年七月三日御願申上、同月十九日願の通被仰付、小傳馬町三町目河岸、馬喰町壱町目河岸、橋本町壱町目河岸、一町、翌戌年より上納金差上申候。元來壹町にて御座候。

一、馬喰町壱町目名主源

兵衛



但公役金相勤申候

同所三町目

京間百貳拾間

但公役金相勤申候

一、横山町壹町目

名主太 郎 吉

京間百貳拾三間

但公役金相勤申候

同所貳町目

京間百貳拾貳間貳寸四分

内貳間貳尺七寸

御年貢地

殘百貳拾貳間貳尺四分

但公役金相勤申候

一、横山町三町目

名主喜 左 衛 門

京間百六間貳尺壹寸七分

但公役金相勤申候

同所代地

田舎間拾四間四尺

但公役金相勤申候

右町内の儀は、元、先年切地被召

上、元誓願寺前通にて代地被下

置、當時所隔有之候に付、諸事別

段相勤候得共、元來は一町にて

御座候。

米澤町壹町目

京間百四拾三間三尺九寸四分

但公役金相勤申候

同所貳町目

田舎間五拾八間壹尺七寸七分

分

但公役金相勤申候

同所三町目

京間五拾貳間四尺四寸六分

但公役金相勤申候

吉川町

田舎間七拾六間貳尺五寸六分

分

但公役金相勤申候

下柳原同朋町

田舎間百六拾四間五尺三寸

但公役金相勤申候

同所續新地

田舎間三拾八間

内拾五間、公役金相勤申候。貳拾間、

上納請負地に御座候。

右町内の儀は、享保十九寅年よ

り、新規町屋罷成候に付、町名は

相分候得共、諸事下柳原同朋町

に組合、相勤申候。

米澤町薬研堀埋立地

田舎間九拾壹間三尺

但上納金相勤申候

右町内の儀は、明和八卯年奉願

上、薬研堀埋立新規町屋被仰付、

安永四年より上納金相勤申

候。

一、新大坂町 名主平

助

京間八拾壹間五尺

但公役金相勤申候

元濱町

京間八拾九間四尺貳寸五分

但公役金相勤申候

橋町壹町目

京間七拾八間

但公役金相勤申候

同町三町目

京間百三拾壹間貳尺七寸

但公役金相勤申候

一、村松町

名主源

六

京間百拾四間五尺四分

但公役金相勤申候

若松町

京間五拾八間五尺七寸五分

但公役金相勤申候

久松町

京間四拾九間貳分

但公役金相勤申候

富澤町

小間百九拾五間四尺

京間百四拾八間貳尺

田舎間百四拾七間三尺八寸

但公役金相勤申候

横山同朋町

京間八拾四間三尺

但公役金相勤申候

貳番組

町數合計九拾三町

是は、代地の分も壹町相立候町數にて御座候。代地の分壹町相立不申候得ば、

町數八拾三町

小間合七千三百五拾三間壹

寸六分

内京間五千貳百五拾四間三尺九

寸七分五厘

田舎間貳千九拾八間貳尺六寸

八分五厘

名主 拾 四人  
外に後見 壹 人  
月行事 壹 个所

四番組

一、西河岸町 名主清 右衛門

小間京間百七間四尺壹寸

但公役金相勤申候

一、青物町 附支配

一、吳服町 名主藤 次郎

小間京間貳百四拾九間壹尺

五寸五分七厘

但公役金相勤申候

同所南新道

小間京間四間

但公役金相勤申候

南北新道二名出候得共、近來喜多村へ一名目に、同新道と斗書出候。

同所北新道

小間京間貳拾間

但公役金相勤申候

通壹町目

小間京間百貳拾間

但公役金相勤申候

同所新道

小間京間三拾六間

但公役金相勤申候

通貳町目

小間京間百貳拾間

但公役金相勤申候

同所新道

小間京間貳拾間

但公役金相勤申候

通三町目

小間京間百八間壹尺七寸六分

分

但公役金相勤申候

四拾間は

元地

六拾八間壹尺七寸六分は

尾張町代地

右町内の儀、元地四拾間有之、其外は廣小路にて有之候處、元祿

十一寅年九月、尾張町御用地に被召上、同十一月町内廣小路六拾八間壹尺七寸六分、爲代地尾張町へ被下置候。此分、尾張町代地にて御座候。同翌卯年九月、右代地の儀、有來候元地と同様、御役相勤申度、并通三町目と唱申度段御願申上、願の通被仰付、元地代地と有之候得共、一町にて御座候。

通四町目

小間京間百貳拾間七寸五分

但公役金相勤申候

同所東新道

小間京間五間

但公役金相勤申候

此東新道と申名目、近來喜多村へ書上候には、此名目無之候。

中橋廣小路町の内名古屋祖父

平拜領屋敷

小間田舎間七間

但公役金相勤申候

元大工町

小間田舎間百三間五寸

内小間九拾八間五寸

但御國役相勤申候

右御作事方小細工方へ、壹个年大工高四百六拾貳人半差出申候、外に御仕置は、大工六拾貳人半差出申候。

小間五間

但公役金相勤申候

右は御儒者人見文兵衛股拜領屋敷

同所新道

小間京間貳拾間

但公役金相勤申候

右は野間玄録老拜領屋敷

一、檜物町 名主又右衛門

小間京間百九拾四間壹尺九寸

寸

但御木具御國役相勤申候

同會所

小間京間拾六間三尺

但公役金相勤申候

上槇町

小間京間百八拾六間壹尺貳寸五分

拜領屋敷共

但公役金相勤申候

三島屋敷

小間京間貳拾三間三尺五寸五分

五分

右は拜領屋敷

但公役金相勤申候

道壽屋敷

小間京間拾間六尺貳寸

但公役金相勤申候

數寄屋敷

小間京間百貳拾五間四尺貳寸

寸六分

但公役金相勤申候

御油屋 升屋善太郎 小山平助 拜借地

小間京間拾間

但公役金相勤申候

北槇町拜領屋敷

同町の内

横山當永拜借地

小間京間六間

但公役相勤不申候

中橋廣小路町の内山添屋敷

一、萬町

小間京間六拾貳間半

但公役金相勤申候

第三章 街衢 第二節 天正の本町町割

一、萬町

元四日市町

日本橋藏屋鋪 右三町品川町六右衛門支配に成る

元四日市町

小間京間拾七間半

但公役金相勤申候

日本橋藏屋敷

小間田舎間貳拾壹間壹尺五寸

寸

但公役金相勤申候

青物町

小間京間九拾四間

但公役金相勤申候

一、青物町、西河岸町  
清右衛門支配に成

一、平松町 名主孫 左衛門

小間京間八拾間

但公役金相勤申候

音羽町

小間京間三拾六間九寸五分

内小間貳拾四間九寸五分

但御國役相勤申候

右者南大工町にて切地に被召  
上候分、町内にて被下置候に付  
元地南大工町へ、御國役大工三  
百七拾人、賃銀割合相勤申候。

小間拾貳間

但公役金相勤申候

右は、日比谷町にて切地に被召  
上候分、町内にて被下置候に付、  
公役金相勤申候。

小松町

小間京間四拾貳間壹尺八寸

内小間貳拾六間壹尺八寸

但御國役勤申候

右は南大工町にて切地に被召  
上候分、町内には被下置候に付、  
元地南大工町へ、御國役大工三  
百七拾人、賃銀割合相勤申候。

小間拾六間八分

但公役金相勤申候

右拾六間八分の内拾貳間は、日  
比谷町にて切地に被召上、并四  
間八分は、松川町にて切地に被

召上、兩所の分、其町内にて被下  
置候に付、公役金相勤申候。

川瀬石町

小間京間六拾三間壹尺七寸

五分

但公役金相勤申候

右町内の儀、切地に被召上、松川  
町・常盤町・正木町にて代地被下  
置、當時は地所隔有之候に付、別  
段に諸事相勤候得共、元來は一  
町にて御座候。

南油町

小間京間三拾間

但公役金相勤申候

右町内の儀は、切地に被召上、松  
川町にて代地被下、當時は地所

隔有之候に付、別段に諸事相勤  
候得共、元來は一町にて御座候。

新右衛門町

小間京間百五拾貳間六尺三

寸貳分

但公役金相勤申候

右町内の儀は、元來南鍋町邊に  
て御座候處、地面被召上、當所に  
て替地被下置、并吳服町・南鍋町・  
錢屋町・上横町切地に被召上候  
分も、當地にて被下置、右代地共  
新右衛門町一町にて御座候。

樽正町

小間京間九拾貳間貳尺

但公役金相勤申候

一、佐内町

名主六 右衛門

小間京間九拾四間

但公役金相勤申候

一、本材木町壹町目

名主新

助

小間京間五拾貳間半

但公役金相勤申候

外に御仕置者有之節は、御役材木差出來申候。

同町貳町目

小間京間五拾間半

但公役金相勤申候

外に御仕置者有之節は、御役材木差出來申候。

同町三町目

小間京間六拾貳間三尺五寸

五分

但公役金相勤申候

外に御仕置者有之候節は、御役材木差出來申候。

同町四町目

小間京間九拾五間貳尺

但公役金相勤申候

外に御仕置者有之候節は、御役材木差出來申候。

板本町壹町目

小間京間百八間貳寸四分

但公役金相勤申候

五拾四間六尺は元地

内 五拾三間七寸四分は代地

右町内の儀は、切地に被召上、同

所裏の方にて代地被下、當時は地所隔有之候得共、元來一町にて、諸事一同に相勤申候。

同町貳町目

小間京間八拾貳間六尺四寸

五分

但公役金相勤申候

四拾四間貳尺壹分は元

内地

三拾八間四尺四寸四分

は代地

右町内の儀は、切地に被召上、同所裏の方にて代地被下、當時は地所隔有之候得共、元來一町にて、諸事一同に相勤申候。

同町裏續上納地

第三章 街衢 第二節 天正の本町町割

小間田舎間九拾九間壹尺五寸

但公役金相勤申候

此上納地、元地貳町目に籠り候哉、近來喜多村へ書上候に此銘目無之。

右納地の儀は、先年柳生備前守様御屋敷にて御座候處、享保六丑年類焼後、御屋敷は外へ引け、坂本町一丁目・二丁目地尻御用地に被召上、右御屋敷跡にて代地被下置、明地の分は、植溜等に有之候處、享保二十卯年、坂本町一丁目・二丁目町人共、上納地奉願、家作仕、地代上納仕候。

江戸橋藏屋敷

小間京間拾六間三尺五寸

但公役金相勤申候

右藏屋敷の儀は、古來土手藏にて御座候處、享保十七子年、町家に被仰付候。

江戸橋藏屋敷新町屋  
右別段に一個所は銘目立候、哉、別段に名目無之、右藏屋敷へ相籠り候。

江戸橋木更津河岸

東田舎間 八間貳尺

西田舎間 三間壹尺

南田舎間 貳拾五間

此河岸地面の儀は、上總國木更津村船持共、拜領仕候荷物揚場にて御座候。

神田新銀町代地

小間京間七拾貳間壹尺八分

但公役金相勤申候

右町内の儀は、神田新銀町代地にて、前書の間數だけ私支配、元地は次右衛門支配仕、諸事別段に相勤申候。

同所新銀町代地

此名目、一町にて相立候

松下町代地

買上地

塗師町代地

小間京間貳拾七間二尺五寸

但公役金相勤申候

右買上地の儀は、公役三町一同に相勤候得共、新銀町代地私支配にて御座候。

一、箔屋町

名主又

兵

衛

小間京間八拾間

但公役金相勤申候

岩倉町

小間京間貳拾九間

但公役金相勤申候

下槇町

小間京間八拾間

但公役金相勤申候

福島町

小間京間三拾九間三尺九寸五分

五分

内小間九間貳尺四寸四分

但御國役相勤申候

右は、元地元大工御用地に被召

上、代地長崎町廣小路にて被下候足地、町内にて被下候。右長崎町廣小路と申候は、南大工町の事に御座候。由申傳、依之、南大工町へ御國役大工三百人、賃銀割合相勤申候。

小間三拾間壹尺五寸壹分

但公役金相勤申候

右三十間一尺五寸一分の内、十二間三尺五寸七分は、元地目比谷町一町目、吹手町御用地に被召上、代地町内にて被下候。由申傳、殘て十七間四尺七寸四分は、元地通三丁目、南油町御用地にて被召上、代地松川町、長崎町廣小路兩所にて被下候。足地、町内にて被下候。由申傳候。

中橋廣小路の内

大崎  
竹内元壽 拜領屋敷  
觀世佐吉

小間田舎間拾貳間

但

右は入堀にて御座候處、安永三年二月十九日、御醫師松本善甫爲致拜領、埋立申候得共、未、町家相建不申候。

四番組

町數合四拾九町

是は代地の分、一町に相立候町數にて御座候。右代地の分一町に相立不申候得ば、

町數四拾七町

小間京間合三千五拾六間

〔七丈四尺九寸九分七厘〕

〔此間拾壹間三尺四寸九分七厘〕

小間田舎間合貳百七拾八間

六尺五寸

右京間に直二百九十七間四

尺

二口

京間にして三千三百貳拾五

間九寸九分九厘

此の間數の内三拾六間三尺

は木更津河岸町家にては無

御座候、尤も町數には入不申

候。

名主八

人

右再應相調候處、相違無御座候、以

上。

安永三年十一月

去巳年番

本材木町

名主新

助

同

箔屋町

名主又

兵

衛

寺院多く移  
轉し來る

### 第三節 天正以後の狀況

天正より慶長初年に至る間、徳川家康は多く江戸に在らず、東奔西馳、兵馬倥傯の間にあり。慶長五年關が原の役後、天下の形勢漸く決し、諸侯の江戸に來るもの多く、城内局澤其の他の寺院は前後して他に移るものあり。本區馬喰町、矢の倉邊、又寺院の移轉地となる。寛永江戸圖に合考して察すべし。文祿四年金座は本町に設置せられ、慶長五年安針町は三浦按針の受領地となり、慶長六年又一部の町割更定あり。同年十一月駿河町より出火、江戸一宇も残らず焼亡すと慶長見聞集の記事に見ゆれば、常時の江戸町は日本橋を中心とする數十町に過



ぎざりし狀を窺知すべきなり。この年茅葺を改めて板葺となす。中に瀧山某はその屋根を瓦葺となし、爾來瓦葺となす者次第に多し。當時馬喰町は已に天正以前に馬喰高木此所に居住し、入府後馬場を預り兼ねて名主をつとむ。慶長中馬市立ち、并に町の繁昌するによりて高札を立てらる。令條記に、

條々

- 一、喧嘩口論堅停止事。
  - 一、ばくちほう引双六、此外諸勝負禁制事。
  - 一、馬の値段落着の上、引返すべからざる事。
  - 一、馬のうりかひ、やす馬たりといふとも、ばくちほう町の外一切停止之事。
  - 一、かけ馬停止之事。
  - 一、馬の寸相金子壹枚に付て、永樂二十疋たる事。
  - 一、ばくちほう町をいて、馬にふまるゝとも、其人の越度たるべき事。
- 右馬町六月一日より同二十日まで、但二十日過は、町をはらひ、其上宿いたし

候もの於有之は、可爲曲事者也。

慶長七年六月朔日

常陸介  
修理亮

ついで慶長八年三月に至り、幕府は諸大名に課して、豊島の洲崎を築填せしめ、濱町以南特に日本橋以東の一部を町家となし、日本橋川を改修して、楓川堀留川、小舟町の入堀と相通せしめ、江戸の湊港を治む。さればこの修填によりて日本橋通は幹線となり、湊口の修治によりて、船舶の出入愈々多し、江戸中心の街衢の繁榮は、これより急速なる發展を遂ぐ。翌九年日本橋が全國道程の起點となりしが如き、蓋、所以なきに非ざるなり。

彼の色音論に、江戸の町八百八町とあるは、もとより大數にして寛永中に其の町數あるべくもあらず、而も日本橋を中心とするもの降りて、天和中には本區の町數八十九个町、寶永中には百十五个町となり、明和・安永の頃には代地・受領地等當時所謂町と呼びたりしもの實に四百个町に達す。之を附録寫眞帖所收

江戸の發展  
と區の繁榮

御府内沿革圖書に合考して、其の町地増加の有様を知るべし。尙江戸に於いては、市内の各町を十七組乃至二十一組に分つ。本區は終始一番組に大部、二番組に其の一部を包含したり。之を江戸全體に見るも延寶中八百餘町に達し、天保中には既に千七百餘町を數へ、屢々屋敷改を置きて、新地の發展を制限糾察せしに見るも、其の急激なりし發展を知るに足らずや。されば本區の町家の増加、人口の増殖は、江戸の發展と相俟ちて益々繁榮に赴き、彼のあらゆる商品を販賣せる十組問屋の全權、殆ど收めて日本橋商人の手に在りしが如き、魚市場が、全市の住民に之を供給したりしが如き、相俟ちて日本橋の繁榮を致す、以て往時の狀を察すべきなり。

#### 第四節 町の起立と官私の関係

坂本町の起立

一町の起立につきては、其の町割地割乃至は町人名主官署の間に、多大の手續を要したること勿論にして、今各町の起立に關し、其の沿革を叙することを許さざるを以て、こゝに坂本町の起立を考へ、其の煩雜なる手順を記して一般を

吳服師八人

考ふるの資料とすべし。

元祿十二年正月十一日、御吳服師八人を城中に召喚し、老中側用人等列座の上、茅場町向井將監上り屋敷に於いて、兩角のもの百四十三坪餘、其の他各百五十坪合計千八百八拾六坪餘を賜ふべき旨指令あり、これより先十一月十八日既に内示あり、こゝに於いて老中月番土屋相模守側用人柳澤出羽守若年寄秋元但馬守、其の他向々へ御禮言上する處あり。

地所の内示  
と地割

正月十六日、屋敷地所繪圖の内示あり。同日吳服師八人京都在住の者は、代人を出す。麻上下着用にて右地所に至る。地割奉行奥田八郎右衛門の家臣中野又六、大工二人を從へ、向井將監邸址預役たる牧野讚岐守家中二人亦立會ふ。ついで惣間敷を打ち、四隅に榜示杭を立て、同日又若年寄側用人、并に兩町奉行松平伊豆守保田越前守、地割奉行奥田八郎右衛門、申斐庄喜右衛門等へ廻禮に赴く。翌十七日八人の名代人出會して、各屋敷境界について打合せをなす。

十九日に惣竹垣壱間につき十五本、横町二通宛、目通三寸の太さ。を設け、ついで拜領屋敷は之を町奉行支配とせられんことを出願し、二月十三日、町年寄樽屋藤左

衛門の役所に召喚せられ、右に關する申渡しあり、各名代人より御請の證文を差出す。曰く、

指上申手形の事

一、今度私共地主拜領屋敷町、御奉行様御支配に被仰付難有奉存候。自今以後、御法度諸事御觸等の儀、拙者共は不及申、借屋店借召仕の者迄、急度相守可申候。尤人足役、月行事諸役の義は、町並次第相勤可申候。爲後日證文仍如件。  
元祿十二己卯年二月十五日

越後屋八郎兵衛屋代

長 右 衛 門 印

横田平左衛門屋代

權 右 衛 門 印

三輪彦助屋代

文 四 郎 印

山田屋清七屋代

町奉行支配  
となる

名主を定む  
べき指令

町年寄衆中

同日再び町奉行所に御禮を勤め、ついで樽屋役所より各本人名代人印形を定むべき旨指令并に名主は何町名主に附屬すべきや改めて願出づべき由注意あり。十五日前記の證文三通厚紙三枚を樽屋役所に差出し、各左の屋敷繪圖を添附したり。

喜 左 衛 門 印

伊勢屋利右衛門屋代

喜 兵 衛 印

菱屋庄左衛門屋代

萬 右 衛 門 印

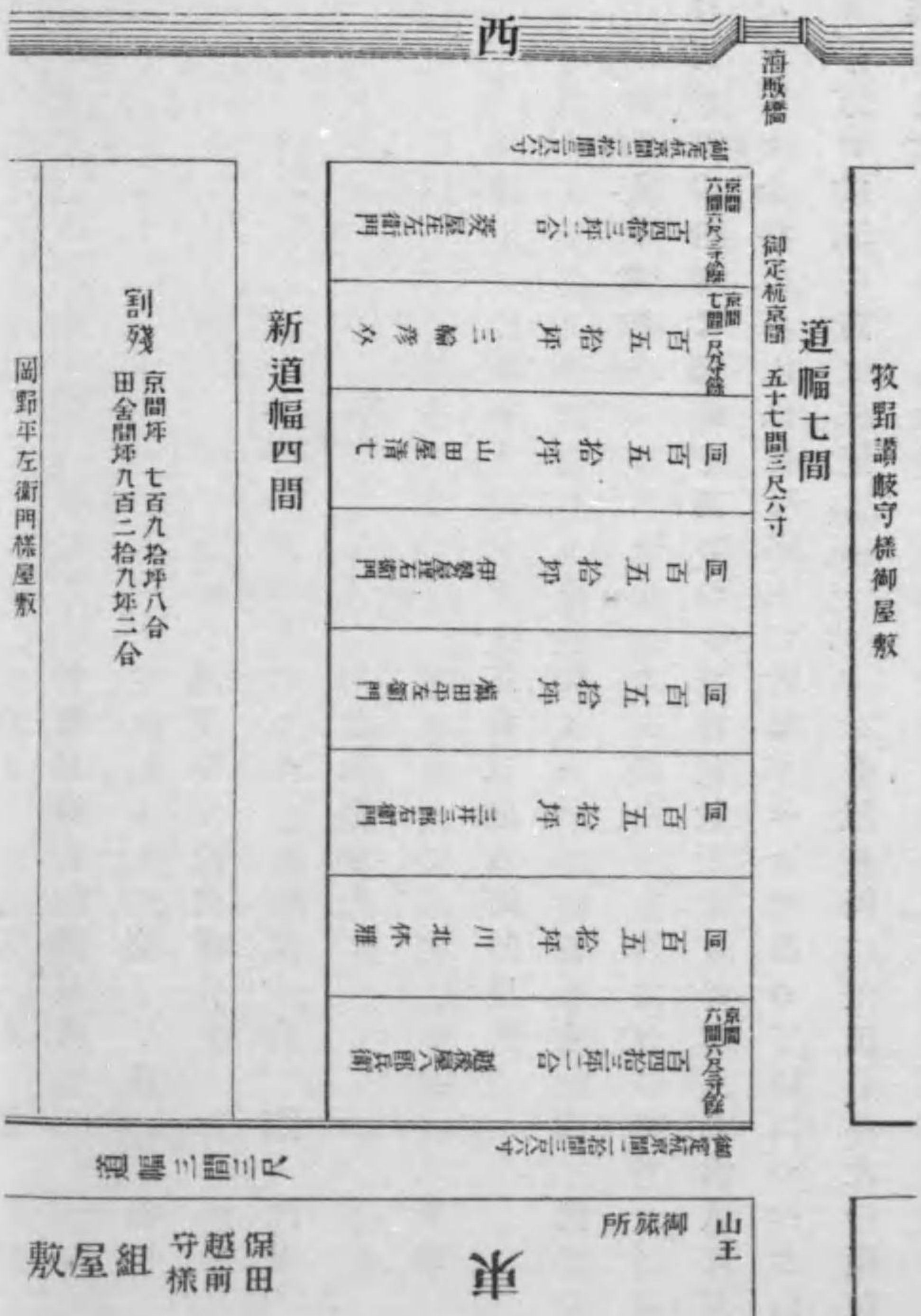
川北休雅屋代

利 兵 衛 印

三井三郎右衛門屋代

長 右 衛 門 印

屋敷繪圖



名主を定む

坂本町舊記に、同日以後の關係記録を收めたり。曰く、

一、右同時に名主の願書一通持參仕申候。案紙如左。

頃日被仰付候名主の儀、本材木町名主新助に附申度奉願候以上。

月 日

屋代銘々

町年寄衆中

町名の豫定

一、右同時に町々名三色願書上げ申候。

新吳服町 錦町 綾町

一、十八日に樽屋より口上書參申候。案紙如左。

吳服所屋守共、并本材木町名主新助同道にて可參候。御用の儀に付、申渡  
事有之候。

二月十八日

町年寄三人

屋守衆中

任紙面參申候處に、被申渡候口上。此度各依頼、名主の儀、新助へ申渡候。彌左

第三章 街衢 第四節 町の起立と官私の關係